

(第一類 第九號)

衆第一回
議國會
院會
商工委員會

議錄第十九号

一九七

○浜西委員 本日は郵政省、大蔵省それぞれ来ていただいておりますのは、この法案を審議するについては関連性が大変強いので特にお願いをしてもらつたわけですが、絞つて質問をいたしませんので、関係がジグザグになりますので、そのときどきに応じて質問を行いますのでひとつ了承してもらいたいと思います。

せつからく大蔵省主計官来ておられますので、まず予算的な面からいってみたいと思うのですが、この基盤技術というものがこれから重要になつてくることはおよそ想像はつくと思うのです。世界的に先端技術を握つたところが生き残れるというふうに言われておるくらいですから、この問題についても各國とも大変神経をとがらせて十分研究をし、自分のところで研究したものは一つの権利としてなかなか外へ渡さない、そういう国際的な

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六二号)

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
基盤技術研究円滑化法案(内閣提出第三八号)
貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出第四三号)

状況が現在あるわけですが、今日このような技術を研究開発するということについて、私は基本的には大賛成である。

○秋山説明員 資源、国土の面で非常に制約の多い我が国にとりまして、それを克服して経済発展の基礎を引き続き確保していく、そういう考え方から技術開発の推進というものは重要な役割を果たす、そういう認識を持っております。しかしながら、御案内のような非常に厳しい財政状況でございまして、技術開発の推進につきまして極力民間活力の發揮、民間活力を活用するという形で進めしていくのがいいのではないかと考えているわけでございますが、その場合でも、國のあるいは財政の役割といたしましては、一つは、今申し上

げました民間活力が最大限に發揮されるような環境条件の整備を行うこと、二つには、リスクが大きくて民間の自主性のみにゆだねることが困難な技術開発につきまして、財政の許す範囲内で最小限度の助成を行っていく、そして研究開発を進めいく、こういったことが基本的な考え方になるべきではないかと思っていられるわけでございます。ところで、六十年度におきまして、今御指摘がございましたように、産投特会の原資の充実等を背景といたしまして基礎技術研究促進センターを設立し、民間における技術研究の促進等を図るということで財政措置を行ったところでございますが、その内容につきましては、産投会計から基本財産としての出資六十億円、それから、このセンターの出資事業の事業資金としての出資二十億円、融資事業としての産投会計からの融資二十億円でございまして、御指摘のとおり事業費につきましては出資二十億円、貸し付け二十億円、四十億円でございます。

センターは、今法案の御審議をいただいておりまして、政府としては、法案が成立し次第こどしの十月一日の発足を目指として準備を進めたいと考えておいでございまして、まずセンター発足に当たりましては、出資事業、融資事業に限らず、このセンターの国際共同研究事業ですとか、あるいは民間との共同研究事業ですか情報関係の事業ですとか、いろいろな事業を民間活用という観点から総合的に進めていこうということでござりますので、まず基本財産の充実ということがポイントではないかということで、基本財産の出資を六十億予定したわけでございます。

基本財産につきましては、そのほか日本開発銀行からの出資三十億円、それから民間側からおよそ三十億円、トータルで百二十億円ぐらいたる予定しているわけでございまして、センター発足に当たっての基礎固めをしていこうという考え方でこういう予算措置をとったところでございます。

○浜西委員 今の説明を聞く限りでは、当面基礎

を充実させるということに重点を置いていたような環境内条件の整備を行うこと、二つには、リスクが大きくて民間の自主性のみにゆだねることが困難な技術開発につきまして、財政の許す範囲内で最小限度の助成を行っていく、そして研究開発を進めいく、こういったことが基本的な考え方になるべきではないかと思っていられるわけでございます。どこでございましたように、産投特会の原資の充実等を背景といたしまして基礎技術研究促進センターを設立し、民間における技術研究の促進等を図るということで財政措置を行ったところでございますが、その内容につきましては、産投会計から基本財産としての出資六十億円、それから、このセンターの出資事業の事業資金としての出資二十億円、融資事業としての産投会計からの融資二十億円でございまして、御指摘のとおり事業費につきましては出資二十億円、貸し付け二十億円、四十億円でございます。

センターは、今法案の御審議をいただいておりまして、政府としては、法案が成立し次第こどしの十月一日の発足を目指として準備を進めたいと考えておいでございまして、まずセンター発足に当たりましては、出資事業、融資事業に限らず、このセンターの国際共同研究事業ですか、あるいは民間との共同研究事業ですか情報関係の事業ですか、いろいろな事業を民間活用という観点から総合的に進めていこうということでござりますので、まず基本財産の充実ということがポイントではないかということで、基本財産の出資を六十億予定したわけでございます。

明のようですが、基礎は基礎でもいろいろあるわけですから、この金額はいずれにしても私は少ないと見ておるので。どうしようもないほど少ない。今、ちょっと通産省に聞きますが、私が冒頭言つたように、民間が出しておる研究費、政府もいろいろ出しておりますね、各省庁それぞれの特別の調査機関を持っておりますから、それを総合して七兆円ぐらいたと言われておりますが、その金額に間違いないかどうか、それをちょっと……。

○福川政府委員 総務厅で調査をいたしております統計速報から私どもの方で推算をいたしましたと、日本の研究開発費の現状は、昭和五十八年度で六兆五千億円、四捨五入いたしますと約七兆円、融資事業としての産投会計からの融資二十億円でございまして、御指摘のとおり事業費につきましては出資二十億円、貸し付け二十億円、四十億円でございます。

センターは、今法案の御審議をいただいておりまして、政府としては、法案が成立し次第こどしの十月一日の発足を目指として準備を進めたいと考えておいでございまして、まずセンター発足に当たりましては、出資事業、融資事業に限らず、このセンターの国際共同研究事業ですか、あるいは民間との共同研究事業ですか情報関係の事業ですか、いろいろな事業を民間活用といふ観点から総合的に進めていこうということでござりますので、まず基本財産の充実ということがポイントではないかということで、基本財産の出資を六十億予定したわけでございます。

明のようですが、基礎は基礎でもいろいろあるわけですから、この金額はいずれにしても私は少ないと見ておるので。どうしようもないほど少ない。今、ちょっと通産省に聞きますが、私が冒頭言つたように、民間が出しておる研究費、政府もいろいろ出しておりますね、各省庁それぞれの特別の調査機関を持っておりますから、それを総合して七兆円ぐらいたと言われておりますが、その金額に間違いないかどうか、それをちょっと……。

○福川政府委員 総務厅で調査をいたしております統計速報から私どもの方で推算をいたしましたと、日本の研究開発費の現状は、昭和五十八年度で六兆五千億円、四捨五入いたしますと約七兆円、融資事業としての産投会計からの融資二十億円でございまして、御指摘のとおり事業費につきましては出資二十億円、貸し付け二十億円、四十億円でございます。

センターは、今法案の御審議をいただいておりまして、政府としては、法案が成立し次第こどしの十月一日の発足を目指として準備を進めたいと考えておいでございまして、まずセンター発足に当たりましては、出資事業、融資事業に限らず、このセンターの国際共同研究事業ですか、あるいは民間との共同研究事業ですか情報関係の事業ですか、いろいろな事業を民間活用といふ観点から総合的に進めていこうということでござりますので、まず基本財産の充実ということがポイントではないかということで、基本財産の出資を六十億予定したわけでございます。

うすると、対象というものはあくまで通産省の所管にかかるものと郵政省の所管にかかるものと見ますと、これはたくさんありますけれども、ところが、今の世の中、豆腐を切ったように境界線を引いてこれからこれということはないのです。相互に関連をし、ジグザグ的にすべてお互に相乗効果を持ちながら発達を遂げるというような現代の世の中になつておるわけですから、したがって、基礎部分を含め研究開発をしようと思えば、当然各省庁にまたがるような、そういう想定でやらないでは実は意味がないわけですね。当面ということなのかどうなのか、これも聞いてみたいと思うのですが、将来展望として通産省は、これがあくまで通産省と郵政省以外の所管は知らないというのか、それを将来は展望するが、現在、当面は通産と郵政の共管だけでとにかく出発するというのか、その辺の将来展望がまず一つ知りたいということ、これは通産省にお聞きします。

大蔵省は今お聞きのとおりで、五十八年度で総合的には大体七兆円近いものが、民間も含めて、大学も含めてそういう研究費が投じられておるわけですから、これから産学官一体としてそういう基礎整備をし研究開発していくこうというこの趣旨でありますから、それにしては、四十億円のうちのしかも二十億円は使いつ放しではない。そうすると二十億円しかない。こんなことで大蔵省は一體これは、今の説明で私は納得できませんが、将来的には通産と郵政の共管だけでとにかく出発するというのか、その辺の将来展望がまず一つ知りたいと思います。

○福川政府委員 まず、対象技術を通産省、郵政省に限つたのはいかなる理由であるか、あるいは基礎研究といふことについてのウエートは少なうございまして、いわゆる民間では、先ほど四兆六千億円と申しました研究開発費のうちで、基礎研究に振り向けているものは約三千億円、こういう調査に相なつております。

それから、今回の産投会計に入つてくる電電の株の問題、これは後ほど恐らく同僚議員も質問されれるので私は軽く触れておきますが、このいきさが、私は、後ほどまた違つた意味でこの問題の反対の趣旨を述べますけれども、ただ単に通産省と郵政省だけの共管で、それ以外のところは、まあ知つちやないと言つてはおかしいのですが、当面は今回の定義から外しておるわけですから、そ

うする、対象というものはあくまで通産省の所管にかかるものと郵政省の所管にかかるものと見ますと、これはたくさんありますけれども、ところが、今の世の中、豆腐を切ったように境界線を引いてこれからこれということはないのです。相互に関連をし、ジグザグ的にすべてお互に相乗効果を持ちながら発達を遂げるというような現代の世の中になつておるわけですから、したがって、基礎部分を含め研究開発をしようと思えば、当然各省庁にまたがるような、そういう想定でやらないでは実は意味がないわけですね。当面ということなのかどうなのか、これも聞いてみたいと思うのですが、将来展望として通産省は、これがあくまで通産省と郵政省以外の所管は知らないというのか、それを将来は展望するが、現在、当面は通産と郵政の共管だけでとにかく出発するというのか、その辺の将来展望がまず一つ知りたいと思います。

大蔵省は今お聞きのとおりで、五十八年度で総合的には大体七兆円近いものが、民間も含めて、大学も含めてそういう研究費が投じられておるわけですから、これから産学官一体としてそういう基礎整備をし研究開発していくこうというこの趣旨でありますから、それにしては、四十億円のうちのしかも二十億円は使いつ放しではない。そうすると二十億円しかない。こんなことで大蔵省は一體これは、今の説明で私は納得できませんが、将来的には通産と郵政の共管だけでとにかく出発するというのか、その辺の将来展望がまず一つ知りたいと思います。

○福川政府委員 まず、対象技術を通産省、郵政省に限つたのはいかなる理由であるか、あるいは基礎研究といふことについてのウエートは少なうございまして、いわゆる民間では、先ほど四兆六千億円と申しました研究開発費のうちで、基礎研究に振り向けているものは約三千億円、こういう調査に相なつております。

それから、今回の産投会計に入つてくる電電の株の問題、これは後ほど恐らく同僚議員も質問されれるので私は軽く触れておきますが、このいきさが、私は、後ほどまた違つた意味でこの問題の反対の趣旨を述べますけれども、ただ単に通産省と郵政省だけの共管で、それ以外のところは、まあ知つちやないと言つてはおかしいのですが、当面は今回の定義から外しておるわけですから、そ

盤技術と考え、なつかつ民間部門で、今申しましては、そのほか開銀あるたよだく、そういうことでこれを考えておるわけですが、このセントーではございまして、その二つの要件を考え合わせてみると、私どもとしては、当面、通産省、郵政省の技術ということを対象にしてこのよだな助成手段を講じていくのが適切ではないか、かよう考へた次第でございます。

過日の当委員会におきます参考人からの意見聴取におきましても、大島参考人からは、これをいわゆる二省に限ったことについて、技術の開発については発展段階がそれそれ異なってきておる、厚生省あるいは農水省、これは医薬品あるいは農業関係、こういうことでございますが、そういう技術は現状で見る限り官主導型で行われているのではないか、こういう御意見が述べられておりました。私ども、今の民間の基盤技術の試験研究を進めていくという観点から考えますと、私どもとしては当面両省の技術を対象としていくといふのが適切だというふうに考えております。

もとより、技術の必要性は、先生まさに御指摘のようだに、他の省庁も遂行をなさつてゐるわけでございますが、それぞれの省庁はそれぞれの技術の発展段階、業種業態に応じまして最もふさわしい手段を選んでおられるわけでございまして、各省はそれぞれの立場から実態に応じて必要な技術開発促進策を展開されておられるし、今後もしてございまして、他の省庁も遂行をなさつているわけでございました。私は、この問題として、各省庁がどのような手段がそれぞれの技術の状況、実態に即して必要であるか、こういうことをお考えになられて新しい政策をお考えになる、そういうことになって、将来私どもの方の技術政策と、あるいは郵政省、通産省の技術政策と調整を要するということであれば、これは将来の問題として調整に入るということはあり得るかと思つております。

○秋山説明員

技術開発について七兆円というお

話がございましたけれども、確かに今回の基盤技

術促進センターに対する産投会計からの財政措置

もございましたし、国会以外のところでもいろいろ

おきま

す。

その配当金收入につきましてどのように

おきま

す。

ピードを上げないとそれからのいろいろな技術開発について支障が起きる、非常に長い時間がかかるということでスーパーコンピューターを取り上げて、日本でもやろうということで始めておりま
す。

○浜西委員 私が聞いておるのは、スーパーコンピューターが、従来のものに比べて物すごく速度の早い計算ができるようになったものがことしの1月から実施段階に入っているのですが、実用化されているわけですが、この種のものに最初から通産省はかんでおつたのか、そんなものは通産省の所管外で、どういうことになつておるか全然知らぬのか、そのどちらかということを実は聞いておるわけです。

「いでもう一回聞いておきます。

東洋の技術者として、日本から世界へと進むことを目標に活動するアフリカの方ではそれがかなりまとまってそれというふうなことも聞いておるのでですが、現在使つておるシリコン半導体というようなものにかわって、ジョセフソン素子とか、HEMT半導体素子あるいはガリウム砒素半導体素子、こういうものの集積化が今研究開発されておるわけですね。ところが、この種のものは全体を含めてレアメタルと呼んでおるそうですが、聞くところによると科学技術庁がこれの開発については所管のようになつておるらしいのですが、一体通産省はこの種の研究開発には全然手をかけていないのかどうなのか。それをあわせて聞いておきたい。

○等々力政府委員 最初のスーパー・コンピュータの方は工業技術院が最初からやつております。このプロジェクトは五十六年からスタートしてやつております。最初から関与しております。

○荒尾政府委員 後半の方のレアメタル類似の物質でございますが、研究開発ということで直接的に今何かの大きな大きなプロジェクトでやつておるといふものは余りございません。レアメタルの精製技術の研究開発を行うというのほどございますが、今先生お話しのものはレアメタルとはちょっと違う

ののかと思ひますので、直接的に技術開発を今やつておるプロジェクトはないわけでござりますが、一般的には、鉱石あるいはそれに類似するものの採集あるいは精製といったものは通産省の所管になると、いうふうに私ども考えております。
○浜西委員 私は手元にある資料でいろいろ物を言つておるわけですが、今言つたようなことはそれ兩者とも、スーパーコンピューターもレアメタルの抽出技術、泥の中からそれを抽出するという技術、これは科技庁がやつておると聞いておるので、科技庁がやつておるならやつておるといふので、通産省がその問題について知らぬのはけしからぬと言つておるわけではない、これを所掌しておる、これの研究開発を進めている所管庁を私はここではつきりさせたいために言つておるわけですから、それだけ答えてもらえばいいのです。

○浜西委員　では私の資料が違うのかもわからぬが、これは日経の「日経手帖」、これに載つておるわけですから、日経が当ですかうで記事にしておるということになります。それで大臣に先づる同様、お詫びします。

遅ぐる三月二十九日、本委員会へ参考人が四名
来られまして、それぞれの立場から多少のニーズ
ンスの違いはあっても総じて、我が國が技術立國
として民間活力をどんどん入れて研究開発するに
は、新しい素材をつくるしていくということも含め
て、工学それから化学、こういったものについて
の基礎研究なくして進歩、進展はないという發言
をされたと思いますが、現在取り組もうとしてお
るこの基礎研究は、そういう新素材も含めて、新
しい技術開発も含めてそういうものが一体となつた
た、つまり技術立國として我が國は生きていかなか
れば、口を開けば資源のない国ということをお

互いが言うわけですから、資源のない国として生きいくためには技術立国としてそういう新素材の発見もしようし研究もしようと、極端に言えば、そういう技術によってこれから日本国民は生きていく、そういう方途を探ろうとしておるのならば話はわかるのですが、基盤研究とは、私が考へているそういうことなのか、それとも何か知らぬけれども通信回線を通じてその途中やら端末やらコンピューターがついている変わった電話機がつく、そのようなことをやろうとしておるのか。この基盤研究という中にそういうものが具体的に出でることない。考え方とすればかなりいい方向の考え方があるわけですけれども、言えばそういった具体的なことは一体どこまで含めて基盤研究をしようとするのか、大臣からそれを聞いておきたいと思います。

○浜西委員 新素材研究も含めてということですが、さてそうすると、今さつき大蔵省といろいろから、かなり基本的な日本の将来がかかるつておることも含めて研究しようというふうに受けとめてしかるべきだと私は思つておるわけであります。が、さてそうすると、今さつき大蔵省といろいろやりとりをした中でも見られますように、研究費が大変少額であつて、リスクの大きい大変な問題が潜んでおるわけですが、一つ例を引用しながら質問した方がいいと思うのですが、今回、アメリカの国防省から日本の電子工学などそういう技術の問題について調査団が恐らく日本来ておると思うのです。これらは、日本の技術を高く評価をしておるし、その技術をアメリカの国益にプラスになるようすみわけていきたいという意図というのが十分あると思うのです。

それで、もともとアメリカの方からいろいろ色目を使って、日本に対して具体的にアプローチしてきておる問題があるのです。これはアメリカの国防省、つまり軍隊とそれから産業界、これらが合体をしたところの一つの機関だとか、そういうふうに言つた方がわかりやすいと思うのですが、十六の分野に分かれているらアプローチがあつた。今さつき私が言つたように、その中にガリウム砒素素子だとか、あるいはマイクロウェーブ集積回路、それから光ファイバー通信、ミリ波、それから超LSIの配線ですね、すごく小さいものです。あるいは画像認識だとか、ずっとこちうあるわけです。そういうことについて現在、それぞれの大企業、大手メーカーがそれなりに研究開発をし、それを持つておる。

今回、アメリカの国防省の調査団が来日してきました。いろいろな技術交流も含めて、どういうふうな要請を向こうがするのかよくわかりませんけれども、これは重大な問題が含まれておると思うのです。というのが、そのうちの、きようの新聞にも載つておりますように、二つばかり絞られておるのでですね。絞られたものそのものが、これをスター・ウォーズ、宇宙防衛計画というのになるとびしゃりの日本の技術であるわけです。

一体、これらについて、これから基盤技術を開発する、奨励をする、どんどん日本が技術立国としてそういうものを開発するという方向の中で、絶えずこの種の先端技術について国際的にねらわれるというか、そういうものがこれからもつきまとってくると思うのですが、今回来日した関係で、各企業と話をすることについて、通産省はこれに参画するのか、全くこれは別枠で、どうのようになるか、そのことは相知らぬことなのか。通産省がこれから基盤技術をどんどん進めて責任を持つ、指導するという立場で今回この基盤技術という法案をつくろうとするのか、あるいは、それが勝手にやつておることは、日本の国益であろうとなからうと、それぞれの企業が開発したことは通産省は口を挟まないという態度など、通産省が知つておる範囲内について説明をしてもらいたいと思います。

○福川政府委員 基盤技術、特に民間が実施いたします基盤技術、この点につきましては、私どもとしては、産業を所管する立場から、その技術の開発の動向という点については十分関心を持っております。また、その開発のおくれている部分については、必要に応じてそれを助成をする、こういうことは産業を所掌する私どもの立場からいつて、当然やるべきことであろうと思う次第でござります。そのゆえに、從来も、例えば大型プロジェクト制度でありますとか、次世代産業基盤技術研究開発制度でありますとかというようなリスクの特に大きい、国がリスクを完全に負担してやるようなものというのを進めてしまひましたし、また今回は、こういった民間と政府とでリスクを分担しないながらこれを助成していく環境条件の整備を図っていく、こういうことをいたしております。

今、スターウォーズの関係で調査団が来る、こうしたことでもございまして、もちろん技術の開発をいたしていきますのに、民間が開発いたしました技術はどのようにそれを工業化していくのか、あるいは他に供与をしていくのかというのには、一

次的にはもちろん民間が判断すべきことでございますが、ただ、それをさらに、その技術がより例えれば工業化をしていくという場合に、資金的に不足があるということであれば、これまでそ

れなりの助成手段は講じていくこととは考えておるところでございます。

今回、国防省の方から派遣されてまいりました

調査団の意図あるいは構成は、私どもとしてはまだ詳細承知いたしておりませんが、現在のところ恐らくまず実態の調査ということがあります。

特に、その技術の供与等に関しては、

政府ベースで具体的にどういう技術をどのように供与するか、こういうことにつきましては、

日米関係の問題としていろいろと、それぞれの仕組みがあるのでございますが、現在までのところ、きょう来日とおっしゃいましたその件について

て、具体的にどのような技術をどのように供与してほしいか、そういうようなことは今のところ、私どもとしては承知をいたしておりません。

○浜西委員 いろいろ大臣に聞きたいところですけれども、大臣は最後までおらなければいけませんので、食事されて結構でありますから、ほかの

関係で、郵政省関係を含めて今から質問しますので、どうぞ退席されて結構であります。

それでは、今の話では、スターウォーズ計画を

おこななか通産省も明確な把握ができていない

ようでありますから、これ以上その質問は避けま

す。

ならば郵政省に聞くわけですが、新素材の開発とかいろいろこれから先、我々の想像を超えた研究開発が進むわけですが、それらも含めて郵政省と通産省の共管で、この基盤技術円滑化法案ですか、これをやろうとすることについて、もともと

私は考へると、郵政省というものは、通信事業

係る問題で、電電の株利益、配当利益でその技術をどんどん向上させることによって、つまり通信

たことは言うまでもございません。

ところが、一昨日の四月一日から電電公社がNTTという民間会社に脱皮いたしましたし、また

T

TT

といふ

方では、これから高度情報社会を考えました

N

片方では、これから高度情報社会を考えました

NTT

といふ

場合には、電気通信というものがその中核的、先

導的な役割をすることは間違いないところでございまして、その意味におきましては、電気通信における基盤技術開発の重要性というものは從来

より以上に大事になると認識をしております。

そこで、通産省所管の鉱工業等における基盤技

術と私どもの電気通信分野における基盤技術とい

うものは、先ほど来申し上げましたように、素子

電通の財産形成に寄与してくれた関係者に還元す

ることで、

て、次々に新しいものが非常に便利になる、正確

に還元するという意味では、その研究開発がそ

れにかかるものだというふうに、私どもは金をす

りと配るわけにいきませんから、その研究に充て

て財産を形成してきた関係者、国民、利用者にそ

れを還元する

といふ

こと

になります。

たところが、一昨日の四月一日から電電公社がNTTといふ

といふ

ことで、結局はジグザグコース、絡まつた上での

あうに考えております。

ことで、結局はジグザグコース、絡まつた上でのこのネットワークがだんだんできていって、さらにはこの需要が高まるということもあるでしょう。そうすると、今回は農水関係それから厚生、つまり医療関係などは除いておりますけれども、本來通産省が開発しようとしておることと、その他所掌するところ、今さしつき私が言いましたが、科学技術庁の問題もありましよう。建設省も出てくるかもわからぬ。道路関係、車の関連でいろいろのコンピューター、マイクロウエーブを使うようになるかもわからない。そういうものが総合的に発達していかなくてはならないのに、その種のこととは組まないで通産省とだけ組んで、ネットワークとその端末機だとコンピューターとの関連があるので一緒に開発しましようというのは大変片手落ちであって、もつと総合的に、今私が言ったような警察関係もある、厚生省の関係もある、あるいは銀行もある、駅もある、あるいは娯楽施設もある。いろいろなところにこれから先通信回線は接続されてコンピューターや端末機と一緒に動くことによって、非常に世の中が発展し進んでくるべきだと私は思うのですが、これは一般的にだれも思ってください。

ふうに考えております。
ところが、鉱工業における基盤技術と電気通信業における基盤技術は、これらのいわば上部構造といいましょうか応用分野、実際の利用分野における各分野別の形態とは違いまして、それぞれ国民経済並びに国民生活の基盤をなす、私どもの用語で言えば通信インフラストラクチャーと言つておりますけれども、そういった社会的な基盤を構築するものを念頭に置いているわけでござります。その意味におきまして、電気通信における基盤技術開発というものは、今回の基盤技術研究促進センターで考えられるもの、つまりその対象となるものは、いずれも横断的あるいは汎用的なシステムとして将来社会基盤、つまりインフラストラクチャーとなり得るものに絞つていただきたいというふうに考えております。

先ほどもお話が出ておりましたけれども、各省庁は各省庁なりにそれぞれの技術開発をおやりになつていいことは当然でございますが、それらにつきましては各省庁の技術開発段階に遅れといましようか、ばらつきがあり、区々の状況になつておりますので、それらにつきましては、各省庁、もちろんこれからもおやりいただいて結構ですし、私どもも、それぞれのユーザー官庁が社会基盤としての通信インフラストラクチャーを利用していく、その上にさらに技術開発をして、よりよい利用形態の花を咲かしていただくことをむしろ期待しているわけですが、いずれにいたしましても、民間の主導で民間の活力を国が支援するという見地から申し上げますと、現時点では、鉱工業並びに電気通信事業で通産省並びに郵政省にかかるもので十分ではないかと考えているところでございます。

○浜西委員 最後になると思うのだけれども、どうも歯切れが悪いあれで、どうもわからぬ。わからぬですが、私の持つ時間が大分減ってきましたから、ちょっと飛ばして、最後に通産省に聞いておきたいのです。

今、郵政省のインフラストラクチャーの関係に

ついては通産省と組んでやるということで、これは私は納得できませんけれども、問題は、これを利用する場合の安全性の対策。この前のケーブルの火災みたいなものだと、いろいろなことも考えられますし、それから各企業間で新しい競争時代に入ったならば、秘密漏えいについてかなり行政がその辺を指導し、規制をし、あるいは国益を守るためにも、国際間の紛争にならないようなことを含めてそういう心遣い、その種の法律、規制といふものも考えていかなくてはならぬと私は思いましたが、今回の法案の中にその種のことが余り感じられないわけです。これから先のどんどん目まぐるしく変化を遂げていく通信情報、そして、それに必要な新素材、こういうものの発達を遂げる中で、今私が言つたようなセキュリティーの問題も含め、国際間の紛争にならないような、あるいはスタートオーダー計画にいつの間にかこれが参考した結果になるようなことにならぬためにも、いろいろなことがこれから考えられるわけです。が、その点について通産省は一体どう考えておるか伺つておきたいと思います。

の義務を相手方に課すといったような点を十分いろいろと実施をいたしているところであります。また、特に情報化が進んでまいりますと、プライバシーの保護という問題がいろいろ出てまいりますが、これはまた政府全体としていろいろな角度から検討をいたしておるところでございまます。また、技術の流出という点につきましては、私どもも、先ほど申しましたように国は国なりに、あるいは民間企業は民間企業なりにいろいろ努力をいたしておるところでございますが、そういうふうに考えておるわけであります。それがいろいろ日本での対外諸政策ということにかかわり合いを持つてまいります場合には、国としてもそれなりの対策を考えなければならないわけでございますが、御指摘のような点は今後の運用等の段階におきまして十分気をつけて、留意をして運用してまいりたいと考えております。

○浜西委員 時間が終了したというメモが回ってきましたが、私は、最後に簡単に聞いておくのですが、それとも、通産省に聞いておくのですが、郵政省、どちらでもいいのですが、これから想定される世の中に対処するために、この種のことは各省庁にまたがることは間違いないのですから、それをそれぞれが研究機関を持ち、ばらばらにやるというむだを省くためにも、それから国益を守るためにも、日本列島全体のそういう通信情報と、いう世の中に対して一定の規制をするときにはしなければならないし、そういう権能を持つた、そういう情報をある意味では国益的にコントロールできるようないが共管をしてみたり、相談をしてみたりしてやるのはなくして、一括、そういう通信情報というものについてはこれから重大な時期を迎えるわけですから、そういう省を新しくつく

り、そのためにはまず基本法というものを十分検討して、それで基本法というものを将来つくるのだ、あるいはつくる寸前まで話が行つた段階で、この種の基盤技術研究というものをその一環として論議をするという順序が正しいと思うが、そういう基本法なり、そういうことを完全に機能を果たす役割を持つた省庁は私は必要だと思うが、その点の考えについて、どちらでもいいです、最後に聞いて終わりたいと思います。

ますが、そういう点の調整を図りますために関

引き続いて、鈴木強君の質疑に入ります。鈴木

して、この法案を評価いたしておる次第でござります。

○鈴木(強)委員 お許しをいただきましたので、

今回立法の過程に相なったわけですが、この点につきましては、その予算編成の過程等を

この種の基礎技術研究というものをその一環として論議をするという順序が正しいと思うが、そういう基本法なり、そういうことを完全に権能を果たす役割を持つた省庁は私は必要だと思うが、その点の考えについて、どちらでもいいです、最後に聞いて終わりたいと思います。

私は最初にお伺いいたしたいのは、基礎技術研究円滑化法案というものが、いろいろ問題はございましたが、でき上がりまして、この国会に提案しまして、つづいて、おもむろに、そつと閣議決定される。それで、これが実現する。これが実現する。

は予算編成のそいつた経過を踏まえまして私どもの省から提案をいたしたということでござります。

したる多方面に多様に展開をされてましりやがて
し、また、情報化社会の到来ということで、それ
ぞれ行政の各分野においてもその情報化といふ
とがいろいろなところで開花していくと思ってお
ります。

先ほど先生が御指摘のように、あるいはまた郵政省からも御答弁がございましたように、私どもとしてはこの基礎となる技術、これが鉄工業それから電気通信業の技術、こういうことで考えておるわけであります。今私どもは、大体ここで両省でカバーいたしましたのが、最近の特許の出願等の例で見ますと、九割は超える特許技術をカバーすることになると思っておるわけであります。それが確かにいろいろな部面に応用をされてまいるわけであります。情報についても同様でござります。

そういうわけで、ここで当面民間を活用した某盤技術ということになりますと、両省でこれを責任を持つて、さらにそれがまた他省庁とまたがってしていく、関連をしてくる、こういうことになるわけでございまして、今回の条文の中にも他の省庁とのかかわり合いのある部分、先ほど郵政省の御答弁の中ではアプリケーション技術というお話をございましたが、私どもでも、例えば新素材あるいはバイオといったようなものでも、バイオが医薬品に使われる、あるいは農業に使われるといったときに、例えば遺伝子組みかえ技術がそういうふうに応用されていく、工業関係のものが応用されていくとということは十分考えられるわけであります。

的にやつしていくというのが一番いいわけございまして、今ここで政府全体の行政府のあり方をどういうふうにすべきかということについては答弁を差し控えたいと思いますが、御指摘のような趣旨でそれぞれ相互に協調し合うところは協調し合っていく、連絡し合うところは連絡し合っていくという格好で全体としての研究開発、これは基盤技術を進め、また他方で商業化関係の技術もいろいろ進めていく、その連携は十分保つていくということで努力をしてまいりたいと思います。

○浜西委員 終わります。

○渡辺(秀)委員長代理 浜西君の質疑は終了いたしました。

それからもう一つは、この法案は郵政、通産の両省にかかる共管事項でございますが、この法案を通産省が提案をしたというのはどういう理由であったのか、これもひとつ説明していただきたいと思います。

○福川政府委員 この基盤技術円滑化法案は、昭和六十年度の予算編成の過程で、基盤技術研究促進センターが設立を見るということで、鉱工業の技術あるいは電気通信業の技術、これの基盤となる技術の開発を進めていくということでこのようないセンターの設置が決まったわけであります。ま

の電気通信関係の技術開発に充てるべきであるといふ御議論もございましたし、私どもも、これからの高度情報社会を展望いたしました場合に、公社の民営化に伴いましてそのような必要性がさらには増大することを十分認識いたしまして、予算編成、概算要求の過程では電気通信振興機構といつたような特殊法人の要求をいたしました。しかしながら、最終的な政府原案の決定段階で、通産省の方から御要求のありました産業技術センターと合体をする形で一つの特別認可法人をつくるという形で政府の原案を決定したところでございま

た他方、私どもとしては昨年の春以来、技術開発政策を積極的に推進する、こういう考え方から産業構造審議会あるいは産業技術審議会等の場でその政策のあり方を御議論いただき、国の財産の積極的な活用あるいはリスクマネーの供給といったような御答申があつて、私どもは私どもなりに予算の要求をいたし、また郵政省は郵政省としての対応をして、そして先ほど申しましたように、予算編成の過程でこれが一本化する形で、基盤技術研究を民間活力の活用を図りながらしていく、こういうことに相なった次第でございまして、私どもとしても、基盤となる技術を進めたい、こういう政策がそこに生かされるということでございま

す。そのような政府における最終的な意思決定を踏まえまして予算措置が行われ、またそれを具現化するために基盤技術研究円滑化法というものの立案作業に入ったわけでございます。

その間、常時通産省、郵政省緊密な連絡をとりながら各条ごとに審議を進めたわけでございますけれども、本法案の作成におきまして通産省が提出をするに至った経緯について申し上げますと、本法案が単に郵政省から概算要求をいたしました電気通信振興機構の変形でございます基盤技術研究促進センターにかかる部分のみならず、さらには第一章並びに第二章にうたわれておりますように、例えば特許の公開あるいは研究機関の廉価利

用等の条文がございます。これらの実態を考えますと、研究機関の数あるいは経費、そこにおいて使用される研究費あるいは特許の数等々を考えますと、法案全体としてどちらが提案した方が社会通念上通常であるかというような判断を政府部内でいろいろ検討いたしました結果、通産省の方から提出されることになつたわけでございます。

○日高説明員 ただいま通産省あるいは郵政省から御答弁申し上げましたとおり、このセンターに至る経緯について簡単に申し上げますと、御承知のように、電電三法の国会審議におきまして電電株式の売却収入の用途の問題について種々議論がございました。その議論を踏まえながら政府部内で予算編成の過程で調整をいたしました結果、昨年十二月二十一日に政府・与党首脳間で結論が出来た。その結論に従いまして、まず売却収入、三分の一でございますが、売却収入を国債償還の財源にするということから今国会に国債整理基金特別会計法を御提案し、それから政府保有分の三分の一の株式については産業投資特別会計に帰属させることで産投特会法を御提案している。それとの関連で、その結論に従いまして、まず売却収入、三分の一でございますが、売却収入を国債償還の財源にするということから今国会に国債整理基金特別会計法を御提案し、それから政府保有分の三分の一の株式については産業投資特別会計に帰属させることで産投特会法を御提案している。それとの関連で、このセンター法も御提案しているという経緯でございます。

○鈴木(強)委員 まず大蔵の日高主計官の今のお話をですが、私どもも通信委員会でいろいろと論議をいたしたことあなたのおっしゃるとおりです。それで、参議院から回付されました三法が衆議院本会議を通過したのがちょうど昨年の十二月二十日でございますから、二十一日、その翌日に電電株式の処理と技術開発関連要求の取り扱いを含めて三分の一は産投会計、三分の二は国債整理基金、こういうふうにお決めになつたわけですね。我々は委員会で、電電公社が会社に移行して、将来株の扱いが一番問題を醸すところであろう、したがつて、これは慎重の上にも慎重を期してやるべきだということから執拗に政府に見解を

求めたわけありますが、法案成立前に答弁はできぬということで終始逃げ切りました。そして最後に竹下大蔵大臣が、国民共有の財産である、いたがつて一点の疑点もない形でこれを使わしていただく、こういうことが政府の統一解釈として出されていることも私は知っております。

そこで、これは通産、郵政とのかかわりもあるのですが、少なくとも日本の基礎技術の研究開発についてには、今もお話をありますたが、單に通産、郵政だけではない、そのほかにも運輸、農水、建設、厚生等幾多の省庁がこの技術開発についていろいろな意見を持つておる。ですから、この法案が策定されている過程においてもこれらの省からは注文がついている。日本の技術開発研究、基礎研究、こういったものも含めまして日本国民全体が豊かになり幸せになるための技術開発を出しているわけでございます。それとの関連で、このセンター法も御提案しているという経緯でございます。

○鈴木(強)委員 まず大蔵の日高主計官の今のお話をですが、私どもも通信委員会でいろいろと論議をいたしたことあなたのおっしゃるとおりです。それで、参議院から回付されました三法が衆議院本会議を通過したのがちょうど昨年の十二月二十日でございますから、二十一日、その翌日に電電株式の処理と技術開発関連要求の取り扱いを含めて三分の一は産投会計、三分の二は国債整理基金、こういうふうにお決めになつたわけですね。我々は委員会で、電電公社が会社に移行して、将来株の扱いが一番問題を醸すところであろう、したがつて、これは慎重の上にも慎重を期してやるべきだということから執拗に政府に見解を受けて、その効果は減退するのではないでしょ

か。その辺をひとつぜひお聞かせいただきたい。

え方で今回このよろんな考え方を御提案を申し上げている次第でございます。

○福川政府委員 今御指摘のように、この基礎技術、これが開発されなければ、日本経済、国民経済あるいは国民生活により影響もたらしていくわけでございます。そういう意味で、先ほども申ましたが、これが例えば新素材の技術にしましても、あるいは情報関連の技術にいたしまして、それがさらに第一次、第二次でやるならやるでも結構ですが、少なくとも一つのプリンシブルをつくって、その基本に基づいてスタートするということになると、残された運輸以下の各省における技術開発といふことは、せっかく三分の一の電電の株式の配当金が産投会計に入つてそれが使われることになります。それでも、そういう矛盾が出てくるのではないかと、ようか。ですから、私はこの点は政府の基礎技術の研究開発に対する基本の問題だと思うのです。

今回、考えておりますのは、もちろん基礎研究というのは特に学術的な研究、学理的な研究から始まりまして目的基礎研究と、かなり幅が広いわけでございますが、民間ができるべきもの、あるいは民間の活力を活用していくべきものといふふうに、いろいろな分野が、分類といいますか、分担の考え方があろうと思ひます。

今回、考えておりますのは、もちろん基礎研究というのはこれまで当然あるわけで、これは大学あるいは国立の試験研究機関あたりが、厳しい予算の中ではありますけれども、できるだけ力を入れてやついくということございまして、今回の予算の分配の中でもそこには重点が置かれておるところであります。

他方、その中で民間がどんどんと、従来開発中心にやつてまいりました研究開発を応用研究に、さらにはやさかのばつて目的基礎研究に、さらに基礎研究と、こういうふうにどんどんときかのぼつて基礎技術についても基礎的な分野に進めていくべき態様になつてしまります、発展を遂げておるのがござりますので、そういうものについて今

おやりにならうとする基礎技術研究ですね、これは基礎研究、応用研究を含めまして、これが国民の利益になる、これは当たり前です。利益にならぬものをやるはずはないが、私はもっと大局的見地に立つて、日本の基礎研究開発をやるべきではないか、そういう基本的な政策というものを国がやはり持たなければならない。

○鈴木(強)委員 やはり通産省は通産省として今おやりにならうとする基礎技術研究ですね、これは基礎研究、応用研究を含めまして、これが国民の利益になる、これは当たり前です。利益にならぬものをやるはずはないが、私はもっと大局的見地に立つて、日本の基礎研究開発をやるべきではないか、そういう基本的な政策というものを国がやはり持たなければならない。

きょうは科学技術庁を呼んでおります。そもそも科学技術庁というのはそういう職責を持つて全国的にやつてまいりました研究開発を応用研究に、さらに基礎研究と、こういうふうにどんどんときかのぼつて基礎技術についても基礎的な分野に進めていくべき態様になつてしまります、発展を遂げておるのがござりますので、そういうものについて今

でおやりになるうとする点につきましては三項目ございまして、國の財産の利用、これは施設の利用、それから國際共同研究に係る特許発明の実施、それからもう一つ、政令で決める特許の問題ですがございますが、この政令の内容についてはここではよくわかりません。わかつたら教えてもらいたいのです。

それから 第五条に「政府は前二条に規定するもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」その「必要な措置」は何かわかりませんが、この三つしかないのですが、あととは要するに円滑化法案と書いてあるが、基盤技術研究促進センターという特殊法人をつくって、ここに業務をやらせる、そして民間の活力を利用してやるという、こういう他力本願的なところがかなりある。ですから、これから事業出資とかあるいは融資とか、こういったものもどの程度を上限として考えていくのかという問題が出てくるわけですか。

ですから私は、大蔵省の方にもさつき申し上げたのですが、そういうた面を含めてかなり民間の方々が、なるほど政府がやる気になってバックアップしてくれたというような認識を持って積極的に研究開発に取り組めるような体制をつくっておかないとまずいと思うのですよ。ですからそういう意味においてどうも國の方の体制が非常に弱いわけでございます。

それからあと、今言つた第五条の措置というのはどうなものを考えているのか、ちょっと教えていただいて、それからセンターのものが今後郵政大臣の管轄と通産大臣の管轄に二つに分かれる共管の部分もございます。共管の部分についてはさつき大臣がおっしゃったような気持ちはよく私もわかりました。ですからその線を貫いてやつていただきましたとして、郵政それから通産それぞれセンターにおいてこういう法律に規定されていましたが、時間が余りありませんが

ら具体的には聞きませんけれども、ひとつよくなりでござりますが、これは今後国際研究協力を進めてまいります場合に、諸外国の動向等を随時検討してまいることになるわけでありまして、が、今通例で申しますと、歐米諸国によりますとば国際研究協力を行います場合に、その特許権は相手国あるいは相手国の指定する者に無償で通常実施権を供与するというのが通例になつておりますが、我が國の場合にはそのような制度がございませんので国有になるということでおございまして、それがたがつて国際研究協力が諸外国のシステムと違うことになつて問題が生ずることについてお応を図らう、こういう趣旨でございまして、その政令は、対象となります分野と対象にいたします通常実施権で、廉価または無償で供与いたします対象の範囲を政令で定めることになつております。

学の連携に資するような事業を実施してまいります。国としてもより国としているべき基礎研究の分野等があるわけでございまして、特に基礎研究あるいは応用研究を中心とした試験研究を進めていくための環境条件の整備についても十分配慮してまいらないといけないところであります。当面六十年度におきましては、例えば工業技術院の試験研究制度あるいは大型プロジェクト、大型工業技術開発制度であるいは次世代産業基盤技術研究開発制度といつたようなものについての予算の確保も図ったところでございます。

○鈴木(強)委員 まだちょっと時間があるようですから具体的な点で一、二伺いたいのですが、法律第二条を見ますと「基盤技術」というのがござります。この「基盤技術」というのは鉱業あるいは工業の技術ということだと思うのですが、これには余りにも抽象的でよくわからないです。恐らく範囲が極めて広いのですが、総合的でちょっとわかりませんから、もっと具体的に鉱業、工業とはどういうものかということについて、その技術研究をやるということについて、我々素人にわかりやすく説明していただけませんか。

○等々力政府委員 例えば、新素材技術とかマイクロエレクトロニクス技術というように、鉱工業において直接利用される技術を言うわけでござります。もう少し具体的に申し上げますと、例え将来、発電機とか送電の機器というようなものの研究、超電導線材の研究というようなものもつ挙げられるかと思います。それから化学工業で使われます精製分離工程、いろいろな化学原料の研究、超電導線材の技術といふようなものが新素材技術といふ分離膜の技術といふようなものが新素材技術として挙げられるかと思います。それから、マイクロエレクトロニクス技術につきましては、現在I-Cの技術が非常に高度化されておりますが、それ

がさらに集積度が上がりります。そういう可能性を追求するような超微細加工技術というようなものが挙げられるかと思います。

○鈴木(強)委員 センターをつくって鉱工業の技術研究をしなければならぬということですから、それはそれなりの理由もあるでしょうし、専門の皆さんが研究されてそういうことになっておられると思いますから、せっかくセンターをつくってまでやるわけですから、その成果を我々は期待しております。頑張っていただきたいと思います。

それから郵政の方に伺つておきたいのですが、電電三法審議の際に、附帯決議にもつけましたのが、我が国の通信主権を確保する観点から電気通信の基礎的・先端的技術開発の重要性を指摘して、このために大いに努力してもらいたいというようになつておりますが、具体的にはこのセンターの中で郵政省はどういうようなことを考えていらっしゃるのか、その点をお伺いしたい。

もう一つは、郵政省の場合には電気通信業、放送業、電波の利用の技術を扱うことになっておりますが、そのためには新電電あるいはNHK、KDDとの連携を十分に図つておかなければいけないと思うのですけれども、その辺はどうなるのか。

もう一つ、これはセンター全体のことになるかもしれません、例えば電電公社が今度民営になりました。したがつて、そこに融資あるいは出資することができるかできないか。これもセンターも特殊法人だから恐らくそれはできないと私も思いますが、例えば今度新電電が別の会社というか組織をつくって、特別の研究をするようなものをつくったときにはそこには融資、出資はできますか。

○奥山政府委員 何点かあったかと思いますが、まず第一点の電電改革三法の成立に際しておつけいただきました附帯決議の中に盛り込んでございまして通信主権の確保の観点からの技術開発の重要なことでございますが、通信主権を堅持すべきことは

ITU条約、国際電気通信連合条約の前文の中にもうたわれておりますので、その精神にのつとりまして今後技術開発を進めてまいることは当然でございます。

それからNHK、KDD、新電電等と新しいセンターとのかかわり合いでございますが、これらの各法人が新しいセンターができました段階でさまざまな形で私どもは協力をしてもらいたいと思つております。また協力をすべき分野が多々あるだらうと考えております。

また、逆にNTTに対してもセントラルの方から出融資ができるかということをございますが、新電電は新しい電電会社法第二条の責務でうたわれておりますように、みずから電気通信にかかる技術開発研究をする義務を負つております。また、特殊法人としての位置づけからいたしまして、センターから新電電に対する出融資ということは考えておりません。

○鈴木(強)委員 局長、ストレートにNTTにや

れといふのじやないですよ。そうじやなくて、こ

れは恐らく特殊法人対特殊法人だからできないだ

らうと思うが、例えは今度はNTTが新しい会

社、子会社と言つてはおかしいですが、つくつた

といふような場合、これは純然たる技術開発のた

めの会社であったとすれば、そこには当然融資は

できるわけでしょう、あるいは出資はできるでし

よう、このセンター法に基づいて、これは通産省

どうですか。

○福川政府委員 新電電につきましては今郵政省

の方から御答弁があつたとおりでございます。

今御指摘の、新電電がまた別途子会社をつくつ

てやる場合にいかがか、こういうことでございま

すが、これはもちろんこの前、提案のときから申し

上げておりますように、これはできる限り異業種

間の技術開発を、基礎研究を進めていこう、こう

いうことございまして、事出資について言いま

すれば、複数の企業がR&D会社をつくつて

いく、そうした異業種の分野についての研究協力

をしながらやっていくことに力点を置いて

おります。

○松前委員 今回基盤技術研究円滑化法案とい

うのが商工委員会で審議が行われておるわけであり

ますけれども、これは産業投資特別会計その他か

らの出資、融資によって基盤技術研究促進センタ

ーをつくるということがかなり大きな内容になつ

ておる、そういうところから話が始まつておるわ

けであります。したがつて、センターの内容に限

る審議というのが恐らく大きな話題となつて、中

心となつてきたのではないだろうか、そういうふ

うに思つておりますけれども、その内容について

も後で指摘をしてみたいと思いますが、今ここで

私が問題をちょっと提起したいのは、この基盤技

術研究円滑化法案、こういうものが郵政省と通産

省、両方の関係において今ここで提出をされて先

行して議論がされておる、そういう点について私

案、これは民間の基盤技術の研究を進めていま

す上で非常に重要な環境整備であると考えており

ますので、私どもとしてはぜひ早期に成立をさせ

ていただきたいという希望を持つておる次第でござ

ります。

○奥山政府委員 御指摘になりました両法案はい

ずれも予算関連法案でござりますので、政府とい

たしましての統一的な方針によりまして、それぞ

れ所定の期日におきましてそれぞれの提出省から

国会に提出申し上げたところでござります。国会

に付託されました後のお取り扱いにつきまして

は、それぞれの委員会並びに議連の扱いにおいて

決められたものというふうに承知をしておりま

す。

うものについて、大蔵省それから郵政省、通産省

に聞きたいと思います。

○日高説明員 各委員会における法案の審議順序

形式的にはその対象になろうかと思いますが、

その場合には、例えば新電電のそのR&D会

条件だということありますから、よくわかりま

した。これはひとつ郵政省の方ともよく連絡をと

つて、そういうことができるならそれも一つの方

にしてやつていただきたいと思います。

○鈴木(強)委員 その道は閉ざされておらない、

時間がちょうどぴったりでした。どうもありがとうございました。

○柏谷委員長 これにて鈴木強君の質疑は終わり

ました。

続きまして、松前仰君の質疑に入ります。

○松前委員 今回基盤技術研究円滑化法案とい

うのが商工委員会で審議が行われておるわけであり

ますけれども、これは産業投資特別会計その他の

出資、融資によって基盤技術研究促進センタ

ーをつくるということがかなり大きな内容になつ

てございましたして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところです。

今、別途産業投資特別会計法等の改正が提案を

されておるわけですが、これは原資とし

て、六十年度におきましては在來の産業投資特別

会計の財源をもつて今回このセンターが発足する

ということで設立を予定をしておるという予算上

の措置に相なつておるわけでございまして、私ど

もといたしましては、この基盤技術研究円滑化法

案、これは民間の基盤技術の研究を進めていきま

す上で非常に重要な環境整備であると考えており

ますので、私どもとしてはぜひ早期に成立をさせ

ていただきたいという希望を持つておる次第でござ

ります。

○奥山政府委員 御指摘になりました両法案はい

ずれも予算関連法案でござりますので、政府とい

たしましての統一的な方針によりまして、それぞ

れ所定の期日におきましてそれぞれの提出省から

国会に提出申し上げたところでござります。国会

に付託されました後のお取り扱いにつきまして

は、それぞれの委員会並びに議連の扱いにおいて

決められたものというふうに承知をしておりま

す。

うとされますか、その辺についてお答えいただき

たいと思います。

○福川政府委員 私どもといたしましては、昨年

産業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

さあ、別途産業投資特別会計法等の改正が提案を

されておるわけですが、これは原資とし

て、六十年度におきましては在來の産業投資特別

会計の財源をもつて今回このセンターが発足する

ということで設立を予定をしておるという予算上

の措置に相なつておるわけでございまして、私ど

もといたしましては、この基盤技術研究円滑化法

案、これは民間の基盤技術の研究を進めていま

す上で非常に重要な環境整備であると考えており

ますので、私どもとしてはぜひ早期に成立をさせ

ていただきたいという希望を持つておる次第でござ

ります。

○松前委員 そういうお答えだろうと思いまして

は、一日も早く御審議をいただき、成立させてい

ただきたいと考えております。

○寺村説明員 本年度の基盤技術センターに対し

ます出融資百億円は電電株式の配当収入とは直接

の関係はございませんで、産業投資特別会計の從

業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○福川政府委員 私どもといたしましては、昨年

産業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○日高説明員 各委員会における法案の審議順序

につきましては、恐らく各委員会における理事会

で協議の結果順番がつけられて審議が進められて

おります。

○鈴木(強)委員 その道は閉ざされておらない、

時間がちょうどぴったりでした。どうもありがとうございました。

○柏谷委員長 これにて鈴木強君の質疑は終わり

ました。

○松前委員 続きまして、松前仰君の質疑に入ります。

○松前委員 本年度の基盤技術センターに対し

ます出融資百億円は電電株式の配当収入とは直接

の関係はございませんで、産業投資特別会計の從

業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○福川政府委員 私どもといたしましては、昨年

産業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○日高説明員 各委員会における法案の審議順序

につきましては、恐らく各委員会における理事会

で協議の結果順番がつけられて審議が進められて

おります。

○鈴木(強)委員 その道は閉ざされておらない、

時間がちょうどぴったりでした。どうもありがとうございました。

○柏谷委員長 これにて鈴木強君の質疑は終わり

ました。

○松前委員 続きまして、松前仰君の質疑に入ります。

○松前委員 本年度の基盤技術センターに対し

ます出融資百億円は電電株式の配当収入とは直接

の関係はございませんで、産業投資特別会計の從

業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○福川政府委員 私どもといたしましては、昨年

産業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○日高説明員 各委員会における法案の審議順序

につきましては、恐らく各委員会における理事会

で協議の結果順番がつけられて審議が進められて

おります。

○鈴木(強)委員 その道は閉ざされておらない、

時間がちょうどぴったりでした。どうもありがとうございました。

○柏谷委員長 これにて鈴木強君の質疑は終わり

ました。

○松前委員 続きまして、松前仰君の質疑に入ります。

○松前委員 本年度の基盤技術センターに対し

ます出融資百億円は電電株式の配当収入とは直接

の関係はございませんで、産業投資特別会計の從

業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○福川政府委員 私どもといたしましては、昨年

産業構造審議会の御意見もいただき、特に民間に

おける基盤技術の基礎研究及び応用研究を中心

いたしました試験研究が非常に緊要であるとい

うことございまして、このセンターのリスクマネ

ーの供給をする機関として、あるいはまたこうい

うた技術、産官学の連携等の事業を行います機関

といたしまして設立をお願いをいたしておるところ

でござります。

○日高説明員 各委員会における法案の審議順序

につきましては、恐らく各委員会における理事会

で協議の結果順番がつけられて審議が進められて

おります。

○鈴木(強)委員 その道は閉ざされておらない、

時間がちょうどぴったりでした。どう

○日高説明員 六十年度予算案の編成に当たりまして種々の措置を講ずる、それによってそれらの措置によって必要な法律案は予算関連法案ということで政府が御提案するわけでございますが、そこで政局が御提案するわけでございますが、それらの内容によつて各委員会へ付託されるということです。たまたま大蔵委員会ということもおきましては今回提出予定法案が非常に多いということをございまして、まだ産業投資特別会計法の審議が行われておりますけれども、私どもとしては産投特会法の一日も早い成立を各先生方にお願いしている、そういう状況でございます。

○松前委員 そうしますと、もし成立しなかつた場合にはこっちの方の財源について多少の修正もあり得る、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○福川政府委員 私どもいたしましては、いずれも予算関連法案ということで御提出申し上げておるわけでございまして、予算の取り扱いは現在参議院で御審議中でございますけれども、予算に合わせた格好で関連法案を成立させていただくことを希望いたしております。

○松前委員 幾らやつても話は尽きないと思うのでありますけれども、いずれにしろちょっと筋が通らないやり方を政府の方はやられている。委員会の方の責任という格好でもって今処理されるということでござりますので、私はそれについては大変問題があると思います。こういうものについてはいろいろな関連がござります。通信委員会から始まって大蔵委員会、そしてここというような形で筋道が通つてくれれば国民だって納得するわけですが、これだけ先に突出する、何かあるな、こういう目で見られるのが当たり前じゃないでしようか。私はそういう点で、国会審議といふ中で皆さん政府側の考え方是非常に甘いんじやないか、そういうふうに思います。これからそういう点はしっかりと気をつけてやっていただきたいと思います。

それから、電電三法の通信委員会の審議で電電株の処分益等の使い方についてたくさんの方の議論が

会を復めヒ譲以〇かま省后〇不結国を御

、それで今
の一つの部分
間で議論が
通産省とで
等をして產
業構といふも
の売却収入
資源に充てる
たしました
いう状況に
国債償還の
問題が

大蔵省から御
の方は電電
大蔵省の方で
の技術開発
業技術セント
くりたいと
のを要求して
におかれま
のが一番望
は国民共有
結果、国民公
回関連の諸
あるわけで、
部分三分の一
については現
あったのだよ
議論された

の負債であることを、共存の資産であることを、ましいといふべき法案を提案するのであります。

のが出て
でこの話
根首相の
ていない
でござい
先ほど
共有の財
ういう料
ついてや
すけれど
いいます
いないよ
ののまと
か。通産
○村田國
民間にお
究の促進
ら、民間

きておりませんが詰められた言つておられるのじやない
ます。から議論が産といふこと

すけれども
たことにつ
ことに対し
か、そうい
あるわけで
となれば、
に対する円
いけないは
が、政府の
てまとめ役
いたします。
とどこがでこ
えできます
ます基盤技
務を行うと
十分發揮で

そのところ、これにてそのとおりうふうに思ひますけれども、すべての省が消化といううなのでござる中でどこがナラをするかがナラすので、今、そういうのでござりますので、どうかお促進センターへおきるかでござります。

本來ならそこ
のを科学技術
今縦割り行
きができます。
そこができ
細かくいろ
んなこうい
のができて
のが
が私はどう
ござります
とういうこと
省と通産省
もんと言ひな
を組んでや
をだきたい
私どももこ
もしかする

の役が果たされ、それが現政ですつと術庁がやるておらぬといふ。いろいろなものばかり、う制度が混じる、それがするのである。も今のところ。
で、これからは、ただがこれから、らばみんななるといふよ。それから何回もそれを持ちます。

していかなは
状ではそなへ
へきである。
いうことで
が出てきて、
乱している。
か本当に我が
うか、総体的
る疑問に感じ

りればなら
なっていな
う。横割り
というの
ういうよ
そしてい
いろいろ
が国の基盤
的に見て。
しておるわ
市のなかで、
やない、国
シプロジェクト
もつと考え方
を要する
申し上げ
提出するか

○日高説明員 六十年度予算案の編成に当たりましては、種々の措置を講ずる、それによつてそれらの措置によつて必要な法律案は予算関連法案といふことで政府が御提案するわけござりますが、それらの内容によつて各委員会へ付託されるということです。そこでござりますので、たまたま大蔵委員会におきましては今回提出予定法案が非常に多いということもございまして、まだ産業投資特別会計法の審議が行われておりますけれども、私どもとしては産投特会法の一日も早い成立を各先生方にとも願ひしている、そういう状況にございます。

○松前委員 そうしますと、もし成立しなかつた場合にはこっちの方の財源について多少の修正もあり得る、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○福川政府委員 私どもいたしましては、いずれも予算関連法案ということで御提出申し上げておるわけでございまして、予算の取り扱いは現在参議院で御審議中でござりますけれども、予算に合わせた格好で関連法案を成立させていただくこと

方々から話がなされる」という議論があるといふべきではない。政府で詰め、辺の調整を行なうふうに政策の議論がござるが、充てるべきだともござりますけれども財政当局あるべきではない。

中曾根総理が会でもいろいろお話をされておりまして、それで政府内にしておられました。それでして言わわれておられる議論のことは、どうぞお持ち出すにうことにつけられれば、電電債の償還政策の財政もしたわけ

が「国会に」、十二月十
おいて詰め、す。国会の審
査したことであつて、経過を踏まえてどうぞ、當たつてそ
の場におきまして、お答えた
について種々の通信の振興に
あるいは先ほ
れに對して、
共有の資産でございま
遼に充てるべ
れに對して、
源として使ふ

のをつくります。そちらへおこなふ過程で審議の経験を得て、また技術問題についても、より多くなることになります。

る要求をし
れらが両々査議が行われ
ことは現下の情
とて決着を
た両者の趣旨
開発研究を保
きましては
共通信振興機
完全に実現す
今回のセン
次第でござ
有意義であり
開発の試験
は郵政省と
が郵政省と

しておられた
まつて政府
ました結果
勢からいっ
石から見ると
進するとい
ということ
したわけで
、当初私ど
構といった
る形にはな
ターを通じ
研究がを行
、かつまた
います。
ということ
先ほど話が
て政府内で
総理が答え
通産省だけ

ようでござる。部内に予算編成の上、二つの法典とも適当でござります。それでそれらのう目的におで、「一つの法典」と「二つの法典」ござります。

こゝま
編成の
人をつ
はない
基盤的
いては
法人を
その
たしま
なりそ
したけ
にかか
意味に
である
よう
おける
さる
さる
りす

がある一方、民間においては、元の促進を國へ行うといふより公共性を持つ二つの要請があることが適切である。また、基盤整備に関する議論は、郵政省所管の問題であるといふことでございまして、私前委員会を通じてくれと仰いましたが、そのことなら農業化に寄与するもののです。そのため役が

産業投資特
て行われる
るといふ、
その性格が
の高いもの
同時に満た
る。こうい
技術研究促
の技術につ
務を行なうこ
から、両省
す。
産省の方で
いうことに
林水産省、
いろいろな
ていかない
ういう意味
体だれにな
る。

基盤技術に問題を抱いており、別会計の資本化を検討して公共性を保つため、民法法典化による特別認可制度を導入するべきである。この制度は、民間の運営目的をもつた組織に対する監視機能をもつたものであり、運営の透明性と公的性を確保するうえで重要な役割を果す。また、この制度は、運営の効率化と透明化を図るうえで重要な役割を果す。

要がある一方、産業投資特別会計の資金を受け入れて民間において行われる基礎技術に関する試験研究の促進を図るという、極めて公共性の高い業務を行なうというその性格から、民法法人ではなく、より公共性の高いものとする必要があり、この二つの要請を同時に満たす特別認可法人とすることが適切である。こういう考え方でございます。また、基礎技術研究促進センターは、通産省及び郵政省所管の技術について民間の試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とするものであるということから、両省が関与することとしたものでございます。

○松前委員 通産省の方では恐らくそういうことでやつてくれということになつたんだろうと思うのですが、その性格上、やはり国民共有の財産ということなら農林水産省、運輸省、先ほどからお話をありましたいろいろな省庁の基礎技術の研究円滑化に寄与していくかなければならぬと思うのです。そういう意味で、政府の方でその取りまとめ役が一体だれになるかがどうも私はよくわからない。先ほど話がありましたが、科学技術庁が本来ならその役を果たしていかなければならぬところなのに、それが現状ではそうなつていな。今縦割り行政でずっと来ております。横割りのものを科学技術庁がやるべきであるというのに、そこができるておらぬということでおこういうようく細かくいろいろなものが出てきて、そしていろいろなこういう制度が混乱している。いろいろなものができている、それが本当に我が国の基礎技術促進に寄与するであろうか、総体的に見て。それが私はどうも今のところ疑問に感じておるわけでございます。

そういうことで、これからもつと政府の中で、郵政省と通産省だけがこれをやるのじゃない、国民共有と言ふならばみんなして集まってプロジェクトを組んでやるというようなことのもつと考えていただきたい。そういうふうに強く要望するし、私どももこれから何回でもそれは申し上げて、もしかするとそれをまた政府側に提出するか

もれません。そういうことを頭に置いていただきたいたいと思います。とにかく技術というものはいろいろなものに利用されてしまつては困る。政治的なものに利用されたり企業に利用されたりするところがけでありまして、日本の国の国民生活の向上といいますか、そういう面にしつかり使われていかなければならぬ、そういう意味でこの基盤技術という言葉がここで出てきたのであろうと思ひます。

そこで一ことを聞きたいのですか。
基礎技術というのはよくわからない。先ほどから
ずっと話を聞いていてもまだ、基礎技術と応用技
術、それから基礎研究、応用研究、その間にある
基礎技術といふのは一体どういう分野を指してい
るのか、説明していただきたいと思います。

されもまたいろいろな範疇のものがございますが、一つは金属系のもので、先ほども工業技術院長からお話をございましたけれども、例えば実用超電導線材技術というようなことで、絶対温度に近い状況で超電導効果ができる、こういうことを利用するようなそういうた技術というものがございます。

さらにもう一つは、ファインセラミックスの関係といふものもその中で有効なものであろうというふうに思ひますが、特にこれからM·E関係と申しましようが、いわゆる高集積ICというものに対しても申しますと、絶縁性とか熱伝導性の双方ともに大変すぐれたファインセラミックスの材料といったようなものはこれから大変有用になつてまいりと存ります。

また、あるいは高性能繊維強化プラスチック技

術というようなことで、従来のプラスチックの利点を生かしながら、さらにその対衝撃性とか対疲労性とかを織維で補つた複合材料といったようなものも出ています。

うなことからいわゆる分離膜を製造する技術、こういうことになつてまいりますと、これは将来、従来の化学反応等で分離してまいりましたものをこの膜を使つということになつてしまりますと、これも大変広範な技術になつてしまります。

マイクロエレクトロニクス関連、これも大変進歩しております。これも先ほど工業技術院長の方からもお話をございましたが、本当にミニタコノン以下の微細加工を実現する技術というものは、いわゆるこれからの中高集積度のICの製造に非常に効果がある技術であろうと思います。

また、バイオ関連でも遺伝子組みかえの技術と
いうもの、もちろんこれはいろいろ医薬、農業関
係にも使われますが、工業関係でも相当いろいろ
応用範囲が広いわけでございますが、そういった
ファインケミカル製品の生産効率を向上させると
いうようなことにも役立つわけでありますし、ま

たその中で、例えばバイオリアクターといったような技術といつものもございます。そういうわけでも、このバイオ関係でもいろいろと多方面に使われるわけでございますが、大ざっぱに申しますれば、今申しましたように、新素材の関連のもの、あるいはマイクロエレクトロニクス関連、それから生化学関連、それから、特に情報関連で非常に有力な手段となります情報通信関係、こういったいわゆる国民生活あるいは国民経済に波及性ある、いは影響度の大変大きい基盤となるような技術、こういうものを対象にいたしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○松前委員 郵政省側の方は大体情報産業関係ですから、私も通信委員会をやっていたから大体わかりますのでお答えいただかなくていいと思うのですが、今お話ししただけではなくて、非常に広範ですが、今お話ししただけではなくて、非常に広範のところにわたっております。これが基礎技術なのか基盤技術なのか応用技術なのか、そういう区分について今余りはつきりわからなかった。要するに国民経済に非常に寄与する程度が高そうだというようなことでお話をあつたわけでございます。

そうするとほかのものは、今言われたようなもの以外のものについては国民経済の健全な発展とか国民生活の向上に資するものではない、ないと言つては極端だけれども、そんなに資するものじゃない、そういうようなことになつてくるのでしょうか。とにかく基盤技術の定義がどうもよくわからぬ。郵政省側の方ですと直接国民生活に影響が及んでいく、個人個人に影響が及んでいくインフラストラクチャ、すなむちテレピアとか、そういうものがあります。それだと多少はわかるのですけれども、しかし、これだとどうも基盤技術といつ定義に対してもはつきりしない点があるのですけれども、その辺もうちょっとお尋ねします。私どもとしては、この基盤技術という言葉明確にしていただけませんでしょうか。

○福川政府委員 例えば今お話しのように基礎技術といつ、あるいは新技術といつ、あるいはまだ基礎技術といつたようないろいろな言葉がござります。私どもとしては、この基盤技術といつ言葉

は、例えば新技術とか基礎技術といったように、技術の新規性や研究の開発段階に着目した定義ではなくて、これらは当面民間を予定しておるわけですが、民間における研究開発が重点的に展開されつつある鉱工業及び電気通信業の分野に着目して、その中で国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものということを対象にいたしておるわけでございます。

先ほど申しました超微細加工技術、こういったようなものをとつてみますと、これは高集積のICをつくるということに非常に重要なことでございまして、これはもちろんコンピューターの製造にも使われますし、そのほか、生産、加工を精緻化していくという点についても大変効果がある技術でございまして、今後のそういう技術を中心的にいたしました経済の発展をたどる上に非常に重要なものでございます。あるいはまた、バイオテクノロジー関連でも、これも先ほど申しましたように、例えればバイオリニアクターといったようなものでは、いわゆる酵素等を使いまして化学反応を起こさせるということでございまして、在来の化学生の製造過程を相当大きく変えていく可能性があるということをございまして、こういうものは從来の化学工業の発展あるいは合理化ということに大変強く役立つものであるわけであります。また、工業用に使われますバイオテクノロジー、遺伝子組みかえの技術といつたようなものについても、これはまた医薬関係にも農業関係にも使われるわけでございまして、例えば医薬関係でもよく一般的に言われますのは、そういった遺伝子交換技術を使しながら制がん剤をつくるといったようなものにも応用されていく可能性のある技術でございます。

そういうわけで、この基盤技術と申しますのは、今申しましたように大変各産業に横断的に使われるような波及性の高い技術、あるいは特定の産業分野におきましても革新的な技術、こういう技術を取り上げて今回こういった法律を準備いたしました次第でございます。

○松前委員 これから先の経済に非常に波及の大きいものを取り上げてというようなお話をあります。したが、その前の、各企業といいますか、今現在日本の中で重点的に取り上げてこれを何とかしようと考へておられるというような方がまだ私はわかつたのであります。その後の方になりますと、どちらもこれもどんな技術だつて全部将来は非常に革新的なものであつたり、波及効果が非常に大きくなつたりするものでございますから、その辺が非常に不明確であるわけでございます。

したがつて、これは、円滑化法案が成立してセンターで取り扱うということになる場合、やはり国民が納得するような格好でこれをセンターで取り扱つていかなければならぬというふうに思つてございます。したがつて、いろいろなものが民間から上がってきたときに、これは取り上げる、これは取り上げないと、いろいろなことについて、恐らく評議員会が何かそういうところでなされるんだろうと思うのであります。そういうものを国民の方に公表していかなければならぬと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになつていますでしょうか。

○福川政府委員 この法律が成立いたしました暁には、このセンターについて、民間が発起をいたしまして設立手続が進められるということでござります。また一方、この技術に何を採択し取り上げいくか、こういう点でございますが、もちろん今後このセンターの重要な運営事項につきましては、評議員会といつたようなものもあってこそ、この運営の公正を期していくわけでございます。

これは今後また民間の意見を十分反映させていく、あるいはまた、これが十分効率的な運営をしていくためにセンターの自主性を尊重するというような運用がその基本原則にあるわけでござります。また、この技術については何を採択するかといふ点は、大変専門的であり、なおかつ客観的な判

断が必要であろう、かように思ひますので、今後センターの設立された時に、その事務体制をつくつていきます過程でそのような運営が十分確保できますが、もちろんこういった技術開発でございまして、それをどうやって採択したかというような点がございりますが、もちろんこういった組織づくりのために努めてまいりたいと考えております。また一方、その技術自身をどうやって採択したかというふうに思つてございますので、そこにはそれぞれの企業の秘密保持ということにわたらない範囲で今センターや御質疑がございましたが、そこでそれをどうやつて採択したかというふうに思つてございます。

○松前委員 国民の前に公表するというのが一番理想的なわけでありますけれども、今企業の秘密保持ということがあります。こういうことが必要ではないかと思つております。

○福川政府委員 この法律が成立いたしました暁には、このセンターの意義といふものは大分それがくる。NHKとか電電公社、これは自分の研究成果を毎年一回公開という形でもらつて公表しております。こういうことをやはりこのセンターでも、公開といつてもそのものばかりをやるわけではないと思いますが、そういう何らかの形で国民の前に知らして、これは非常に影響が大きい、将来経済を大分変えるようなものでありますよといふことで、そしてそれをまた国民の中に浸透させて活性化を持っていくというのがこのセンターの使命じゃないだろうか、そういうふうに思つてあります。

企業の秘密といふ点を余りにも守つてやるといふことになれば、センターは何をやつてあるんだということになりかねない。ですから、ぜひとも私は公開という点については考へていただきたい。しかし、この法律をもとにいたしましてつくれました意味では、技術上の秘密の保持という点もあるから、こういうことが必要ではないかと思つております。

○松前委員 この法律が成立いたしました暁には、このセンターの意義といふものは大分それがくる。NHKとか電電公社、これは自分の研究成果を毎年一回公開という形でもらつて公表しております。こういうことをやはりこのセンターでも、公開といつてもそのものばかりをやるわけではないと思いますが、そういう何らかの形で国民の前に知らして、これは非常に影響が大きい、将来経済を大分変えるようなものでありますよといふことで、そしてそれをまた国民の中に浸透させて活性化を持っていくというのがこのセンターの使命じゃないだろうか、そういうふうに思つてあります。

○松前委員 このセンターの運用の中で、国有の試験施設の使用を可能とする措置が入つております。この中で、今までこれらの施設は工業技術院傘下十六試験所、電波研究所等々がござりますが、民間の使用が全く閉ざされているわけではなくたはずなんですね。積極的に使用するというような体制にはなつていなかつたというのではな

ておりますけれども、一部のところに偏在しないよう、国民全体の利益になるように、肝に銘じて考える、こう言つておられるわけです。そういうところから考へると、なるべく多くの利用者に利用させてやりたい、こういうことになるわけでございます。そうすると、お金が少ないから一部しか利用させてやらない、そなると厳正な選択が非常に必要になつてきます。厳正な選択のときには、その選択する人が非常に高度な知識を持つておらなければならぬということですから、このセンターの運用というのは大変高度な運用になつてくると思うのです。ですから、そういう点について、そのセンターを運用する人、今度、会長その他選ばれると思うのですけれども、そういう人たちの力を十二分に發揮できるように、そういう人材というのを選んでもらいたい、そういうふうに思つてございます。

ございます。国益また国民の利益に合致するという意味からいえば、基礎技術は本来そんな狭いものであるはずがない、したがつてそれは、通産省、郵政省のみならず科学技術庁、将来は関係各省全部に及ぶような応用がぜひ必要であり、そいつた心構えで対処すべきである、このことについては全く同感でございます。

○西中委員 最初に、この法案が提出された背景及びねらいについて簡潔にお答えをたいと思います。

○福川政府委員 従来、日本は主として導入いたしましたが、それに改良を加える生産段階の技術を高めるというような度成長の過程をたどってまいりました。しかし、日本の技術水準もかなり向まして、これからいわゆる自主技術をつくっていくかということが重要な段階まいりました。そうなつてまいりますと基礎研究あるいは応用研究の段階から技術を高めていかなければならぬ、こういふ要請として出てまいつたわけであります。

そういうような観点から、昨年春以来造審議会におきまして、この技術政策の

そういうような観点から、昨年春以来、産業造審議会におきまして、この技術政策のあり方というのを学識経験者に御審議をいたしました。もちろん、国の果たすべき役割、とりわけ基礎研究、応用研究の中で民間が実施できにくいう�技術開発、こういう点については国としても十力を入れていくように、國と申しますのは、大の研究機関あるいは国立試験研究機関を指すもでございますが、そういうものを進めていく、に、リスクが大変大きい、また妊娠期間が長いいうようなことで、民間ができるないものは国とて十分力を入れていくべきであるということの指摘がございました。

また同時に、從来民間は、主として企業化、商業化、さらに試験研究を中心にしてまいりましたが、試験研究の段階では、開発研究、どちらかといえば開発段階、企業化、商業化に近い段階の

○西中委員 法案の中身に入る前に、大臣に若干の御質問をしておきたいと思います。

その第一は、政府の研究開発費の問題についてでございますが、我が国の研究開発費は民間が主体になつておりますし、研究開発費に占める政府負担割合は二五%，先進工業国に比べましても非常に低いレベルと言わなければならぬと思ひます。米国三〇%，英國が二八%，西ドイツ四一%，フランス四五%，いずれも我が国を上回る水準にあるわけであります。その上、我が国基礎研究費の割合も諸外国に比べて極めて低い、長期的には割合が低下をしておるというような傾向にござります。私はこれを非常に憂うべき傾向と考えておるわけありますが、こういう内容、この実態について政府としてはどういう認識をしておるのかということが問題だと思っておるので

り全体の基盤技術、先ほどバイオテクノロジーまで話が出ました。農林水産の部分までも今及んでいるように思いますけれども、運輸省だってあります。その他いろいろ各省庁をやつております基盤技術のすべてをカバーして、やはりこういう恩恵を与えてやるということをしていかないと、個々の通産、郵政の部分だけ恩恵を与えるということがになれば非常に不公平になりますね。産業の育成という形をとるにしても、不公平になる。だから将来はもっと大きくして、全般にわたってやらなければいけないか。そういう意味で、政府の中でこの辺についてもっとしっかりと整理をして、すべての基盤技術について整理をして、こういうものを作つくっていくのだという姿勢を示していただきたいと思います。この辺について通産大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○村田国務大臣 松前委員先ほど来、基盤技術という非常に広い範囲、汎用性のある、しかも革新的である語彙についての基本的な疑問、そしてまた、その範囲についていろいろと御質問をいただいたわけでございまして、非常によくわかるので、

一言だけ申し上げますが、今通産大臣がそう言わ
れましたので、私も非常に心強く思つておるわけ
であります。が、いざれにしろ、たつたの百二十億
ですか、かなり少ないお金なんですね。これをど
うしると言つたつて、これはなかなかうまくいく
ものじやありませんよ。ですから、もつともひとつ
大きく予算を広げると、いうような格好を持つて
ついていただきたい。それには、ことし一年、もし
かこれが成立したら、きちんととした運用をやつ
て、基礎技術とは一体何だ、このセンターを国民
が本当に理解できるような代物にして、いつていた
だきたい、そういうものにして、いつでもらうこと
が必要であろう。この一年が恐らく勝負じゃない
だろうか、そういうふうに思うのです。ですか
ら、将来は大蔵省の方からいっぱいお金をもらえ
るよう、ことし一年うんと頑張つてもらいた
い、そう申し上げまして、私の質問を終わりたい
と思います。

また同時に、從来民間は、主として企業化、商業化、さらには試験研究を中心にしてまいりましたが、試験研究の段階では、開発研究、どちらかといえば開發段階、企業化、商業化に近い段階の技術開発をしておりましたわけですが、これから外国の技術にも期待できないということであれ、前の技術力を民間としても蓄えるべきである。こういう問題の指摘があつて、そして民間としても、從来の開発研究を中心から応用研究へ、さらには基礎研究へ、こういうことに力を入れていくべきである、挑戦すべき技術分野は大

考えておるわけであります、こういう内容、この実態について政府としてはどういう認識をしておるのか、ということが問題だと思っておるのであります。

○西中委員 最初に、この法案が提出されまして背景及びねらいについて簡潔にお答えをいただきたへと思ひます。

広範でございます。國、民間が相まって基礎研究、応用研究を続けて、こうというのがその答申の趣旨でございまして、そのような観點から何が必要かということについては、一つはリスクマネーの

実な増額をしておられるわけですね。ですから、結局は政府の研究開発に対する重み、これをどういう認識をしておるかということが私は問題だと思うのです。日本の将来とか国民生活の安定といふ点からいきましたならば、政府もしばしば口にしておりますように我が国は資源が少ない国でございまますから、やはり人であり、頭脳であり、そして貿易でありといふことが非常に比重が重いわけですね。したがいまして、今我が国の基礎研究等に対する国際的な批判も含めまして、それにこたえるという意味からも、こういった防衛である等に対する国際的な批判も含めまして、それにこたえるという意味からも、こういった防衛であるなど、國が主導となって推進する研究開発を一層拡充することとしたほか、民間の技術開発を円滑に推進するための資金供給等を行う新たな中核組織として、今御提案を申し上げております基盤技術研究促進センターを設立いたしまして、これに對して国から産業投資特別会計の出資百億円を計上するなど、研究開発予算の確保に大きな努力を行つてきましたところでございます。

そこで、今回民間の力を引き出すために政府としては足らないところを補いをつけようという意味でしょ、先ほどちょっと御説明いただきましたけれども、この法案の提出に至った、こういうことだらうと思ひますけれども、これはこれで研究開発が大きく広がっていくことを私は期待をいたしておりますけれども、これで事足れりと考へたり、むしろ政府が本来もつと他の先進国並みに力を入れることを主眼とすべきであるものを、民間の力をかりればそれで済むのだといふような、済むとはお考へじやないと思ひますけれども、そういう姿勢に転換をされて将来禍根を残すようなことがあります。私は思ひうございます。

したがいまして、これに對する認識、財政上、予算上、これはどういう位置づけをするかということについてももう一遍通産省を中心として真剣にお考へをいただかなければならぬ。したがつておるつもりでありますけれども、私が申し上げたいのは政策の選択の問題でありますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○西中委員 それなりの努力はよく認識をいたしましたが、この法律案は通産省の新年度施策に対する大きな目玉の一つであることは当然でございますが、もちろんこれのみをもつて尽きるものではございません。したがいまして、西中委員御指摘のように、非常に行政合理化の歴しい財政状況下ではございますが、技術開発の促進を図るための政府の研究開発支出が今後とも実質的に確保されまして、国民生活の向上をしてまた二十一世紀以降を目指す日本の技術開発が大いに発展をしますように、主務官庁の一つといたしまして今後も最大限の配慮を行つていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○西中委員 それなりの努力はよく認識をいたしましたが、この法律案は通産省の新年度施策に対する大きな目玉の一つであることは当然でございますが、もちろんこれのみをもつて尽きるものではございません。したがいまして、西中委員御指摘のように、非常に行政合理化の歴しい財政状況下ではございますが、技術開発の促進を図るための政府の研究開発支出が今後とも実質的に確保されまして、国民生活の向上をしてまた二十一世紀以降を目指す日本の技術開発が大いに発展をしますように、主務官庁の一つといたしまして今後も最大限の配慮を行つていただきたいと思います。

○村田國務大臣 予算に関連いたしまして、西中

委員からODAあるいは防衛等を例に挙げられた点からいきましたならば、政府もしばしば口にしていますね。したがいまして、今我が国の基礎研究等に対する国際的な批判も含めまして、それにこたえるという意味からも、こういった防衛であるなど、國が主導となって推進する研究開発を一層拡充することとしたほか、民間の技術開発を円滑に推進するための資金供給等を行う新たな中核組織として、今御提案を申し上げております基盤技術研究促進センターを設立いたしまして、これに對して国から産業投資特別会計の出資百億円を計上するなど、研究開発予算の確保に大きな努力を行つてきましたところでございます。

したがいまして、この法律案は通産省の新年度施策に対する大きな目玉の一つであることは当然でございますが、もちろんこれのみをもつて尽きるものではございません。したがいまして、西中委員御指摘のように、非常に行政合理化の歴しい財政状況下ではございますが、技術開発の促進を図るための政府の研究開発支出が今後とも実質的に確保されまして、国民生活の向上をしてまた二十一世紀以降を目指す日本の技術開発が大いに発展をしますように、主務官庁の一つといたしまして今後も最大限の配慮を行つていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○西中委員 どうかその点で、この法案の提出の背景として大きな問題としてあるわけですから、同僚議員が質疑を繰り返しておるわけであります。政府はこの法案によつて、国際社会への貢献を果たすために基盤技術の研究を推進する足がかりとしておられるようになりますけれども、この程度の施策で目的が達せられるというふうに御認識かどうか、まず伺つておきたいと思います。また、この開発研究が主流となつてゐる我が国の研究の現状をこの法案によつてどれくらい基礎研究、応用研究の方に比重を高められると考えておられるのか、また期待をしておるのか伺つておきたいと思います。

○村田國務大臣 委員御指摘のとおり、我が国技術水準は欧米諸国に比べて基礎、応用研究段階において一般的に立ちおくれておるというふうに私は認識をしております。我が国としては、この基盤的研究を踏まえ、基礎、応用研究段階の技術開発に格段の努力を払つていくことが重要でございまして、このため、国みずからが民間では実施

できない基礎、応用研究を推進するとともに、民間における基礎、応用研究を中心とした試験研究が、横で聞いておりまして、私が想像力が足らなかつておられるようになりますけれども、まだにはつきりしない。これは一体どういうことなのか。法律上初めて出てきた言葉だらうといふうに私は思ひますが、この「基盤技術」というのが、横で聞いておりまして、私が想像力が足らなかつておられるようになりますけれども、まだにはつきりしない。これは一体どういうことなのか。法

○福川政府委員 法案の第二条では、「基盤技術」という問題であります。これは多くの同僚議員が質疑を繰り返しておるわけであります。が、横で聞いておりまして、私が想像力が足らなかつておられるようになりますけれども、まだにはつきりしない。これは一体どういうことなのか。法

○福川政府委員 法案の第二条では、「基盤技術」というのは一つの要件を示しております。一つの要件がござります。この国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、こういうふうに定義がございます。この国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものとござりますが、これは、ある技術が製品等に体化した場合において、その製品等が有することとなりますが、

そういうたその技術が体化されました場合においての製品等が有することとなりますいわゆる波及性、それから影響度、影響度と申しますのは、性能あるいは生産性の向上に寄与していく効果であるが、これが大変大きく、その結果として国民経済や国民生活の基盤の形成に重要な役割を担う、こういうことでございます。

いろいろ例も先ほど申し上げたりいたしておりますが、例えば、具体的に申しますと、高集積度のLSIを生産するため必要になりますような超微細加工技術、こういうものができますと、例えばコンピューターあるいは工作機械、自動車といつたように広い分野への応用が可能でございます。これはその波及性が大変大きいわけでございます。はたまた、この超微細加工技術と申しますのは、製品が小型化していくことになりまして、また信頼性の向上といった面でその性能の向上に大変大きく寄与していくことになるわけでございます。こういう波及性、それから影響度が高い技術、これを基盤技術となる技術というふうに言っておるところでございます。

よく類似の言葉として、基礎研究、応用研究、

開発研究という意味で試験研究の段階を三つに分けましたうちで、基礎研究、こう言うておりますが、これは、いわゆる研究の発展段階のものでございまして、したがいまして、基礎技術という技術の範囲とは違った概念でございます。この点につきましては、この今回ねらいました法律の趣旨が、民間においてございまして、したがいまして、いわゆる民間がそういうようなことをやり得るような状況に達しているもの、こういうことを念頭に置いておるわけでございます。

今申しました産業技術あるいは通信技術、これ

はそれぞれ特に大変波及度の高いものでございまが、これは今民間がそういった基盤技術を進めているこう、こういうような段階になってきているものを取り上げるということで考えますと、現段階で判断いたしますれば、通産省及び郵政省の所管に係るものとするのが適切であろう、こういうことでございまして、過日の参考人の意見聴取の場合でも、民間ということから言えばこの両省に関する技術が大変緊要性が高い、技術のそれぞれの発展段階というのは技術の種類あるいは業種、業態によって違うので、そこには発展段階の差がある、こういう御指摘があった次第でございます。

○西中委員 範囲はわかりますね、両省にまたがるものと。そうしますと、この研究の内容は波及性、国民への影響度、効果、そういうものが判断の主体になるということで、段階的に言えば、これは基礎、応用、開発全部を含むということと理解してよろしいのでございますか。

○福川政府委員 技術センターに関する考え方、

これはもちろん予算の運用ということでございま

すが、当面、リスクマネーの供給をいたしまして

は出資事業と融資事業を予定をいたしておりま

す。やや具体的に基礎研究、応用研究の定義を申

してみますと、基礎研究と申しますのは「特別な

応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理

論を形成するため若しくは現象や観察可能な事実

に関して新しい知識を得るために行われる理論的

又は実験的研究」というのを基礎研究と称してお

ります。応用研究と申しますのは「基礎研究によ

って発見された知識を利用して、特定の目標を定

めで実用化の可能性を確かめる研究、及び既に実

用化されている方法に関して新たな応用方法等を

探索する研究」こう言っておりますが、出資事業

に関しましては、これは基礎研究からやつていく

研究、基礎研究、応用研究、それから開発、こう

おりますが、融資事業に関しては、これは当

然のことながらリスクが相対的にはやや少ない部分を当初対象としたしますために融資という形態をとるわけありますが、そういうことから考

えますと、融資事業については応用研究から開発研

究にいく、こういうことでございます。いずれに

いたしましても出資は基礎研究、応用研究等から入っていくことになってまいります。また融資は

応用研究から、こういうことでございます。

基盤技術の範囲につきましては先生のお話しの

ようなことでございます。

○西中委員 最初にこの法案の背景を伺ったとき

も基礎、応用段階の要請が強いということがあっ

て、しかもそれにこたえなければならないという

ことでお話があったわけでありますけれども、今

の御説明でもまた出資、融資の事業は基礎と応

用、応用と開発というようにねらつておるのだと

いうことの御説明があつたのですから、ちょっと

理解がもう一つ進まないのですが、わざわざこの

ような言葉を使わなければならなかつた理由は特

にあつたのだろうかというような気がしてならない

いわけであります。

なぜ私はこれを問題にするかというと、今ま

しく御説明になつたように、出資や融資というこ

とは極めて厳格にやらなければならぬ性質のも

のですから、何となく漠然として、何でもいける

よう、幅広いもので効果が大きくて通産、郵政

両省のものなんだ、こういう漠然たる範囲を示

されるだけでは、どうも、どれでもこれでもやら

なければならぬ感じもするし、そもそも明快でない。

ですから、法律が歩き出したときには出資、融資の

基盤というものはひつと定まつてこない、といふ

ような感じもするし、どうも明快でない。

ですから、法律が歩き出したときには出資、融資の

基盤といふものはひつと定まつてこない、といふ

気配が感じられるわけでありまして、いつだつた

か、どなたの質問かわからぬけれども、大臣も言葉としては御説明になつたけれども、はつきりし

たものはわからぬといふようなことを御発言に

なつて、これは大変なことだぞと、やはりそれな

金なりそのほか開発銀行の金なり政府の金なり民間の金なり、いろいろなものを使ってやる事業でありますから、こういうものをあいまいな範囲でやつちやうということになれば、これは極めて不明朗なものになると私は思うのです。

ですから、やはり基盤技術というものはこうこ

うしかじかというものを、ある程度きちつとした

基準が示されないと、言葉の説明で何とかわかっ

たような、だけど何となくわからないというよう

な、こういう繰り返しがもうずっとこの質疑の中

で行われておるということは非常に問題だと私は思っています。この点について何かいいお考えはない

か、明快にされるお気持ちはないか、ひとつお考

えを述べていただきたいと思います。

○村田国務大臣 センダットで私がお答えしたこと

に関連して西中委員の御質問でございますから、

もう一回申し上げたいと思うのです。

この言葉は実はテクニカルタームでございます。

で引いたら非常に抽象的な答えが出てくるだろう

と思うのです。したがって、この法律案をつくる

までに私どもの内部でもいろいろこの問題の検討

を行いました。また関係各省も多いことでござい

ますので、一体どういう言葉が一番適切であろう

かということを、私はすつと参画をしておりまし

た。よく私もわからないのですが、という表現を申

し上げたのはあるいは誤解を招いたかもしない

かということを、私はすつと参画をしておりまし

た。よく私もわからないのですが、と言つた意味

です。よく私もわからないのですが、という表現を申

し上げたのはあるいは誤解を招いたかもしない

かということを、私はすつと参画をしておりまし

た。よく私もわからないのですが、と言つた意味

です。【基盤技術】という本来の日本語の意味がな

かよくわからない、こう申し上げたわけで、テ

クニカルタームということであれば、法二条にお

きまして、鉱工業、電気通信業等の技術のうち通

産、郵政両省の所掌に係るもの、非常にはつきり

した限定をしているのですね。それから一番目

は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの、この二要件で明確に定義をされ

ておるというふうな理解をいたしておりまして、これからこの法律を通していただいて、いよいよ

れはどうか、あれはどうかということについては、恐らく年を追つてこれは非常に深く、さらに広く広がっていくものだと思いますし、また先ほど來の先生方の御質問にもありましたように、本來は国民生活全般に関連をする、科学技術の関係も含めたものにすべきでありますから、そういった将来の広がりを見ながら、現在は法二条によつて定義をしたものによつて定義つけられておる、こういうふうに承知をしていただきたい、こういう意味でございます。

○西中委員 当初の法案の背景が、基礎、応用段階の要請が強いためのこと、これがあるわけですから、本来ですとここに焦点を合わせればつきりしたと僕は思うのですよ。「國民經濟及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの」となると、これはニーアンスとしては応用から開発の方が比重がかかるべくなるのと違うかなという感じもしないわけではない。ですから、その辺のところがどうもはつきりしないというところに私たちの疑問があるわけなんとして、何遍やつても、これは定義としてここへ出ているのだからこういふことなんだと言わればしようがないのですけれども、しかし融資、出資にかかるることでござりますから、ひとつさらなる検討をしていただきたい、こういうように思います。何かありますか。

○福川政府委員 確かに、基礎技術といい基礎研究、応用研究といい類似する表現が出てまいりますので、大変御理解賜りにくい点があるかと存じますが、焦点を置いておりますのは、基礎研究、応用研究に主眼を置こう、こういうことでございまして、基礎技術と申しますのは技術の種類の範囲でございまして、基礎研究、応用研究というのはその研究を行つております段階での基礎研究、応用研究に重点を置くの研究であるかどうかということでございまして、基礎技術についての基礎研究、応用研究に重点を置くのか、かように御理解を賜りたいと思うわけでございます。

なおこの点について、じゃ、その範囲が明確ではないのじゃないか、運用上困るのではないか、そういう御指摘でございましたが、今申しましたように、この法律の二つの要件、法律で規定されおりますこの二つの要件に即しまして、センターとしては適切な運用をいたしていくわけでございますが、確かに、技術の進歩発展と申しますのは、これは大変日進月歩でございまして、いろいろ新しい技術が出てくる。特に基礎研究の段階においては、確かに、技術の進歩発展と申しますのもので新しいものが見つかるということも多々あるわけでございまして、技術の進歩といふのは大変著しいところでございます。また、もちろんこのセンターは民間の活力を十分に發揮させていくということで、運用の自主性、民間の意見の反映ということを念頭に置いた運用になつていくわけでございまして、そういう意味では、この運用に当たりまして今御指摘のような点、一体当面どういうようない範囲に重点を置いていくんだというような運用の面につきましては、誤解が生じませんように、先生の御指摘も踏まえまして運用については遺憾なきを期したいと思います。

○西中委員 この程度で終わりますけれども、でありますから、ひとつさらなる検討をしていただきたい、こういうように思います。何かありますか。

それから第五条について伺いますが、「政府の責務」ということが言われているのですが、「民間の基礎技術の向上を図るために必要な措置を講ずる」というようになつておりますが、どういう措置を講ぜられるのか、お伺いをしておきたいと存じます。

○福川政府委員 第五条におきましては、第三条の国有施設の使用、第四条の国際共同研究に係る特許発明等の実施、これに規定するもののか、「民間において行われる基礎技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基礎技術の向上を図るために必要な措置を講ずる」、こういうことでございまして、基础研究、応用研究に重点を置くの関係がございますところですが、例えば

試験研究施設、この廉価使用を認める、こういうことでございますが、必ずしもこの国有の試験研究施設というの是一般民間に十分情報提供がされないと思いますが、そういった利用の円滑化ておりますこの二つの要件に即しまして、センターとしては適切な運用をいたしていくわけでございますが、確かに、技術の進歩発展と申しますのは、これは通常、委託研究の場合にはその特許権は委託をいたしました国の特許になるというのが今までの委託研究の成果といたしまして国有特許権、これは通常、委託研究の場合にはその特許権を図りますために、例えばPR等に十分努める、情報提供に努めるといったようなこと、あるいは委託をいたしました国の特許になるというのが現在の建前でございますが、そういった国有特許権の一部を受託企業に譲渡するというようなことによりましてその特許権等を共有化する、こういうような措置を講じまして委託研究についての円滑化を図つていこう、こういうようなことを今考へておるわけでございまして、この中にはまだ今後の展開によって別のこともあるいは出てくるかもしれません、当面考えておりますのはその二つでございます。

○西中委員 これに関連しまして、国有の試験研究施設を使うときに、同時にまた機械器具等のいわゆる物品について使用をするというケースが当然出てくるわけであります、これについては現在でも、試験研究に用いる場合に無償または廉価で民間に貸し付けることができるとなつておられます、企業が単独で試験研究をしようとするとき、これは廉価使用は認めておらないというよう思ひますが、政府の責務としてなし得る仕事の一つとして廉価使用を認めること、これも非常に大事なことではないか、私はそのように思ひます。次に、国有の試験研究施設はこれを廉価使用させることになればちょっと整合性に欠けるのじきませんが、当面と詰めたいというお話をございますので、極力これはお考えをいただき、廉価使用ないしは無償使用を実現していただきたい、このように思ひます。

○荒尾政府委員 物品につきましてはただいま御指摘のとおりでございまして、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律というのがございまして、この中で、試験研究に用いる場合には貸付料を無償または原価とすることができる、法律上はそうですが、この十六の試験研究所、及び郵政省が持つた場合の相手先とか、あるいは国から委託を受けた場合の委託先というようなものに限定をされております一つの研究所、実態上これに限るといふことにならうかと考えております。

○西中委員 兩省以外の国の試験研究施設を希望

されたらあせんするといふようなことはやらないのですか。

○荒尾政府委員 この趣旨をできるだけ基礎技術研究の促進のために生かしていただくという点から考えますと、こういった制度がある、それからどんな施設があるかとか利用するにはどうしたらいいかという点につきまして、私ども政府レベル及びセンターにおきましてPR等を行いたいと考えております。

○西中委員 今の点については、大臣も御尽力をいただきたいと思います。通産省所管の研究所は十六ということでありましたけれども、これは全部の試験研究所を開放されるということでございますか。

○荒尾政府委員 具体的には「政令で定めるところにより」ということで政令の中で決めるわけでございますが、私どもの持っております十六の試験研究所の中で国有施設の設置されております状況等を考えまして今後決めていくわけございまして、十六すべてが対象になるかどうかという点につきましては、もう少し実態をよく詰めた上で決定されることになるわけございまます。

○西中委員 今後の詰めは残つておると思いますけれども、少なくともどれくらいの施設を使う

私ども、どの施設に幾らあるかということ、大体六十弱でございますが、あるということを把握しております。今申し上げました趣旨は、むしろそういうものについてそういったニーズがあるかどうか、それから研究所の側としては賃借使用を認めることができるかどうか、そういう点を含めまして今後検討をいたしたいということです。

○西中委員 これは先ほども指摘がありましたがれども、やはりその気にならなければ実効は上がらないと思うのですね。どこだつて遊んでいるわ

けじやないので、それなりにいろいろ研究なさつてゐるわけですから、あいているといえればあいています。

○西中委員 この点についてはある程度割り切つて判断していかなければ、いろいろとクレームつけですから、この点についてはある程度割り切つて判断していかなければ、いろいろとクレームつけられるところも使うところがないの

だというような結果に陥りかねないということを危惧いたしておるわけでございますので、この問題

題については政令で示されるようではありますが、

それが効果的に使用されるように十分なる工夫が必要だと思いますので、この点を強く要求しておきたいと思います。

次に、センターの問題であります。このセンターの役員、職員はどの程度の陣容をお考えにな

っておるか、まず伺つておきたいと思います。

○福川政府委員 センターの組織、人員につきましては、民間のニーズに対応いたしましてその業

務が円滑に遂行できるようなものになるということ

とが目眼でございます。具体的な組織、人員につ

いてはこれから設立までの過程で固まつていくと

思つてあります。この役員は九名

ということにいたしてございます。職員の点がこ

れから固まつてまいりとと思っておるわけでありま

すが、私ども国会に提出いたしました予算の参考

書類であります。そのほかの点は、今後さらにセンタ

ーが開発するときには、その開発の目標というものを定め

ますときには、その開発の目標といふものを定め

るわけございまして、そういう開発の対象とな

ります要因、これが実現できたかどうかといふ

ことを判定するということになると思います。

○西中委員 これは非常に大事なことで、金利

や、返済してもいいのか、しなくてもいいのか、

せずに済むのか、こういう問題でありますから、

恣意的に判断されると非常に問題が起るのですね。ですから、この点はやはり何らかの歯止めが

必要だらうというふうに私は思つております。

例えば、今、目的をまず出して、それに達した

か達しないかで判断するのだということをござい

ますけれども、研究のスタート時点に示した目

標、目的、これは達成できぬで終わつた、ところ

が、その失敗の過程に別の新しい特許の芽が出て、また特許ができた、これは失敗なんですか、

成功なんですか。こういうことはしばしば研究段

階ではあると思うのです。いかがでしようか。

○西中委員 基準というようなものはおつくりにならぬのでしょうか。

○福川政府委員 このプロジェクトを採択いたしましたときには、その開発の目標といふものを定めますと、それは、確かに一つや二つあるよう、そういうケイ

スは技術の場合は折り得ることだと思いま

す。その得られた技術成果が、研究開発目標

とこととの絡みで判断することになると思います。

評価が必要だ、こういうことでござりますので、

今、研究の過程で別途の研究成果が得られた、それは、確かに一つや二つあるよう、そういうケイ

スは技術の場合は折り得ることだと思いま

す。その得られた技術成果が、研究開発目標

とこととの絡みで判断することになると思います。

評価が必要だ、こういうことでござりますので、

これについては専門的な技術に関する知識を要すると

いうことで、その得られた研究成果と技術目的と

を対比させながら公正に判断していく仕組みを、

今後セントナーができた段階で考えてまいりたいと思います。

○西中委員 ですから、これは非常に難しいのでやるのだけれども、しばしば横つちよの方へ進んでいく。思わない成果が出るということもあるわけです。ですから、その場合は成功なのか失敗なのかということが、これはその場その場で、判定する人の主觀によつて決まっていくというわけですから、僕は何らかの判定基準というものが必要ではなかろうかと思つておるのです。今すぐ答えが出ないかもわかりませんけれども、これは一遍十分研究をしていただかなければならない問題だと思いますので、この点についても強く要求をしておきたいと思います。

次に、出資事業について伺いますけれども、これの資金計画はどういう事業を指しておるのか、たしまして、一以上の企業等が共同して行うプロジェクトでございますが、その中には二つの範疇を想定をいたしておりまして、基礎研究または応用研究段階から実施する技術開発プロジェクト、もう一つの範疇は、技術開発要素に富む基礎的、先導的プロジェクトであつて、公共性を有し、収益の懷妊期間が長いもの、こういうものを想定いたしておるわけであります。

出資事業につきましては、当面事業の予算では二十億、基本財産といたしましては、産投出資から六十億と民間出資二十億、合計八十億を基本財産として想定をいたしておりますが、予算としては、今申しました二以上の企業が共同して行うものについて、二つの範疇の事業を出資の対象に予定をいたしております。

○西中委員

基本財産部門で八十億ということでありますけれども、この運用收入は幾らになりますか。

○福川政府委員

これは、今のこの運用益は、出

資事業の事務的な経費と、それから産官学の連携等の共同研究事業等に想定をいたしますが、基本財産については全体として運用することとしておりまして、その運用益はおおむね四億円程度になります。

○西中委員 四億ですね。四億のうち、共同研究事業と運営費ですか、これは比率はどういうふうになりますか。

○福川政府委員 出資事業等に関しましては、一般の管理費とそれから共同研究事業等に充てます運営費とございますが、今大体予定をいたしておりますのは、共同研究事業等に充てますものを、大体六千万程度を予定いたしております。

ただ、なおこのほか、民間からの委託研究の収入というのもございますし、あるいはまた、外国人の研究招聘のために公益信託等での運用収入を別途予定いたしておりますので、実際のこの共同研究等の事業の費用はこれよりももっとかかることがあります。

○西中委員 先ほど御説明のありました懷妊期間の長いプロジェクトは、何年ぐらいを想定されておりますか。

○福川政府委員 大体五年から十年程度を考えております。

○西中委員 この事業は、具体的に言うとテレビとかニューメディアコミュニケーションティーを指す

し、それ以外にもあると思いますけれども、この事業について伺つておきたいと思うのです。

これは、先ほどから議論しております基盤技術という点で、特にこの法案の立法に至つた背景か

ら六十億と民間出資二十億、合計八十億を基本財産として想定をいたしておりますが、予算としては、今申しました二以上の企業が共同して行うものについて、二つの範疇の事業を出資の対象に予定をいたしております。

○西中委員 基本財産部門で八十億ということでありますけれども、この運用收入は幾らになりますか。

○福川政府委員 これは、今のこの運用益は、出

るいはテレトピアの推進法人というものも含めて考えておるわけあります。これにつきましては、今後のいわゆる地域情報化ということから考

えますと、大変研究開発要素に富むもの、こういうことが要件として書いてございますが、特に基礎的な先導的なプロジェクト、こういうことで考えておりますので、私どもとしては、そういうふうなことに入り得るものと考えております。

○西中委員 この推進法人への出資率はどの程度をお考えになつておるか、伺つておきたいと思います。

○福川政府委員 この出資の対象と考えておるわけですが、今、このニューメディアコミュニケーションティーは八地域、テレトピアは二十地域指定をされておるわけですが、現在、そのプロジェクトの計画を固めておる段階でございます。

今後どの程度この中で出資をしていくことになるかということにつきましては、今後、その案件をされておるわけあります。

ごとに、プロジェクトの重要性とか成熟度を吟味しながら検討してまいりたいと思います。現段階で二十億のうち幾ら振り向けるかというようなことになります。

とにかくじめ想定しているわけではございませんで、今後セントナーが、その今申しましたようなプロジェクトの重要度、成熟度を十分吟味した上で判断していく、かように考えております。

○西中委員 まだはつきりしないようではありますけれども、これは極めて重要な問題だと私は判断しております。というのは、先ほど出資事業の運用益は、大体共同事業に六千万円ぐらいというお話がありました。ほかの部門の、恐らく融資部門の基本財産部分を指すのだろうと思うのですが、それを合わせたってそなたさんになるわけ

ではないんですね。ですから、テレトピアとニューメディアコミュニケーションティー、テレトピアをどういうふうに配分していくかということは確かに非常に重要な問題でございます。

また、さらに重要なもう一つの問題は、これはさに私どもとしても、一般的のRアンドD、基礎研究からやります基盤技術のRアンドDとニューメディアコミュニケーションティー、テレトピアを行く分にございましたが、今後この出資事業につきましては、今先生から、この事業についてのニーズが高いのではないか、こういう御指摘でございますが、まことに問題があるからだという認識のとて聞いておるわけですね。この辺の資金計画は一体どうなつておるのか伺つておきたいと思います。

○福川政府委員

今申しました出資事業の第一の

てくると私は見ております。そうしますと、わずか一億足らずの運用収入で、二十八カ所のテレトピア、ニューメディアコミュニケーションティーの出資の要

求に対しても、一体どれほどのことができるのかといふ疑問を私は持つておるのです。逆に言い方をしますと、三十一号以下の事業でいわゆる海外からの研究者の招聘の民間資金を除いた部分になります。特に、ニューメディア、テレトピアとも全国的に強い要求があるわけですから、おのののたらくさん出資をぜひお願ひしたいというセントナーに対する要求は強まる一方だと思います。

こういうことを参考ると、この前も参考人がおいでになって国際協力が進むとか言って非常に評価をされておりましたけれども、ほかの事業も含めて、具体的に資金の面からいくと、これは微々

なるかというこにつきましては、今後、その案件をされておるわけあります。

ごとに、プロジェクトの重要性とか成熟度を吟味しながら検討してまいりたいと思います。現段階で二十億のうち幾ら振り向けるかというようなことについて、あらかじめ想定しているわけではございませんで、今後セントナーが、その今申しましたようなプロジェクトの重要度、成熟度を十分吟味した上で判断していく、かように考えております。

○西中委員 まだはつきりしないようではありますけれども、これは極めて重要な問題だと私は判断しております。というのは、先ほど出資事業の

運用益は、大体共同事業に六千万円ぐらいというお話がありました。ほかの部門の、恐らく融資部

門の基本財産部分を指すのだろうと思うのですが、それを合わせたってそなたさんになるわけ

ではないんですね。ですから、テレトピアとニューメディアコミュニケーションティー、テレトピアを行く分にございましたが、今後この出資事業につきましては、

さに私どもとしても、一般的のRアンドD、基礎研

究からやります基盤技術のRアンドDとニューメディアコミュニケーションティー、テレトピアを行く分にございましたが、今後この出資事業につきましては、

○福川政府委員

年度予算ということで出資事業二十億というこ

になつておりますが、六十一年度以降は今後また

新たに事業予算を要求をいたしてまいります。その点につきましては、まだ大変少額じゃないかと
いう御指摘でございますが、今申しましたような
趣旨から、今後技術のニーズに合わせまして、予
算の要求等について六十一年度以降その運用に支
障のない形で財政当局と御相談をしてまいりたい
と思っております。

といったよなうなもの、あるいはそのほか技術情報の提供といったよなうな事業がござりますが、そなういった点につきましては、先ほど共同事業の点について振り向けられるのが一億弱と申し上げましたけれども、また一般の管理費等も、センターの事業の効率を高めていく上での適切な運用を図っていくということで考えておりますので、二号以下の業務につきましては、そのよなうな運用の適正化と同時に、民間からの別途の資金の拠出といふことからその事業に支障のないようにないたしたいと思っておりますが、また今後、事業の進捗状況に応じまして六十一年度以降財政当局ともいろいろ話ををしてまいりたいと思ひます。

か、いろいろ道はあると思うのです。共同研究事業は、今も申し上げましたように「二号以下のいわゆる民間資金以外の事業、これに充当するわけでありますから、もう時間もありませんから、私は、この中で一番大事な点を一つ御質問なりました御要望しておきたいと思うのです。

それは、三十一条の五号「基盤技術に関する情報収集し、整理し、及び提供する」というこの仕事でございますけれども、これは極めて重要な仕事だと思うのです。というのは、我が国の基盤的先端的分野の技術情報は蓄積、流通とも非常に少ない、データベースの充実は緊急の課題です。現在我が国が使用している技術のデータベースの三分の一以上はアメリカのものであるという、こういう現状にあります。したがいまして、

産業技術開発を効率的に進める上においては、このデータベースを自前のしつかりしたものを持つるということが極めて重要でありますし、将来的展望からいっても、アメリカあたりからデータベースがどんどん入ってくるでしょうけれども、肝心かなめ、または最先端のデータというところになりますと入手がおくれる、やはりオンライン U.S.A ということになるケースが非常に多くなるわけですから、こうしたことについては、この共同研究事業の中でもいわばこれをグレードアップするといふか、特別扱いをやるということにして、しっかりと予算をつけてやらなければ、これはとてもこの運用益の一部を使ってやるなんというような仕事ではないと私は思つておるのであります。ですから、これはこのセンターの事業の中でも大きなものとして、当面はこれで運用することになるのでしようけれども、本腰を入れてひとつセンターが当たるように、来年度以降の予算は考え方直していただきたい、こういうふうに私は思つておるのでありますが、いかがでしょうか。

外協力費と同じように、私が言わせればそれ以上に、我々日本が選択すべき政策として十分なる手立てをしなければならぬ課題だというふうに思うのです。これはシーリングで突出したって我々は文句言いませんよ。ですから、そういった点で、本当に通産省はもう少し声を大にしていただきたい、次の予算編成の時点においてはひとつかりした構えで臨んでいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○荒尾政府委員 先日の参考人の御意見の中でも大島先生からハイテク大学の構想の御説明があつたわけでございますが、民間の出資によりますいわゆるハイテク大学構想につきまして、現在財团法人の工業開発研究所というところで調査が進められておる段階でございます。こうした民間におきます調査、あるいはただいま大臣からお答え申し上げましたような臨教審での御意見、御議論等を踏まえまして、通産省として今後どのような対応が可能であるかという点につきまして検討してまいりたいと思っておりますが、私ども、昭和六十年度から工業技術院の調査予算の中で、非常にわずかの金額でございますけれども、創造性が

○宮田委員 研究者の養成と国際交流の促進についてお伺いをいたします。

国を図つて、いくために、人材育成は極めて重要であります。民間においても関心が高まつておることござります。今後とも審議會での議論、それから

ら民間ニーズの動向等を踏まえまして、中長期的な観点から研究活動を通じた人材育成の可能性など、創造的な研究者の育成のための施策の方針について検討をしてまいる所存でございます。

○宮田委員 次にお聞きしますのは、ハイテク人材として民間出資からなります新たな高等教育研究機関を具体化する考えはないかどうか、この点

卷之三

○荒尾政府委員 大島先生からハイテク大学の構想の御説明があつたが、その間の議論にて、もとよりお伺いします。

たわけでございますが、民間の出資によりますいわゆるハイテク大学構想につきまして、現在財団法人の工業開発研究所というところで調査が進め

られておる段階でございます。こうした民間におきます調査、あるいはただいま大臣からお答え申し上げましたような臨教審での御意見、御議論等を踏まえまして、通産省として今後どのような対応を

、
応が可能であるかという点につきまして検討してまいりたいと思っておりますが、私ども、昭和六十年度から工業技術院の調査予算の中で、非常にわずかの金額でござりますけれども、創造性豊かな人材育成のニーズとかあるいは方策等について調査をする予算が認められておりまして、こういった予算を活用しながら将来どのような対応が可

○宮田委員 研究者の内外の交流は、研究水準の向上を図る見地から推進すべきであるわけです。国、特殊法人の研究機関におきましては、現実には出張費の予算が制約されておるために学会に出席するのも容易ではないのが現場の研究者の悩み能か検討してまいりたいと考えておきます。

と聞いておるわけでございます。研究者にとりまして学会での情報交換といいますのは死命を制すると言つていいほどの重要な仕事と思われております。政府の研究者の内外の交流の意義をどのように考えておいでになるかということ、もう一つは研究開発を推進するに当たりまして研究者の

○荒尾政府委員 研究者の内外におきます交流の意義でございますが、これにつきましてはただいま先生から御指摘のとおりでございまして、科学技術が非常に急速なスピードで発展をしていくわ
思いますが、その二つをお聞きいたします。

人研辻
は海外との関係におきまして技術動向あるいは研究情報を把握する、これらは公表されたあるいは文献情報となりました段階ではもう既に遅いわけですが、そういった場合に国内にあるいはどこでございますが、そこでござりますが、そういった場合に国内にあるいは海外との関係におきまして技術動向あるいは研究情報を把握する、これらは公表されたあるいは文献情報となりました段階ではもう既に遅いわけですが、

でございまして、現実に学会とかあるいは個人的な交流等を通じてこういった情報を早急につかむことが非常に必要なわけでございます。そういふた点と、もう一つは技術者同士が交流することによって相互に啓発し合うという意味が非常に大きいわけでございますので、非常に重要なことでありますと考へておる次第でございます。

しかしながら現実の問題としまして、御指摘のよう国内のみならず海外いずれにつきましても旅費について非常に厳しい制限があるわけでござります。これにつきましては申すまでもないわけでございますが、財政状況非常に厳しい中で、特に旅費、宿費といったようなものにつきましては厳しいシーリングがかかっておるわけでござります。私ども必要性、重要性を非常に認識しながら、現実の問題といたしまして、毎年努力をいたしておりますけれども増加が図られていないというが実態でございます。必要性を十分に認識しながら今後この充実に努力をしていきたいと考えております。

○宮田委員 今後我が国が技術開発の領域において積極的に国際社会に貢献していくためにも、研究者の国際交流の促進は重要な課題と言えます。今回法案にセンターの業務として外国人研究者の招聘制度を盛り込んだことは評価できるわけでございます。

そこで、民間篤志家からの資金拠出はどの程度期待しておいでになるかといふことが一つと、もう一つは、施策の重要性にかんがみまして国としても税制あるいは財政の面からもこ入れを考える必要があるのじやないか、こう思いますが、その件についてお考へを聞かせていただきたいと思います。

○荒尾政府委員 センター業務として考へております外国人研究者の招聘の規模でございますが、当面は年間十名程度ということで考へております。この制度につきましての認識、評価を高めていくことによりまして、民間篤志家からの拠出を拡大していくなどといった努力を通じましてこの

規模を将来だんだんとふやしていきたいと考えておるわけでございます。

そういった拠出を増加する意味で税制あるいは他の面で政府としても努力すべきではないかというとの御指摘でございますが、この点につきまして、まず税制の点につきましては、現在におきましても税制上の特別な取り扱いがございまして所得税法の規定に基づきまして非課税にておるわけでございます。それから、公益信託への拠出金でございますけれども、これにつきましては法人が公益信託に出捐をしました場合に、当該法人の寄附金としての損金算入を認められる限度額までは各事業年度の所得の計算上損金として取り扱われるということになつております。したがいまして個人につきましては、公益信託に出捐したことでは既に相当な手当てができるております。

そこで、民間篤志家からの資金拠出はどの程度ござりますが、今回のこのセンターに対し産投会計出資があるわけでございますが、この出資の運用益によりましてセンターで研究者の選定あるいは受け入れ機關へのあっせん等の招聘事業を行ないますけれども、そのための資金を運用益の中から支出をするということにいたしておるわけでございます。

○宮田委員 外国人研究者の招聘に当たりまして、住宅問題それから医療保険、子女の教育等の社会的な基盤を整備することが肝要だと思いますが、政府はこれに対してどのような対処をなさつておるか、この辺もお聞かせ願いたいと思います。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

す際に、御指摘のように住宅問題、医療問題等々いろいろな問題があるわけでございますが、そういった問題をできるだけ解決して、快適な環境の中で外国からおいでいただいた研究者の方に研究活動に従事していただくことが必要なことは御指摘のとおりであると考えます。もちろんこの問題はセンターだけあるいは通産省だけでやれるということではなくて、一般的に社会的なそういうたま盤を充実していく、整備していくことが重要ではないかと思われます。そういう点で、非常に幅広い政府全体としての対応が必要だと考えますが、個別具体的なケースで考えますと、センターがお世話をいたすわけでございますので、例えば研究者の医療等の問題につきましては、せつからくおいでになった方の健康を維持するという点で、例えばセンターがセンターの負担におきまして保険をつけるというふうなことも考えたいと考えておられます。

○宮田委員 現在、我が国の企業が外国人の優秀な研究者を採用したいと考えましても、国内雇用の安定のため、日本人にはない技能の持ち主以外は外人労働者の導入をしない、こういう原則が政

府にあるやに聞いております。このために実現が非常に困難になるわけでございますが、ハイテク

は外人労働者の導入をしない、こういう原則が政

府にありますし、また住宅等につきましても、つせんサービスを行うというようなことも考えた

いと考へております。

○宮田委員 御指摘の点につきましては、今後労働省あるいは法務省等々関係のところと御連絡をして適切な措置を講ずるように努力をいたしたいと考えております。

○宮田委員 次に、技術開発の促進税制についてお伺いをいたします。

今回の法案には、新たな税制上の具体的な措置が盛り込まれていないわけです。欧米各国におきまして、技術開発振興策を見ますとわかりますように、技術開発促進税制は、極めて重要な施策でございます。

こういう見地から、今後の政府の対処方針を開拓者との交流の見地から、弾力的に対応しなければならないと思いますが、その辺についてのお考へを聞かしていただきたいと思います。

○荒尾政府委員 一般の外国人の労働者につきましては、たまに宮田先生御指摘のとおり、昭和五一年六月の閣議了解におきまして、外国の労働者の本邦における労働活動は、基本的には認められますが、その第一は、六十年度税制改正で、政府の新規のハイテク減税として、基礎技術研究開発促進税制及び中小企業技術基盤強化税制、これを盛り込んでおるわけでございますが、アメリカ等のハイテク減税に比べますと、規模は余りにも小さいんじゃないかな。今回の新規のハイテク減税の経済波及効果をどれくらいに見込んでいるか、また減税の規模、対象を拡充して抜本的なハイテク減税を確立すべきじゃないという方針が定められておるわけでございます。

ただ、優秀な外国人研究者の場合には、出入国管理令の第四条第一項第十一号の規定がございま

○福川政府委員 今御指摘の税制でございますが、一つは、基礎技術開発に関する税制で、從来からございました増加試験研究費の税額控除制度の拡充という形で、一定の研究設備を取得した場合に七%の投資税額控除を認めるという制度を拡充いたしました次第でございます。

これにつきましては、初年度の減税額百三十億円、平年度ベースで百六十億円の減税額を予定をいたしておりますところでございます。

私どもがこの税制を考えますときに、関係方面にアンケートでいたしましたところ、こういう新しい制度が付加されれば、八七%の企業が現在の技術開発費の増額を検討する、こういうことが言われております。これがいまして、特に最近この研究設備というのがかなり高価なものになつておるということから見ますと、今後、基礎技術の開発のために研究設備の取得を誘導するというこの制度は、私どもとしてはかなりの効果があるものと期待をしております。

特に、これはまあ一般に基礎研究が劣っているということとの反映であるわけでありますけれども、かなり試験研究用の設備の性能が、日本の場合劣っているということについては大変力があるのではないか、かように考えておるわけであります。

また、中小企業につきましても、従来から増加試験研究費の税額控除制度がございましたが、これが過去の試験研究費の支出の最高額を上回った場合にのみ適用される、こういう制度でございまして、中小企業の場合には、これが必ずしも十分活用しにくいという情勢がございまして、今は、これも増加試験研究費の税額控除制度の一環といたしまして、中小企業につきましては研究開発費の増加部分ではなくて、開発費そのものについて六%の税額控除を認めるという制度を、増加試験研究費に選択適用として認めることとしたわけでございます。

従来、増加試験研究費の税額控除制度というのは中小企業では余り使われておりませんで、全体の活用額の中で、まあ二%前後ではないかと言われておりますので、今回、この試験研究開発費そのものを税額控除するということになりますと、これは研究開発の推進には相当私どもとしては役立つ制度ではないか、かように考えておるわけであります。

欧米との対比でのお尋ねでございまして、これは歐米も大変力を入れておる。またアメリカでは投資税額控除等もある、こういうようなことでございまして、もととこれの規模を、対象を拡充すべきではないかという御提案でございました。私もどとしても、企業の活力の保持ということが非常に重要であり、その一環で技術開発が大変大きな源泉となるものだという点については共感を覚えるものでござりますけれども、今の厳しい財政状態ということを考えてみますと、このいろいろな制度もできるだけ効率的にしていくしかなければいけぬ、こういうふうに思うわけでございまして、今回諸般の事情を考え、大変有効な効果を上げるのではないかということで、この二つの税制を、増加試験研究費の税額控除制度の拡充ということによつて実現を見た次第でございます。

さらに、これを将来拡充するかどうかというお話をございまして、当面は現在の財政状況を考えますと、今回のその制度というのが精いっぱいの話でございまして、将來どうするかという点につきましては、今後の事態の推移を見て、今後そのあり方を考えたいと思っております。

○宮田委員 技術進歩が急速に進展するのに伴いまして、設備の老朽化、陳腐化の問題があらゆる産業に広がつておるわけでございます。

半導体製造装置を例にとってみましても、大蔵省令の定めます法定耐用年数は五年でございます。

が、技術進歩のため三年から三年半で集積度の高いICが開発されて価格が激しく下がるという実情にあるわけです。二年ないし三年で製造設備の

更新に迫られていると聞きますが、現実の経済的陳腐化の度合いを踏まえて技術進歩の実情に即しの姿勢を考えますと、将来日本間の設備年齢が速い法定耐用年数の短縮に踏み切るべきではない転しかねない状況になつてきておるのじやないか、こういう見解が非常に強いわけでございます。政府は設備年齢の上昇に対しましてどのようにものを税額控除するということになりますと、これは研究開発の推進には相当私どもとしては役立つ制度ではないか、かように考えておるわけであります。

○福川政府委員 IC産業につきましては、御指摘のように、技術革新が極めて急速でござります。また、製造設備の技術的陳腐化というのも著しい状況でございます。このような状況にかんがみまして、技術革新の特に急速な素子数百以上のICの製造設備につきましては、昭和四十五年度から暫定的に耐用年数を、原則七年のところを五年に短縮いたしておりまして、さらにもその措置を常に重要であり、その一環で技術開発が大変大きな源泉となるものだという点については共感を覚えられるものでござりますけれども、今の厳しい財政状態ということを考えてみますと、このいろいろな制度もできるだけ効率的にしていくしかなければいけぬ、こういうふうに思うわけでございまして、今回諸般の事情を考え、大変有効な効果を上げるのではないかということで、この二つの税制を正によって二年延長する、こういう措置をとつておるわけでございます。

耐用年数と申しますのは、設備の物理的寿命と経済的な陳腐化によりましてその耐用年数を定めます。その設備自身の実態には、例えば補修を加えて、私どもとしても必要に応じて、その事態に応じましてその耐用年数はいろいろ吟味をいたしておるところでございます。

特に、最近、これからまた技術革新が進む、こ

ういうことでございますが、私どもとしても、從来そういうことを中心に置いて対応いたしてまいつたわけである、日本はやや老朽化しているということござりますが、今後もその耐用年数の見直しにつきましては、業界の実態等を十分に把握いたしまして、素材産業を中心にしてどうも設備年齢は上昇傾向にある、こうしたことであるように私どもも思つておるところでございます。

しかし、なかなかこの絶対的な比較が難しゅうございまして、確かにアメリカはやや若返つておる、日本はやや老朽化しているということござりますが、内容をとつて見ると、例えば基礎素材産業がどうか、あるいは高度組み立て型産業の場合はどうか、こうしたことになつてしまつて、それが競争力の比較という面についてどのよ

うな影響を与えるかというのはなかなか判断しにくいたしていいるところでございます。耐用年数につ

いて、アメリカを例にとりますと、年間十二兆円の設備投資促進税制を講ずるなどして設備年齢の若返りを図つておると言われております。

この素材産業で比較してみると、四十五年当時、設備年齢の差が二・八年あつた。日本が四年、アメリカが七年。五十六年になりますと、〇・四年に縮小いたしまして、日本が六年・九

もとしては、設備投資の促進ということを考えま

一利用効率化等促進税制というものをつくりました。また、特に中小企業につきましては、俗にメカトロ税制と言っておりますように、中小企業新技術体化投資促進税制という新しい制度を発足いたしまして、こういった特に重要な部分についての設備投資の促進税制を図った、こういうことでござります。

ただいておりますような技術政策ということに並びまして、税制で特に技術に焦点を当てた増加試験研究費の税額控除制度の拡充ということに重点を置いたわけであります。こういった技術開発の促進ということが、また一つ、設備投資を引っ張っていくという要因になつていくということでございまして、また他方、中小企業につきましても、中小企業の技術基盤の強化税制というものが、増加試験研究費の税額控除制度の一環として拡充をいたした次第であります。これもまた中小企業の技術力が強くなる、こういうことが設備投資の誘因になつていく、こういうことでござい

○宮田委員 今後この現存の諸制度の通用の成敗等を見きわめ、また、経済の実態に即して今後の設備投資のあり方については研究を続けてまいりたいと思います。

先端技術の開発には資金がかかります。しかも、リスクが大きいわけです。ベンチャービジネスと呼ばれる研究開発型中小企業は、先端技術開発に伴うリスクに対処するために、損失準備金を有税で積み立てていると聞いておるわけです。これを無税扱いにすれば先端技術開発の推進に大いに役立つとともに、政府の公的融資と違いまして民間企業の活力を引き出す意味からも重要な政策課題と思うわけでございます。

政府は、研究開発型中小企業に対しましてこの

○福川政府委員 今お話しの、研究開発型の中小企業が将来の開発費のために準備金を積む、こうしたことでございます。これが、税法上の取り扱いといふことになりますと、将来的費用の支出の引き当てということについてうまくリンクageができるかどうかという点についていろいろ議論がございます。

私どもいろいろ検討をいたしたわけであります。が、私どもとしては、この六十年度の税制改正におきまして、中小企業を含めまして、このベンチャービジネス、ベンチャーの中小企業を含めまして、中小企業全体の技術開発活動を引き上げていく、こういうことで、先ほど触れましたように、試験研究費の増加部分だけではなくて根っこからの試験研究費の六%の税額控除を認める、こういうことにいたしたわけでございまして、私どもとしてはむしろこういった税額控除制度、これは絶対減税ということでございますからインセンティブは大変強いわけでございますが、このような形でこの税制上の取り扱いを実施をいたしたわけでござります。意欲的に研究開発活動を実施をする中小企業がこの措置をむしる積極的に活用していくだくということを期待をいたしているところでございます。

○宮田委員 ベンチャーキャピタルは、企業の先端技術研究開発に対しましてリスクマネーを供給する機関として今後その活躍が期待されるわけですが、このセンターの金融業務との競合は起らなければどうかということです。

もう一つは、公的融資も肝要と思いますが、同時に、民間資金の円滑な調達を確保するための施策も重要であると思います。このため、ベンチャー・キャピタルの投資活動を助長するために税制上の新規施策を検討すべきじゃないかと思しますが、その辺はどうか、お聞きします。

で資金供給を行つておるわけでござりますが、今回センターで予定をいたしております資金供給は、主として基礎、応用の段階の出融資といふことがございまして、これも当委員会いろいろ御論議がございましたように、いわゆる技術的に基礎あるいは応用からやつてまいりますためにリスクが高い、また、技術的な、専門的な知識が要る、こういうことでございますので、民間のベンチャー・キャピタルあるいは民間の金融機関ということについてではなくかなかこの金融業務が行い得ない分野であるというふうに思うわけでございます。そういう意味で言えば、このセンターが行います出資または融資というのがむしろ民間のベンチャーキャピタルの融資の呼び水になつていく、あるいは次の研究開発段階についてベンチャーキャピタルから資金が供給をされていく、こういう関係がございまして、私どもとしては、むしろ今回のセンターの出融資事業というの、そういったベンチャーキャピタルなどの民間資金の呼び水になつていくということで、特に競合ということにはならないのではないかだろうかというふうに思うわけであります。民間金融を圧迫するというよりは、むしろその資金需要の拡大をもたらしていくといふことございまして、また、そのような効果が出てくるような運用を図つてしまいたいと思っておるわけであります。

○宮田委員 次に、貿易研修センターの関係について一、三御質問したいと思います。

まず第一は、国際社会の相互依存関係が一層高まり、また、我が国が世界経済の一割を担つておるわけであります。こういう状態の中で諸外国との相互理解の増進や国際経済人の養成がますます重要になつておると思います。その中で、今回貿易研修センターの組織変更が行われたわけですが、それはどういうお考えかということをまずお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木(直)政府委員 世界経済におきます我が国の経済の影響力が高まつてしまい、りましたし、また、世界経済との相互依存関係も高まつてしまつております。先生御指摘のように、貿易研修センターが行つております国際経済人の養成といいます研修事業もますます重要になってきていると存じます。一方におきまして、複雑化、多様化してまいります国際経済情勢に対応いたしまして、国際人の養成に対しますニーズもまた変化してまいりますので、それを的確に把握いたしまして、研修事業を機動的に効率よく進めていくことも重要なになつてしまつております。

そのような要請にこたえまして、今回私どもは行政改革というような要請も踏まえ、かつまた、民間活力の一層の導入というようなことも配慮いたしまして、今回貿易研修センターを財團法人化することを可能とするという法案を提案した、こういうことでございます。

○宮田委員 この貿易研修センターは、財團法人となつた後も從来からの実績、それからノーハウの蓄積等を生かして研修業務の充実に努めるべきであると考えますが、このセンターが行います研修業務の重要性にかんがみまして、政府としても、その円滑な実施に支障を来すことのないよう、引き続き支援をしていく必要があるのではないかと思ひますが、その点のお考えについてお聞かせください。

きします。

○村田國務大臣

貿易研修センターが行つております。国際経済に係る研修などはますますその重要性が増しているということにかんがみまして、貿易研修センターにつきましては、今御指摘の財團法人化の後もその円滑な事業の遂行が行われますよう、政府としても所要の指導助言等を行つてまいり所存でございます。

○宮田委員 この貿易研修センターの従事者は大体何人おいでになるか、それと財團法人になつて処遇の問題についてはどのようなお考えを持っておいでになるか、変わるものじゃないかという不安もあるわけでございますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木(直)政府委員

貿易研修センターには現在、外国人の専任講師九人を含めまして約四十人の職員がございます。これまでの研修事業を通じまして豊富な経験、ノーハウを蓄積してまいりておりますので、今後、先ほど大臣から御答弁いたしましたとおり、研修事業の重要性にかんがみ、その職員の方々を全員新しい法人に引き継ぎまして、より円滑な機動的な研修が引き続き行われることを私どもはほんしております。

○宮田委員 最後に大臣にお伺いするわけでござりますが、この貿易研修センター等の提案理由の

中に、「このよだな研修は、世界経済の相互依存関係の高まりの中で、今日ますますその重要性を増しております」、こういう項目があります。さら

に、「一方で、複雑化、多様化する国際経済情勢

に円滑かつ機動的に対処していくためには、民間活力の一層の活用を図ることが必要となつてきました」という項もあるわけでありまして、このことを考えますと、いよいよ財團法人になつたといつても重要度が増してくるのではないか、こう思うわけでございますので、この際、政府といたしましても今より以上に支援といいますか、力を入れなければならぬと思います。その辺についての大臣の決意を込めた御答弁をお願いしたいと思います。

○村田國務大臣

今回の機構改革によりまして、一方では基礎技術研究促進センターができた、そしてまた、一方では今御指摘の財團法人化が貿易研修センターについてはなされたわけですが、これはもちろん政府の行政合理化という要請もございます。しかし、現在の国際貿易のエートというものはますます高まっていくわけでございます。

一方で、財團法人化されました後も、我々はこのセンターにいろいろと指導助言等を行いまして、適切な業務が行われますように運営をしていく所存でございます。

○宮田委員 終わります。

○田原委員長代理

工藤晃君。

○工藤(見)委員 昨年は特に各方面から、我が国の基礎的な研究がおくれている、それに対してどうするかということで注目すべき文書が発表されました

たと思います。その中で、産業省総合部会企画小委員会の中間報告はこの法案であるつながりがあり

るようにも思われますし、それから、科学技術会議の諸問題十一号に対する答申というのもあります。

委員会の答申はこの法案がある限りがある

ようにも思われますし、それから、科学技術会議の答申十一号に対する答申というのもあります。

委員会の中間報告はこの法案がある限りがあ

るようにも思われますし、それから、科学技術会議の答申十一号に対する答申というのもあります。

委員会の中間報告はこの法案がある限りがあ

るようにも思われますし、それから、科学技術会議の答申十一号に対する答申というのもあります。

委員会の中間報告はこの法案がある限りがあ

るようにも思われますし、それから、科学技術会議の答申十一号に対する答申というのもあります。

委員会の中間報告はこの法案がある限りがあ

るようにも思われますし、それから、科学技術会議の答申十一号に対する答申というのもあります。

この白書の中でも、研究投資の面から見ても、我が国全体の基礎的研究費は米国のほぼ十分の三に達し、歐州主要三国を超えていよいよ基礎研究費比率は歐州主要三カ国よりも低く、かつ、大学と政府研究機関において漸減傾向にある

とおりだとと思うのですが、問題は、そういう方向

ともかく伸びている。特に、この白書は、七三年から八一年を比べて、基礎研究費の伸びは七三年度の水準以下で推移し、応用研究費、開発研究費の伸びよりも低い、つまり実質的にも低い、こういうことが指摘されています。

それから、今度は名目になるのですが、昭和五十四年度以降横ばいの試験研究費の中で、特別研究費の増加に引きかえ経常研究費が減少している、なお、特別研究費についても昭和五十八年度は減少に転じている。私も昨年から科学技術委員会でこの問題を取り上げてきたつもりでありますけれども、今の日本の基礎研究が弱さとか立ちおかれというの、その一番中心的な役割を果たさなければならぬ政府研究機関において、このようないふところに起因するのではないか。だから、我が国がこの問題を考えるときに、政府の科学技術政策全般を根本から見直す必要があるのじゃないかと思いませんけれども、その辺どうでしようか。

○川崎説明員 大変難しい御質問をいただきましたが、現在、科学技術庁あるいは全関係省庁力を合わせまして、今後の我が国科学技術政策の歩むべき姿というものにつきましては、御指摘のございました昨年十一月に出されました科学技術会議の長期的展望に立った我が国科学技術政策の基本的方向という答申に沿つて運営を行つてこようとして、六十年度から努力を続けていくこととしているところでございます。

○工藤(見)委員 第十一号答申の中でもたしかこう書いてありますね。基礎的研究の推進に当たって大きな役割が期待されている大学、国立試験研究機関における人材の充実を図ることが重要である、この指摘は私そのところです。

そこで、私は重視しておりますので、まず最初に科学技術政策全般、特に基礎的な研究の問題、この点を私は重視しておりますので、まず最初に科学技術庁に伺いたいと思います。

この白書の中でも、研究投資の面から見ても、我が国全体の基礎的研究費は米国のほぼ十分の三に達し、歐州主要三国を超えていよいよ基礎研究費比率は歐州主要三カ国よりも低く、かつ、大学と政府研究機関において漸減傾向にあるとおりだと考えておりました。そのためにも、直接創造的なあるいは独創的な新しい技術を生み出すことだと考えておりました。そのためにも、直接応用目的にはかわらないけれども、将来の新しい技術の種となるべき基礎的な研究というものを強化していくなければならない、というのが大きい一つの流れになつております。したがいまして、関係省庁力を合わせまして基礎的研究を充実するために努力をしていくところでござります。

います。

もちろんこれまで大学あるいは国立研究機関等におきましてこういう基礎的研究についていろいろ努力を重ねてきておるわけでございますが、

私はもちろん政府の行政合理化という要請もござります。

一方で、財團法人化されましたが、この伸びよりも低い、つまり実質的にも低い、こういうことが指摘されております。

それから、今度は名目になるのですが、昭和五十四年度以降横ばいの試験研究費の中で、特別研究費の伸びよりも低い、つまり実質的にも低い、こういうことが指摘されております。

わないと研究費が出てこない、これはまことに困ったものだということでした。全体として基礎的な研究費が年々下がつていったという中には、大企業が輸出をどんどん伸ばしていく、その製品化に一番近いところで科学技術関係の投資もいろいろ行おう、その要望にはこたえる。しかし、本当に基礎から研究を、学問を、学術を、科学を築いていくという一貫性がなかつたために、今みたいに基础が起きているのじやないかということを私は強く感じるのは、今度の法案の性格の問題として、このそこで、

前も大島参考人に御質問して大体そういうお答えを
だつたわけでありますけれども、今の日本の基礎
的研究の立ちおくれ克服という課題を前にして、
本当はその中心的役割を果たさなければいけない
が、國公立研究機関とか大学、そこでのやり方を大き
く改めるということがかなり重要である、ある意味
では決定的に重要である。それとは別に、もちらん民間での基礎的研究をどうやるかという課題
もあるでしょうけれども、この法案は後者の問題
にかかるところで始める、大体そういう範囲だ
と考えて差し支えないと思想ですが、どうでしょ
うか、通産大臣。

○村田国務大臣 今工藤委員が御指摘になりました
た「我が国産業に係る技術開発の現状と課題」、
産構審の報告では「はじめに我々は今や新技術
文明の幕あけの時代を迎えようとしている」こう
いう書き出しになつております。そして、現在の
技術文明のあり方、意義あるいは今後の進め方と
いうようなことに対しても総合的な思考を行つてお
るわけでございますが、この法案の位置づけとい
うことにつきましては、我が国が今後創造性に富
む技術力の充実強化を図るためには、これまで欧
米諸国に比べて取り組みが十分と言えなかつた基
盤技術分野における基礎、応用研究段階を中心と
する技術開発に格段の努力を払うことが重要であ
る、こういった前提で、こうした技術開発の推進

の果たすべき役割が大きいことは言うまでもありません。これは、今委員御指摘のとおりであります。一方、民間企業が我が国全体の技術開発費の約七割を支出しております。

こうした現状にかんがみまして、民間の活力を最大限に發揮し得るよう、その環境条件の整備を図ることが喫緊の課題である。こういう理解をいたしまして、この法案は、こうした認識のもとに、一に、民間の試験研究に必要な資金の供給を行う基盤技術研究促進センター、特別認可法人でございますが、これをつくる、そして二に、民間の試験研究円滑化のための特別措置を内容とするものでありまして、技術開発において民間の活力を最大限に發揮させるということにそのねらいが置かれておるものでございます。

○工藤(見)委員 今大臣の述べられた認識というのは、産構審総合部会企画小委員会の中間報告の線とほぼ近いのじやないかと思いますけれども、私はちょっとこれは違うと思うのですね。違うといふのはなぜかというと、さつき言いました科学技術会議の第十一号の諸問題に対する答申の中で、やはり基礎研究の中心的役割を担うということを言っているのですね、やはり一番大事な大学や国公立試験研究機関がもっともっと強化されなければいけないという、やはり民間とある分担がある、分担があつた上で協力する、やはり基礎的な分野はどこが負うかといつたらどうしてもそこだ、そこで研究費が減っているという深刻な問題がある、だから、ただ民間民間といふわけにはいいかないじゃないかということで、科学技術会議の繩からいってもちょっと違うような感じがしましたし、そこで研究費が減っているという深刻な問題研究のおくれを何とかしなければいけないといふことを直ちに技術開発予算の拡充と民間の技術開発推進の環境整備というところに求め、そこで何でも片づくかのようなそういう書き方で、それが私は不十分であるし、正しくないと思うわけで、すが、統いてちょっと法案の内容にもかかわって

質問を続けたいと思います。それは、税制の問題、先ほど来いろいろ取り上げられてきたと思うわけですが、問題は、これはわから切ったことで、一応念を押しておくるわけですが、増加試験研究費の税額控除というのがありまして、それから今度ハイテク減税というのがあります。これは新素材、バイオ、先端エレクトロニクスその他のいろいろな対象に出されています。問題は、センターの業務でいわゆる出融資がありますね。リスク一マネーを供給するのだ、そうすると企業の側からいうと出融資を受けたお金で、それで研究費がふえる。ふえると同時にまた増加試験研究費の税額控除を受けます、それからまた、それでさつき言った分野であって、いろいろそれに該当する税額控除を受けるような設備を購入するとそれでも受けるということに、つまりリスク一マネーは受けるわ、同時にそれに伴つて増加試験研究費があれば税額控除もふえる、そういうふうに重なってその効果と刺激が出てくる、そういうふうに理解していいのですか。

○福川政府委員　今のセンターの出融資とそれから税制との関係でござりますけれども、これは、この技術関係は今先生お話しのように、増加試験研究費で試験研究費を伸ばした、あるいは今回、研究設備の取得についてそれを伸ばした、こういうことにつきましては税制の適用があるわけでございまして、税制上の取り扱いといたしまして、その資金の源泉が補助金であるか、あるいは自己資金であるか、このようなセンターからの融資であるかといふことは間わないわけでございます。

したがいまして、そういう意味では双方の適用があるというわけでございますが、私どもとしてはこれはリスク一マネーの供給ということでそれを進めていく、またさらに、それを税制上で別途、増加試験研究費等で試験研究費をふやしていく、この点については基礎研究、応用研究、特に基盤技術の点については基礎研究、応用研究等を伸ばしていく、こういうことが政策的に必要であるといふ

ことでございまして、先生の御理解のように、双方で適用があるということをごさいます。
○工藤(見委員) そのほか恐らく、それで新しい技術開発ということになると、税制で言うと技術と海外取引に係る所得の特別控除というのがございまして、これで外国にその技術を売るとまたそれがれるも受けれる、これは減税、これは所得控除ですから税額控除と違いますけれども、ともかく税額控除といったら補助金と同じですね、これはまるまる入ってくるわけですから。それで、これまでも先ほど来、中小企業はなかなか利用できなかつたというより、ほとんど大企業です。

そこで、科学技術白書の中でも、産業の研究費全体の約六〇%が化学工業、電気機械工業、輸送用機械工業の三業種で占める、また資本金百億円以上の大企業百八十七社が全研究費の五八%を占める、特に基礎研究ということになりますと資本金百億円以上が約六四%を占めるというのがこの白書に書いてあります。したがいまして、今度の法案の趣旨で民間民間と言つて促進しましようと言ふと、直接恩恵を受けるのはこの資本金百億円を中心とした大企業になる、こう思うわけあります。しかも、それがさつき言ったように、リスクマネーの供給をいい条件で受けるだけでなしに、あわせて補助金みたいな税額控除なんかがいろいろ出てくる、こういうことなんですね。

ここで私は率直にこういうことを言いたいのですが、日本の大企業はもう少し自分のところの研究費、基礎的な研究費も含めてもっと出す力があるし、出すべきだと思うのですね。というのは、昨年来日本は世界一の資本輸出国になるのではないかということが大変話題になりまして、昨年本邦資本のネットの流出は五百六十九億ドル、つまり二百五十円で円に換算すると十四兆二千億円を超えるようなお金である。それで、海外投資というのとは本来、国内での設備投資とか研究投資をやつてなおゆとりがあるときにするものだらうと私は思うわけなんです。それで、国内での研究投資、産業で約四兆円と言われますから、その三倍

新しいお金を海外にぼんぼん投資しているわけですね。僕は余裕がないとは言わせない、そう私は言いたいのですね。だから、大企業に至り尽くせりのことをしなければ基礎的な研究をしないというのではなくに、もっとやらせるようにしむけることも必要なんじゃないでしょうか。その点、大臣、いかがでしょうか。

○福川政府委員 今、海外の資本流出との対比において研究開発費をもつと大企業も支出すべきではないか、こういうお尋ねでございました。

私どももこの法律案を提案するに当たり、あるいはまたほかの諸政策を展開するに当たりまして大企業に特に重点を置こうということを考えているわけではございませんで、また今回の法律案におきましても、それぞれの基盤技術の研究開発の必要度に応じまして、中小企業につきましてあるいは中堅企業につきましても、同様にその重要性を置いて運用をしてまいりたいと考えておるわけであります。

また一方、海外の資本流出との対比のお話もございましたけれども、この技術開発、特に基礎研究あるいは応用研究ということになりますと、従来から企業のビヘービアといたしまして将来直ちに収益につながるような企業化、商業化に近いような開発段階、これに重点を置くわけですが、どうしても不確実性の高い研究開発というのは企業としてはやりにくい、むしろやらない傾向にあるわけでございます。

そういうことで、先ほど先生が御指摘になられました国としての果たすべき役割というのも一つあるわけでございまして、また一方、国の財政が制約があるという現状においては、現実に民間が研究開発費の七割も負担しているということであれば、それをできる限り応用研究にさらにまた基礎研究にさかのぼって支出される方向に誘導していくこと、こういうことが今回の制度の私どものねらいであるわけでございます。

したがいまして、そういったわゆる基盤的な技術特にその基礎研究、応用研究というものが将来

の日本の経済発展の糧であるということを考えますれば、その部門に民間の支出も振り向けて、民間の活力を振り向けていく、こういう環境条件の整備をしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○工藤(見)委員 私の質問時間短いので、局長の答弁、ぜひもう少し手短にお願い申し上げます。

中小企業も考えているといいますけれども、さつき私は科学技術白書を引用して、資本金百億円の百八十七社が全体の研究費の五八・九%、基礎研究費に至っては六四%を占める、こういう実態で、いわゆる民間にサービスすればどうなるかというふうなことを言っているだけなんです。

そこでちょっと大蔵省伺いますが、今度のセンターのいろいろな仕事の資金源になる電電の株式で政府保有が義務づけられている三分の一の分を産投会計に帰属させて大体その配当金收入がどのくらいになるであろう、これは先ほどの答弁でもうお答えいただかなくていいわけでありますけれども、ちょっと伺いたいのは、たばこの株式の二分の一の分は何か今度のセンターの資金源と関係があるのかないのか、これが一点と、それからもう一つ、長期にわたってこの基盤技術研究促進センターにそのお金が来るというような取り決めが確たるものがあるのですか。それは一体何なんですか。それだけちょっと伺いたいと思います。

○寺村説明員 六十年度予算の編成の過程におきまして政府・与党間で合意を見ましたことは、日本たばこ産業株式会社の株式の二分の一、五百億円でございますが、これも産業投資特別会計に帰属されることになっておりまして、かつその配当金收入も日本電信電話株式会社の配当金收入と同じように技術開発等に活用する、こういうことになっているわけでございます。

○工藤(見)委員 そうしますと、配当一〇%と

一に優先的に回ってくる、大体そういうふうに理

解するわけであります。

さてそこで、私は次にこのセンターの性格につ

いてもう少し伺いたいわけであります。もう一度、先ほど来のことの復習みたいになりますけれども、リスクマネーの供給は、出資の場合は基礎

ないしは応用、融資の場合は応用から開発、これは応用研究、開発研究、そういう意味ですね。だから結局開発研究も含むのだ、そういうふうに理解していいですね。それはイエスかノーかでお願いします。

○福川政府委員 そのとおりでござります。

○工藤(見)委員 それからもう一つ、このセンタの業務は、一方では金融機関的業務といいますか資金をいろいろ配分するということと、それからもう一つは、こういう種類の技術の研究開発を促進するのだという研究開発推進機関的な業務と二つあるという点で、新エネ総合開発機構や、この前のIPA、情報処理振興事業協会と共に通性があるのじゃないかと思いますが、その辺もイエスかノーカでお願ひします。

○福川政府委員 両方の性格があると思います。

○工藤(見)委員 そこで、この提案理由の中では「政府は、センターの事業の運営に当たっては、民間の創意と活力が十分發揮されるよう、その自主性を最大限尊重することとしております。」こういう大臣の提案理由がありました。

そこで、今言つた公的資金をもとにしながら出

融資業務なんかやるというちょうど金融機関みたいな役割と、それからこういう技術、日本の国益からいつつくり出さなければいけない、こういう研究を進めなければいけないという研究推進といいますか、そういう二つが混在しているわけ

で、それがさつき言った新エネ機構、IPAなん

かとも共通していると私は思うのですが、こう

いうあり方そのものに私は根本的疑問を感じるわけです。

なせかというと、資金を配分する。資金はさつ

る、こういうことでございますので、こういった

総合的な機関という方が効率性が高いので

はないか、かように考えておるわけであります。

○福川政府委員 もとよりこのセンターは出融資

の業務と同時に、産官学の共同研究事業等もあわせて行っていくわけであります。私どもとして評価も大変難しい問題もありますが、私どもとして

てもいろいろ技術的な専門的な知識が必要であ

る、こういうことでございますので、こういった

技術的な専門的な知識が必要であります。

第一類第九号 商工委員会議録第九号 昭和六十年四月三日

それからもう一点、人事等について運営の公正が期せられないのではないか、こういう御指摘でございましたけれども、私どもはその評議員については、これは基盤技術について学識経験を有する者から会長が任命する、こういうことでございまして、これはむしろ業者の、業界の代表という意味ではなくて、個人としての基盤技術についての学識経験ということで着目して任命するわけでございます。

もとより、この特別認可法人にいたしました趣旨は國のお金が入つておるということをございます。そういう意味で民間の発意に基づいて設立はいたしますが、この運営についてはその公平を期すということから監督規定を盛り込んだ特別認可法人ということとござりますので、今先生御指摘のよう、結局民間が寄り集まって分振り合戦をするのではないか、こういうことにならないよういたしますためにも、このセンターの業務においては、もちろん民間の意見を反映させることが前提でござりますけれども、それが公正を損なうことのないように十分監督してまいらねばならないと思つております。

○工藤(見)委員 学識経験者と書いてあると僕らが安心すると思つたら大間違いで、IPAの定款の中にも評議員というのは学識経験者から選ぶとなつてゐるでしよう。それで学識経験者というのを見ると、日本商工会議所専務理事の井川さんとか経団連の専務理事の三好さんとかあとはいづれが学識経験者か。学者と言える人は渡辺茂さんぐらいで、あとはどう見てもそう言えないようないわば業界団体とか経済団体の代表でしよう。だから学識経験者と言えば我々が安心すると思つたら困るので、決して安心できない例はいっぱい見ついて聞いておきますと、新エネ総合開発機構の理事の名簿を見ますと、今兼任していないと思うのですが、日立製作所の副社長、副理事長、開銀の理事、前歴にそう書いてあります。

ところで、新エネ総合開発機構の役員の欠格条項と同様に、政

府、地方の職員はなれないというふうにありますけれども、新エネ機構の方では役員の兼職禁止の規定があつて、これは第三十四条ですが、それで規制がある。ただし、通常大臣の承認があればこの限りにあらずということで、さつきの日立製作所の副社長はどうなつてあるか、これは私今問うわけではないけれども、ともかくそういう當利事務に従事してはならないという規定がある。特殊法人だから一段と厳しいと思うのですけれども、いわゆる認可法人の場合はこういう當利事業を同時にやつてもいいのだということになるわけです。少なくとも法案とかそういうものにはそれは見られません。すぐ答えてください。

○荒尾政府委員 これは立法例としては両方あるわけでございます。NEDOの場合は御指摘のとおり兼職禁止の規定があるわけですが、一年の実績を申し上げますと、一千五十七名が総研修生でございます。それで大企業関係は約八四%、八百八十五人、中小企業関係は六・一%、六十四人という状況でございます。

○工藤(見)委員 この問題はそれくらいにして次に移ります。

次に、一つ大事なのは、センターの業務として三十一号の第三号業務というのがあります。民間会社から委託がありまして、民間会社から委託がありまして、センターが基盤技術の試験研究を行ふ。しかし、センターには固有の研究者はいない。それから試験研究機関の研究者に退職出向といふ形で来てセンターの職員になつてもらう。場合によれば、民間からもセンターの職員になつてもらうかもしません。とにかく公務員が退職出向する。そして、設備がないから民間会社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げる。場所によれば、民間からもセンターの職員になつてもらうかもしません。とにかく公務員が退職出向する。そこで、設備がないから民間会社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げたという形でやつていくことになるわけですね。その場合、民間会社からの委託に無条件にこたえていくのかということなんです。さつき聞くところによると、センターの仕事の守備範囲は基礎研究から応用研究どまりだと思ったところが、開発研究まで含むことになっている。また実際の開発と基礎とのかわり合い、これは科学技術白書もいろいろな例を挙げておりますけれども、あとこの問題が一つ解決すれば実用化できるというような技術的な問題を抱えていて、特にある基礎的な研究が要るという場合、それを解けばすべてあとは

いても結構であります。

〔浦野委員長代理退席、委員長着席〕

まあ、恐らく企業からの要望が来るときはそぞういうたぐいが多いと私は思うのです。まず、そもそもから始めてやりましょうという。そのとき国

家公務員だった人がいわゆる退職出向といふ形をとるとはいえまたもとへ戻るのですから、こういう形でセンターにくと事実上民間の要請にこた

ります。

日本の方々を対象としたのは本科コース、貿易実務コース。

今おつしやいました二つの内容について申し上

げますと、三年という御指摘でございますが、一

応資料は五年でつくつてございますので、過去五

年で申し上げますと、一千五十七名が総研修生でございます。それで大企業関係は約八四%

%、八百八十五人、中小企業関係は六・一%、六十四人という状況でございます。

○工藤(見)委員 第三号業務は御指摘のように、

民間からの委託を受けてセンターが試験研究を行なうことになつておるわけですが、もう一つよく指摘されておりますよう、産官学の研究が必要であるといふことになります。

○工藤(見)委員 この問題はそれくらいにして次に移ります。

次に、一つ大事なのは、センターの業務として

三十一号の第三号業務というのがあります。そこ

で、例え国立の試験研究機関の研究者に退職出

向といふ形で来てセンターの職員になつてもら

う。場合によれば、民間からもセンターの職員にな

つてもらうかもしません。とにかく公務員

が退職出向する。そして、設備がないから民間会

社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げ

る。場所によれば、民間からもセンターの職員にな

つてもらうかもしません。とにかく公務員

が退職出向する。そこで、設備がないから民間会

社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げ

る。場所によれば、民間からもセンターの職員にな

つてもらうかもしません。とにかく公務員

が、その辺どうなんでしょうか。

何かこれを潜つたような形になるのじゃないか。

ちょっと私の言い方がよくないかもしれません

が、その辺どうなんでしょうか。

えた公務員の出向、法律にはからないけれども

何かこれを潜つたような形になるのじゃないか。

ちょっと私の言い方がよくないかもしれません

が、その辺どうなんでしょうか。

う形でセンターにくと事実上民間の要請にこた

ります。日本の方々を対象としたのは本科

コース、貿易実務コース。

今おつしやいました二つの内容について申し上

げますと、三年という御指摘でございますが、一

応資料は五年でつくつてございますので、過去五

年で申し上げますと、一千五十七名が総研修生でございます。それで大企業関係は約八四%

%、八百八十五人、中小企業関係は六・一%、六十四人という状況でございます。

○工藤(見)委員 第三号業務は御指摘のように、

民間からの委託を受けてセンターが試験研究を行なうことになつておるわけですが、もう一つよく指摘されておりますよう、産官学の研究が必要であるといふことになります。

○工藤(見)委員 この問題はそれくらいにして次に移ります。

次に、一つ大事なのは、センターの業務として

三十一号の第三号業務というのがあります。そこ

で、例え国立の試験研究機関の研究者に退職出

向といふ形で来てセンターの職員になつてもら

う。場合によれば、民間からもセンターの職員にな

つてもらうかもしません。とにかく公務員

が退職出向する。そこで、設備がないから民間会

社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げ

る。場合によれば、民間からもセンターの職員にな

つてもらうかもしません。とにかく公務員

が退職出向する。そこで、設備がないから民間会

社の研究所の施設のどこかをセンターが借り上げ

ることになります。

○工藤(晃)委員 今いろいろ科学技術の研究の様相が変わったからといって、やはり公務員は全体への奉仕者である、一部への奉仕者ではないといふので、民間企業の営利的な目的の仕事に余り簡単に行つてもらつては困るようと思つのですけれども、もちろんこの場合、断わつておきますけれども、一応退職という形をとつてゐるから、それは身分があつたから触れないということになりました。けれども、これまで割合多かつた、休職してどこかへ行つて研究活動をやる。この制度は人事院の規則の中にもありますし、しかし、休職して、だけれども身分が公務員であることは変わらないから、その場合行く先というのは非常に厳格に限られて、公的な機関で、しかもはつきりした内容の仕事をやるということで縛られていたのですが、逆に今度退職出向という形をとることによってそこどころは極めてルーズになつて、事実上また戻つていく公務員ですよね、それが民間企業へどんどん行くようになる、そういう道を今度のこの法案があげることになるのではないかというところで伺うわけですが、時間もないでの次の質問に進みたいわけです。

それで一つ問題は、今度のセンターに対しても私は心配し、また事実そうだろうと思ってそれで伺うわけですが、時間もないでの次の質問に進みたいわけです。

公務員自身につきまして考えますれば、公務員である間、公務員の身分のあります間は当然国家公務員法の規定に基づきまして公務員としての秘密保持義務がかかるわけでございます。それがセンターに行きましたときに同じように運用されるということで、決して情報公開を妨げるという趣旨ではないわけでございます。

○工藤(晃)委員 私、今ちょっとそれで新しい点伺つたわけですけれども、さつき言つた退職出向したら公務員の身分がないわけですね。だから過去に公務員のときに職務上知り得た秘密を漏らしあつた人を縛るのあれもんじやないですか。何が縛るのですか。企業とセンターとの間で何か基本法は民主、自主、公開というふうにして、先端的な技術はどういうことでなければいけないと言つているんだけれども、公務員の研究者が

そこへ行つたがゆえにセンターに縛られて、秘密保全で、学会で発表もできない。その辺どうでしょか。

○荒尾政府委員 秘密という言葉、どんな内容かということにもよると思いますけれども、例えば国立研究所の場合でございますと、官民連携共同というようなことでやるわけでございますが、研究の過程におきまして、例えば特許を出願する以前の段階において研究内容が漏れるということは非常に困るわけでございます。しかし、特許になりました後は、当然これを公開し、公表し、あるいはその普及に努めるということでございます。

センターの業務におきましても、その過程におきまして例えば出融資事業等を行いますので企業秘密を漏らすということがあつてはいけない、職務上知り得た秘密を漏らすことがないようにということです。公務員の場合は罰則の適用規定が置かれておるわけでございます。

○工藤(晃)委員 一方においては、退職出向だから、公務員ではないんだから民間へ出向して何でもやれるということを言いながら、一方では、依然として公務員的であるから秘密保持をしなければいけないという大変矛盾したことと言つて、事實上の穴を開けるようなことをやつて思つたのです。

もう一つ、秘密保全ということで伺いたいんですけれども、例えばこれはいろいろ民間に資金を出資とか融資するとき、民間企業のどういう目的に対してこのセンターがお金を出すのかということが仮に成立したようなとき、そういう問題は考えられないといふ大変矛盾したことと言つて、事實上の穴を開けるようなことをやつて思つたのです。

○工藤(晃)委員 一方においては、退職出向だから、公務員ではないんだから民間へ出向して何でもやれるということを言いながら、一方では、依然として公務員的であるから秘密保持をしなければいけないという大変矛盾したことと言つて、事實上の穴を開けるようなことをやつて思つたのです。

○福川政府委員 技術開発の重要性につきましては、ベルサイユ以来サミットでも各国首脳の間で議論され確認をされておるところでございまして、こういった基礎研究、応用研究を中心的にいたしました基礎的な技術開発を進めていくこと、つまりは、むしろ先進国各國の共通の認識であるといふふうに思つておるわけでございます。

○荒尾政府委員 出資または融資しました案件についての企業に幾らどういう条件で、そして出しただけになしに、その返済がちゃんと公正に行われてゐるかどうか、それは国民はどうして知り得ますか。それも秘密保全ということで、企業秘密と言つて隠してしまふんじやないです。

○工藤(晃)委員 机情法の点に触れられましたが、この機情法は、私どもとしてはその目的を一應達成したといふふうに思つておるわけでございます。

○荒尾政府委員 つきましては、そういった決定が行われた後におきましては公表をいたしたいと考えております。ただ、その途中の段階あるいは融資決定をしないといふふうなものにつきましてまで公開するといふのはちょっと問題があつたかと思つますので、こういったものは公開しないように考えておるわけでございます。

それから返済等の状況につきましては、全体として營業報告、決算報告等を行いますので、そのことについては、これが特に貿易摩擦の原因にならぬかと想われる批判があるわけですが、これから共通の悩みであるといふこともあり、ただ乗りじやないかと言われる批判があるわけですが、これが明らかにあります。日本はむしろ基礎研究が特におくれておる。日本はむしろ基礎研究がこれから伸びておる。このようないくつもわからぬから聞いているだけですが、大変不満足であります。

○村田国務大臣 この基礎技術関係の法律は、現

在における技術開発の重要性ということで、新たな構想のもとに提案を申し上げているものと理解しております。

○工藤(見)委員 これで終わります。

○鶴谷委員長 これにて工藤見君の質疑は終わりました。

続いて、水田稔君の質疑に入ります。水田君。○水田委員 我が党からもう既に五人質問しておりますので、基本的な問題についてまず大臣にお伺いしたいと思うのです。この法律を出す背景となるたつ日本現在のいわゆる技術開発についての基本的な考え方の問題なり、あるいはその背景には、これから日本の産業構造がどういう方向でいかなければならぬ、そういう基本的な問題について大臣の所見を聞きたいと思うのです。

私、戦後を振り返ってみますと、昭和二十年から三十年まで、この十年間では戦前の生産規模に回復して、それから後に高度成長を続けてきたわけですね。この内容というのは、私も実際現場でやつてみまして、戦後の荒廃の中では、アメリカがドイツから持つて帰ったP.Bリポートのトレースというところから日本の科学技術というのは出発したと思うのです。それから高度経済成長を振り返つてみても、既に外国で開発された技術を導入する、そしてそれに改良を加え、それをスケールアップしていく、そういう技術は日本が特別すぐれておつて今日の発展を遂げてきたわけです。

しかし、四八年以來の二回のオイルショックによつてその基本になるエネルギーなりあるいは原料である石油というのが大変高くなってきた。同時に日本の商品が世界の市場にはんらんする。そういう中で日本でも開発途上国からある程度日本に対する輸出があえてくると、これ以上の技術移転はちょっと遠慮するというのは、当然のことであつておるわけですね。

ですから、今や日本の技術でヨーロッパなりアメリカにおくれておる先端技術については、当然そういうところからの導入は難しくなる。しかし、そういう中で一方では開発途上国から追い上

げられていく、端的に言えばゴム製品であり織維であり合板であり、こういうものはかつて日本がアメリカに対する大変な輸出国であったのが、今日ではまさに輸入圧に日本の業種そのものがつぶれいくという状態になつてゐる。そういう中で

これらの日本の産業を支えていくためには、いわゆる創造的な技術開発というものは大変大きな課題であるわけです。そういう点でこれまでの、そういう変化が来るのに對して既に十数年がたつておるわけですね。そういう中で我が國の技術開発についての政府のとつてきた施策で欠けておった

のは一体何だろう。そういうものをどういうふうに基本的に大臣はお考えになつておるか。同時に、そういうものを踏まえながら今後の日本の産業構造をどういう方向へ持つていくか、これは通産省の一番大きな仕事であります。そういう基本的な物の考え方についてまず大臣にお伺いしたいと思います。

○村田国務大臣 水田委員の戦後の我が国の産業の発展についての御指摘を承りました。我が国の技術水準は量産化、商品化技術を含む開発段階の一部を除きまして欧米諸国に比べ、基礎研究、それから応用研究、そういう段階において一般的に立ちおくれておる。これはいろいろな統計が示すところです。

最近の技術開発に当たりましては、多くの分野にわたつてより基礎段階にさかのぼつた研究が必要となつてきており、技術開発における基礎研究、応用研究の重要性はますますあえております。また国際的にもみずから創意と工夫による創造型の技術開発が求められておりまして、今後我が国としては基礎研究、応用研究に格段の努力を払つていくことが肝要だと思います。まさに技術開発は日本が戦後、後進国からやがて現在の先進国になるまでの過程を歩んでいるわけでありますから、かつての日本の位置が例えばN.I.C.Sと呼ばれる韓国であるとか、いろいろなそういうたつ後から非常な勢いで追いかけてくる國々があるわけですね。あるいは翼型理論で飛ぶ飛行機がロ

たような点が、これから努力をしていかなければなりません。そういう基礎的な認識を持つております。そういう発想というものがこれから

ケットにかかるというのは大変な飛躍があるわけですね。そういう発想というものがこれから思う。そういう点がおくれておられたのは、やはり基礎研究に対する國の金の出しようが、今すぐ出せます。これまでの反省がなければならぬと

は、額的に言えば私ども非常に少ないものだと思

う。これまでの質疑の中で、日本とアメリカのい

わゆる研究開発費、基礎研究に対する度合いが三

S.A.なりあるいは国防費等含めれば大変な研究費

をかけておる。ですから、追いつく場合には本來相手よりはたくさん研究費を使わぬと迫りつけね

わけですね。それがなおかつ十分の一とかとい

うことで、これは政府の仕事なんですね。基

礎研究については、いわゆる企業というのは株主

に対する利益を配当しなければならぬという利益

を追求する団体ですから、長期にわたつてリスク

があつて、失敗すれば会社がつぶれるかもしれない

ということは、実はやつやならぬわけですね。

だから、本来ならばその部分がおくれておるのな

ら、その部分に対する政府の取り組みが欠けてお

つたという認識を持つていただきたい。

ここで出しているのは、これはまた後でお伺い

しますが、その中の部分であります。全体的に

言えば、これは通産省なり科学技術庁等、ここに

出ておる問題ではなくて、もっと大きなプロジェクトでのいわゆる基礎研究費の出しようがある。

これは文部省の予算も含めて、そういう点ではこ

れから國務大臣としてそういう方向でやはり努力

をするということがなければ、これだけを通せ

ば、それはアメリカやヨーロッパに対して日本の

科学技術が迫つていいのだとどうしても考

えられぬわけです。

このもらつておる資料を見ても大変な差がある

ところへもつてきて、それからこれは民族的であ

れかもしれませんけれども、ゲルマン民族なんか

さらしい発想をやるわけですね。ですから、こ

れからの発想というのは、例えば五極真空管がI

Cにかわつたというのは大変な質的な転換がある

かということです。これは何千億も金があるで

すが、それはまさに横糸としてつながつ

て技術開発を促進していくかなければならぬ、官民

相提携をしてやつていく、非常に大事な御指摘で

ありますかと私は思

て、それと同時に、水田委員の御指摘になられました、國の関与する分野につきまして、國務大臣として申し上げますれば、これは通産省は言うまでもなく文部省関係も科学技術府関係もあるいは郵政省関係も、これはまさに横糸としてつながつて技術開発を促進していくかなければならぬ、官民相提携をしてやつていく、非常に大事な御指摘でありますかと私は思

う者は持つてきなさい、それで出せばいいのですけれども、額が限定されておるわけですから、これはある程度の選定をしなければならぬ。やるのほどとかの機関でやるわけですね。だからそこがやるにしても、ある程度こういうものという限定がなければやはり問題が起るだらうと思うのですね。これは何回聞いてみても、一つ言われたのは超微細加工技術、これはわかります、例えばそういうものだと、いつことが局長の答弁の中であつたわけですが、それ以外言われぬわけですね。大臣の答弁は、もう常に法案の提案説明のとおり、国民生活にとか、経済にとか、そういう話ばかりなんで、わからぬですね。

私は、時間の関係もありますからこっちから言いますと、いろいろ調べてみてこういうことではないのだろうかといふ気がするのは、一つは、これは産業構造審議会の企画小委員会が合同で会議をいたしまして、その中に融資の部分で書いているけれども、対象としては答弁を含めてこういうことではないだろうかと思うのですが、その点はどうかということをお答えいただきたいと思うのです。それは新素材、バイオテクノロジー、先端エレクトロニクス技術、高性能力ロボット・先端生産加工技術、この中にいわゆる超微細加工技術なんかに入るわけですね。それから極限環境技術、革新的プロセス技術といふた基盤的、先端的技術分野、こういう表現があるわけです。一つは、こういう限定で考えられておるのでないか。

もう一つは、この出資事業の中に、いろいろあります、テレトピア推進法人、ニューメディアコミュニティー、掘り下げていくといふ点に異業種の連携というのを含む、こうあるわけで言われなかつたのではない。大体そういうものと理解していいのかどうか、その点をお答えいただきたいと思うのです。そこでこの基盤技術の範囲は非常に広うございまして、私どもも、この新素材の

関連の技術の中で、実用超電導線材技術、絶縁伝熱ファインセラミックス技術、高性能纖維強化プラスチック技術、あるいはマイクロエレクトロニクスでは今先生御指摘の超微細加工技術等を例として申し上げましたし、また高性能産業ロボットの範囲ということでございますので、今申しますように、センターとしてどこまでその技術が熟してここの中に取り上げてくるか、こういうことは今後センターとして判断されるわけでございま

す。

そういうわけで、産業構造審議会でいろいろ議論がございました点は、私どもとして念頭にありますのは、今申しましたような新素材、マイクロエレクトロニクス、それからバイオテクノロジー、その具体的なものは今先生が触られたようになります。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管というけれども、内容的には当面郵政はそのぐらいのものだというぐあいに理解してよろしいですか。

○奥山政府委員 テレトピア関係につきましては、先ほど福川局長からお話をありましたニューメディアコミュニティーとテレトピアは同様な扱いになることになりますけれども、郵政省関係の今回の対象となるべきプロジェクトといふものは、テレトピア推進法人に限るわけではございません。当然のことながら電気通信にかかる基盤的な技術開発が対象になるわけでございまして、例えば光ファイバー、移動体の通信あるいは新しい放送技術といったような電気通信業あるいは放送業あるいは有線放送業あるいは電波の利用にかかるようなもので、かつ基盤技術に相当するものは、いずれもこの対象になり得る可能性のあるプロジェクトであるというふうに考えております。

○水田委員 ちょっとと聞こえにくかった点もある提にいたしまして、二つのものがあつて、基礎研究または応用研究段階から実施する技術開発プロジェクトと、もう一つ申しましたのが、技術開発要素に富む基盤的先導的プロジェクトであつて、これが実現するにはまだ不十分であるということが、既にさまざまな調査結果からも予見されています。したがいまして、現在開発されておる光ファイバーの技術開発が対象になるわけではございません。これは現在の技術では全く不可能なものではありますけれども、現時点での光ファイバーの技術開発が対象になるわけではございません。これは現在の技術では全く不可能な

要素ですが、例えば通産の挙げておる技術といふた基盤技術として、例えれば、電子的に変換することなく、ケーブルではございませんで、もつとトータル的に通信の全過程を光によって貫くというような構造がございます。つまり、端末から端末までのあらゆる過程を光で、電子的に変換することなくケーブルではございませんで、もつとトータル的に通信の全過程を光によって貫くというような構造がございます。それは現在の技術では全く不可能な

要素ですが、郵政の場合は、革新的ないわゆるプロジェクトといふた基盤技術がほとんど限りなくゼロに近づいていくといふことでござりますので、ふうに考え方であります。

また、別の例で申し上げますと、最近のマイクロ時代を反映いたしまして、例えれば自動車あるいは飛行機といったような移動体における通信といふものがかなり急速に普及しつつあります。例え

中には、先ほど先生がお触れになられたようなものが基盤技術としておおむね頭の中にある、こう

いうことでございます。

○水田委員 そうすると、財源が限定されておる

ものですから、大体今私が指摘したような範囲の中で熱度の熱しておるものからとにかく選定して出していく、こういうことです。これは通産省

と郵政省の共管なんですが、新素材とかバイオテクノロジー、これはまあ農水も関係があるかもわかりませんけれども、先端エレクトロニクスある

中で熱度の熱しておるものからとにかく選定して出していく、こういうことです。これは通産省

と郵政省の共管なんですね。私が申し上げたのを見てると全部通産省ですね。私が申し上げたの

で郵政省絡みというのはテレトピアの放送だけな

んです。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管というけれども、内容的には当面郵政は

そのぐらいのものだというぐあいに理解してよろしいですか。

○奥山政府委員 テレトピア関係につきましては、先ほど福川局長からお話をありましたニューメディアコミュニティーとテレトピアは同様な扱いになりますけれども、内容的には当面郵政は

そのぐらいのものだというぐあいに理解してよろしいですか。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

それから、出資の点についてお触れになられました。今度の法案で考へているのは、郵政、通産の共管といふなことを例として申されました、出資については二つ考へております。

ば自動車電話もその一つでございますし、新幹線の電話もそうでございますが、このような現在開発されている移動体の電話、あらゆるモーバイルといいましょうか移動、人が歩くのも移動、航空機も移動、船舶も移動、自動車も移動、とにかく動くものはすべて移動ととらえまして、私どもの生活あるいは社会活動において存在して、移動しながら通信をするものを一つのトータル的なネットワークとして構築するという通信の将来の理想像がござります。これなども現在の、例えば自動車電話の技術などは格段に進ったといいましょうか不連続の技術になるわけでございまして、家庭であってもあるいは歩行者であっても自動車であっても飛行機であっても多様な伝送需要にいつでもアクセスできるような技術が開発される、開発しなければならないというのが全世界的な移動体通信のこれからの方針でございまして、C C I T T という I T U の委員会がござりますが、ここにおいてテレマティック計画というものがござります。これにはボストン電話、電話社会後的新しい電気通信の方式というものが描かれてゐるわけですが、欧米を問はず、このようなものが電気通信における基盤技術の一つの典型的な例ではないかと考えております。

ただ、これらを通じまして言えることは、電気通信といいますのはいずれもターミナルからターミナルへのネットワークでございますので、素材

も絡んでまいりますし、素子も絡んでまいりますし、伝送技術も絡んでまいりますし、交換技術も絡んでまいりますし、それから処理技術も絡んでまいりますので、あらゆる部面にそれらの電気通信を支える技術というものが開発されていかなければならぬといいうのが基本的な考え方でござります。

○水田委員 共管の問題については、最後の方でもう一遍通産、郵政、両省にお伺いしたいと思います。この法案の論議を通じまして、これはここ委員会だけじゃなくてほかでも常に民間活力という

言葉が出るのですが、民間活力というのは民間の金を使うということですか、知恵を使うということですか、技術開発についてはどうかを当てにしたもののかということをお答えいただきたい。

○村田国務大臣 これは大変難しい御質問です。現内閣がよく言つております、私も總理から直接よく聞くのでございますが、民間活力を最大限利用せよ、それからデレギュレーション、そういったことによって今まで非常にやりにくかったことをどんどんやっていけという御指示で、これは私は感覚的に受けとめて非常にすぐれた提案だと思うのです。まさにこれは民間の資金力を利用しなければいけないし、それから民間のすぐれた知恵も大いに活用する、この両方を含めておると思ひます。

具体的な表現の態様を見てみますと、よく予算委員会でも問題になりましたような国有財産の払い下げであるとか、あるいは関西国際空港に対する民間が多く出資をするとか、ああいうことが一つ一つ対応してまいるのでしようが、要は民主主義国家、自由経済国家が非常に進んできたものですから、そうなってくると官の行う役割といふのは相対的には小さくならざるを得ない、小さな政府といいう理想のことから考えますと、民間の資力も知恵も最大限利用して本当に高度の民主主義国家をつくろう、こういうふうに理解をいたしておるわけでござります。

○水田委員 都市再開発における民間活力とのことは全然違うと私は思うのです。先ほども言いましたように、基礎研究に関する限りは本来企業が長期にわたる大きなリスクを負うことはないが、なかなかできない。そして国际的に日本の産業構造を考えるときに、どうしてもそれに立ち向かうことになります。そのためには、政府の役割、政策的

そこで、この法律と直接は関係ない、外国との間ではございませんけれども、国有特許についての要件が一定の場合には、例えばその国有の特許を同研究では若干そういう点で考えておるわけですが、国がいろいろな研究で委託している。これがやりますと、この成果である特許権は国と共有するというようなことも一つのメリットになるかと思います。今後、そういう方向で委託研究費というのを出して研究をやっている。これをやりますと、この現行の法律の中ではそれが有、國のものになるわけですね。企業というのは利潤を追求していくという一つの本質的なものを持っていますから、こういうやり方だけでは、どうせ特許権は向こうに取られるんだ、企業の命運をかけるような超一流の研究者をそこへ全部つな込んでその委託研究をやろうというところにはならないことが、常に国が出しておる民間の委託研究費については言われているわけですね。もちろん金は国民の税金から出すわけですから、それをストレートに企業にだけということにはならないことがありますけれども、そういう実態をよく考えて、民間でも優秀な人もおるわけですから、国の研究をやつて、お互いに取つてもその国によって扱われるわけですね。ですから、そういう中で共同研究をやつて、お互いに取つてもその国によって扱われるわけですね。ですから、そういう中で共同研究をやつて、お互いに取つてもその国によって扱われるわけですね。ですから、もう一つは、金を借りて、民間でも優秀な人もおるわけですから、国の中でこれまでと違った仕組みを考えるようではあります。しかし実際には各国によって特許法は違つたわけですね。ですから、そういう中で共同研究をやつて、お互いに取つてもその国によって扱われるわけですね。ですから、もう一つは、金を借りて、民間でも優秀な人もおるわけですから、国の中でこれまでと違つた仕組みを考えるようではあります。

○福川政府委員 先生の御指摘ございましたように、私もとしても民間の活力、これはもちろん企業の経営能力、企画能力、技術能力、それからまた資金的な面もあるうかと思ひますが、今お話しのように国が委託研究をするということになりますと、金の方は委託ですから国が全額持つわけですが、そういう点では法律の趣旨をどうやつてうまく技術開発に結びつけていくかという点は大変重要な課題として検討してまいります。今回も委託研究によつて得たわけでござります。されまつた国有特許について、どのように民間に委託研究をやりやすくするような方法を考えています。政府やその国民に対しましては、当該特許権

そこで、この法律と直接は関係ない、外国との間ではございませんけれども、国有特許についての要件が一定の場合には、例えばその国有の特許を同研究でござりますけれども、ここで考えておりませんが、欧米の場合、通常自主取り決めというのが交わされるわけでございます。欧米の例をとりますと、共同研究のパートナーであります各國

等について通常実施権を無償または低廉で許諾するということが通例になっておるようございます。米国あるいは西ドイツ等のヨーロッパ諸国の中では、そのような体制になつておるわけあります。日本の場合は、先ほど先生御指摘のようになります。國有ということになつておるわけでございまして、その制度の仕組みが國際共同研究というものがやりにくくなるということでございまして、今回その範囲は政令にゆだねながらそういう道を開きたい、こういうのを今回の趣旨の一つに織り込んでおるわけでございます。

したがいまして、やや法律的に言えば、財政法

九条といつたような、現行の法制は、今申し上げまし

たような國際共同研究をやりにくいということについての例外を設ける、こういうことにいたしました次第でございます。

もとより、今御指摘のように、これを進めていきます場合には、諸外国がどういう実施取り決めを結ぶかということが非常に前提になるわけでございまして、私どもとしても、今後國際共同研究、今まで若干エネルギーでありますとか、いろいろな分野で進めておりますけれども、そういうたた国際共同研究について、諸外国がどういう仕組みをやつていこうかという点は十分調査をいたしました。今後双方の技術的な蓄積を生かし合うような格好でやつていく道を見つけたいと思っております。

その場合に、当事者がどうかというお尋ねでございますが、通常、民間の國際共同研究であれば民間の契約でやるわけでございますけれども、今

の財政法の絡みで出てまいりますのは、政府ベー

スの國際共同研究ということでございまして、この場合、日本の政府と、それから相手方は相手国

の政府あるいは公共団体あるいは国際機関ということが想定されるわけでございまして、それとの間で実施取り決めを結びます場合に、私どもとしては、諸外国がどういう状態であるかということを十分把握いたしました上で、この國際共同研究、第四条に書かれました規定の実施を図つてま

りたいと考えております。

○水田委員 それでは、次は、こういう先端技術

の研究開発というの大変リスクの大きいものだ

ということは、金利を含めて払え、成功しなかつた

場合は金利をかけてやる、こういう仕組みになつておるわけですね。成功したか、しないかという

のは何で判断するのか。例えば特許権を取ったと

きをもつてするのか、あるいは実際にいわゆる開

発研究が成功するというような時点までを考へておるのか、その点はいかがでしょうか。

○福川政府委員 確かに御指摘のように、研究開

発はいろいろの段階がございます。私どもが当面考へておりますのは、この試験研究の終了の時点におきまして、そのプロジェクトを採択いたしま

したときに決定をした技術開発目標がどの程度達成しているかといった達成度、あるいはまた、そ

のほか全体の経済諸情勢ということも考慮に入れなければならぬかと思ひますが、そういうことを想定して、採択時に特に目標を置きました技

術開発目標、これが達成したかどうか、こういうことを中心に考えて成功あるいは失敗の判断をいたすのがよろしいのではないかと考えております。

そこで、そこまで例えれば成功したと判断する、

そうすると特許権も別に関係ないわけですね。

○水田委員 そうすると、特許権も別に関係ない

わけですね。

そこで、そこまで例えれば成功したと判断する、

そうすると特許権はない、そこで開発された技術

というのは、これはどうなんですか、ほかには公表しないわけですか、ノーハウとして持つわけですか、どうなんですか。

それからもう一つは、ついでに言いますと、例えればこれは成功しなかったという判断を下した、

しかし、その間に至る研究開発で、大変違った周辺のノーハウを研究に携わった者がたくさん身につけるという場合、それは自由に使えるとい

うことになるのですかね、そこらあたりのところが成

功、不成功、これは金を借りて金利を払うか、払

わぬかにかかるわけですから、しかもそれは、

いわゆる国の金を使うということですから、明確にする必要があるんではないだろうか。

それからもう一つは、今言う不成功的の場合、金

利を払わなくていい、しかし、そのものについて

どうか、そういう点はどういう御検討をなさって

いますか。

○福川政府委員 通常成功をいたしたと

に、確かにその成功、不成功的判断をすること

は、特許権を取れたか取らなかつたかということ

と直接リンクはございませんが、成功いたした場

合には、通常特許を出願する、少なくとも特許を受ける権利は当然ある、こういうことになると思

いますし、通常その発明をいたしました、開発目標を達成いたしたという場合には、それなりの成績があるわけでございますから、通常の場合で

あれば特許を出願する、こういうことになると

思ひます。したがいまして、成功した場合はそ

ういうわけですから、その特許を申請するというこ

とになれば、それは当然それなりに世の中には公表されるということになります。

失敗した、不成功に終わった場合には、それが失敗した、不成功に終わつた場合には、確かにそ

れども、不成功に終わつた場合には、確かにそ

の周辺の技術データというのは、その実施をいたしました企業の中には属することになると思いま

す。それは失敗をしたそのファクトベースの技術

データというものは、それはそれなりに、ある意味ではノーハウに残るということはござりますけれども、今はそれは実施をいたしました、不成功に終わつたというわけでございますから、こういう

融資については、元本は返していただきますが、利子はいただかない、そういうことになりますけれども、その場合には、その周辺のノーハウといふのは企業に残る、こういうことになると思って

れます。これは革新的な技術と言えるのかどうか。光ファイバ

の導入では理解しにくいわけで、例えば

よくわからぬですね。本当にそういう点が厳密に論議されて、こういうものをこの中でやる、そし

て熟度が高まつておるものという判断、その中のある

郵政省の共管で、通産省の方は大体わかりました。こういうものだなという判断、その中のある

受け取る権利は当然ある、こういうことになると思

いますし、通常その発明をいたしました、開発

目標を達成いたしたという場合には、それなりの

成績があるわけでございますから、通常の場合で

あれば特許を出願する、こういうことになると

思ひます。したがいまして、成功した場合はそ

ういうわけですから、その特許を申請するというこ

とになれば、それは当然それなりに世の中には公

表されるということになります。

失敗した、不成功に終わった場合には、確かにそ

れども、不成功に終わつた場合には、確かにそ

の周辺の技術データというのは、その実施をいたしました企業の中には属することになると思いま

す。それは失敗をしたそのファクトベースの技術

データというものは、それはそれなりに、ある意味

ではノーハウに残るということはござりますけれども、今はそれは実施をいたしました、不成功に

終わつたというわけでございますから、こういう

融資については、元本は返していただきますが、利子はいただかない、そういうことになりますけれども、その場合には、その周辺のノーハウとい

ふのは企業に残る、こういうことになると思って

ります。

○水田委員 そうすると、成功、不成功は、まあ

成功したら当然特許を取るだろうということです

が、特許を取る、取らないが成功、不成功の判断

になります。

そこで心配するのは、共管でありながら、私ども金を出すべきだ、けちけちするべきじゃない。

そこで電線のもうけとか専売のもうけをこっちへ持ち込んで、向こうの話は参議院でまだ小委員会

でやるというのに、先に使いたい道だけ考えておる、こういう点に私どもは大変に不信感を持っているだけで、内容的にはそういうことなんですが、同時に、実は共管になつておるけれども、そういう財源のあれから考えて、私どもは商工委員ですから、通産この程度がまだ少ないなと思っているのですが、郵政の関係の仕事が十分これで実際保証されるのかどうか。

それから内容的に、今の答弁からいって、通産はある程度のもの頭に描きながら、既に研究に取り組んでおるもの等を選定する、郵政省の方が大変仕事量で少なくなつてくるのじやないかといふ心配もあるし、同時に、人事その他は通産省が握るわけですね。共管にはなつておるけれども、実際には郵政省の担当の研究開発分野というのが縮まつていくのじやないかといふ感じもします。そちらで、そうなれば、通産省、郵政省の間にいろいろ繩張り争いというのが起こつて、うまいこといかないじやないか。これは何人から生い立ちからいって、そもそもお互いに、通産省は、産業技術センターで一般財源と開銀の金でやろうとしたのですね。それはそれでそれをふやしていけば通産省としては筋が通る。郵政省の方は、電気通信振興機構というのをつくつて、そういうものにその金をぶち込んでいこう、こういう構想が、これは大蔵省等のあれもあり、なかなかまとまらぬでこいつになつた。だから、生き立ちはが、最初からそういう点が、何年も論議をして熟して、それじや、これとこれとをお互いにやろう、その中ではこうしうやあいにやろうといふ、いわゆる仕分けがまだはつきりできていなうと思うのです。そういう中ですから、今後についてはどうしても心配になるのですが、これはそういう点で心配のない運営ができるのかどうか、これは通産省と、郵政省もおいでいただいておると思いますので、両方からお答えをいただきたいと思います。

○福川政府委員 この運用に關してでござります

○奥山政府委員

結論を申し上げる前に、郵政省

けれども、私どもは、確かに御指摘のよう、産業技術センターという構想で予算の要求をいたしましたが、最終的には、政府予算を決定する段階で郵政省の基盤技術の研究開発と一体として行なわれることになったわけでございます。しかし、私どもいたしましても、この情報化というのは、一般的の産業のハイテク化と並びまして、これから重要な点でございまして、また特

に、これから情報化社会が進む、あるいはハイテク化が進む、その他また新素材、バイオテクノロジー等いろいろ出てくるわけであります。

でこれから重要な点でございまして、その中には光の交換

は、光そのものを直接増幅してあるいはスイッチングをするといったようなことが可能になること

が予見されております。つまり、光そのものを全

然何らの変換、変更もなく通信技術として使おう

といふことでございまして、その中には光の交換

技術もありますし、光のIC技術もありますし、

これは、いわば形式だけを整えて本當

でござりますます、日本が国際社会で生きていくためには必要な組織なんですね。ただ、いわゆ

る行革といいますか、臨調から、新しい第三セクターやいうのは、こういう項目で、一つづくた

めになくするということなんですね。実際には、実

体はなくならぬわけです、新しく一つできるわ

けですから。これは、いわゆる形だけを整えて本當

の意味での行革にならぬ。そういう点では、本當

の行革なら、役の終つたものはなくなる、それ

で似たようなものなら一緒にする、そうやって本

當の意味での改革をやるのが私は行政改革のあり

たがいまして、そういう意味では、国民経済ある

一

に、通産省の所管いたしますいろいろな機械、ハードの部分あるいは情報処理の部分と郵政省の信関係といふのは大変密接に絡む面があるわけであります。

ございまして、そういう意味では、国民経済ある

いは国民生活の基礎となるものという意味では両

省のものが共通する、かように考えておるわけで

あります。

したがいまして、私どもとしても、この法律を

つくります、成案を得ます過程におきまして、郵

政省とは緊密な連絡をとつてこの成案を成文化し

てまいりました。また、センター自身も、できる

限りセンターの自主性を尊重する、こうしたこと

で運用をしてまいるわけでございます。あるいは

とかくいろいろ御懸念がおありかもしれません

が、私どもとしては郵政省とも十分連絡をとつ

て、先ほど申しましたような趣旨でございま

す。

○水田委員 議事進行に協力の意味で、もうあと

一問で終わります。

○水田委員 この、一緒に出ております貿易研修センター法

を廃止する法律であります、これは特別認可法

人から財團法人に組織を変更されるわけでありま

す。これは仕事が終わつたわけではなくて、仕事

でござりますます、日本が国際社会で生きてい

くためには必要な組織なんですね。ただ、いわゆ

る行革といいますか、臨調から、新しい第三セク

タ

一

たがいまして、私どもとしても、この法律をつくります、成案を得ます過程におきまして、郵政省の意味におきましては、もし先生が通産省の技術開発の方にイメージをはつきりと抱かれるのでございましたならば、基本的に私は、私どもの技術開発として目指すのも同様なお考えにおいて御理解いただけるのではないかと思ひます。

なお、先生が先ほどおっしゃいました。これが通産省とのいわゆる連携、連絡の問題でございましたように、今回の法案ができ上がるまでの予算の編成過程以降の経緯を私どもも十分かみしめまして、法案の立案過程はもちろんでござりますが、今後法案が通りました暁における実際の設立並びにその後の運用におきましても、通産省と密接に連絡、連携をとりながら取り運んでまいりたいと考へております。

○水田委員 議事進行に協力の意味で、もうあと

一問で終わります。

○水田委員 民間活力というの

は、さつきも申し

上げたようだに、そう簡単には使つてもらつては困る。何でも民間活力で、とにかくこれを特殊法人から財団にするとか、そんな言い方でやめてほしいと思うのですよ。そんな意味じゃないでしよう。本来、私が言つたように、どちらも必要なんですよ。貿易研修センターをなくするんならないですよ。そういう法律を出せばいいんです。必要なまますます深まつておる。そして、もう一つ法人を通産関係の中へつくるからそれは減らさないといふ臨調の指摘によつてやつておる。そういうこまかしをやめたらどうですか。それに民間活力なんというのはつけぬ方がいいです。だから、必要なんだということを我々も否定はしません。

これ以上言いませんが、以上で終わります。

○粕谷委員長 水田稔君の質疑は終了いたしました。

であり、したがって、同センターを政府関係機として設立するには反対であるという態度をりました。

実際、この間の同センターの研修生の受け入状況を見ますと、通産省の説明でも、大商社・手メーカー、大銀行等から派遣された研修生が体の八割以上を占め、中小企業の利用は八分程度という状況であり、まさに我が党の指摘を裏づけています。

今回政府より提出されている法案は、同センターを財團法人化するとはいえ、別途提出される基礎技術研究円滑化法案による新規の特別認定法人を設立するための、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトのための法案にすぎず、その精神は、同センターの組織形態を変えただけで、商業中心の同センターの機能は従来のまま温存してしまうものであります。このことは、同セン

タ 度 全 と 関
け け
大 す。
第二に、同センターの解散、清算後の残余財産については、国家財政の破綻が大問題となつてゐる折から、その残余財産のうち政府関係出捐金と相当する部分は当然国庫へ回収すべきとするものであります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)
○柏谷委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○粕谷委員長 これより討論に入ります。
基盤技術研究円滑化法案並びに貿易研修センタ
ー法を廃止する等の法律案及びこれに対する修正
案を一括してそれぞれ討論を行います。
討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田原隆君。

○田原委員 私は、自由民主党・新自由国民連
合・公明党・国民会議及び民政党・国民連合の三
党を代表して、両法律案に賛成の討論を行うもの
であります。

まず、基盤技術研究円滑化法案について申し上
げます。

我が國は、戦後四十年間、比較的恵まれた国際経済環境のもとで歐米諸国からの先進的な技術を導入し、国民のたゆまざる努力によって経済発展をなし遂げてまいりました。今後におきましても、我が国が資源エネルギーや国土等の諸制約を克服し、国民の価値観の多様化や生活の質的向上へのニーズの高まり等に適切に対応しつつ、経済社会の発展基盤を中心期的に維持し、充実させていくためには、技術の進展がその原動力として重要な役割を果たしていくことは言うまでもないこ

とであります。
　　今日、世界経済は、新たな技術革新の胎動期にあると言われております。とりわけ、新素材、マイクロエレクトロニクス、電気通信、バイオテクノロジーなどの分野における技術開発は、国民経

済や国民生活の基礎の強化に大きく寄与するものであり、基盤技術として位置づけられております。こうした基盤技術の研究開発を一層促進し、技術革新の胎動を一段と確実なものとして大きく開花させていくことは、我々の世代の責務であります。

こうした技術開発の重要性に対する認識は、今や世界各国においても共通なものとなっており、欧米諸国では、現在、国を挙げて先端的な技術開発に取り組んでおります。我が国としても、国際経済社会の有力な一員となつた今日、技術開発は、世界経済の発展と人類の福祉向上に資する観点からも積極的に取り組まなければならない課題ともなつております。

そのためには、創造性に富む自主技術の開発促進が重要であり、また、産業経済活動や国民生活の充実を図る上で波及効果の大きい基盤技術の研究開発の推進が必要であります。それに基盤、応用研究段階からの取り組みが必ずしも十分でなく、しかし、我が国は、欧米諸国に比較して基礎、応用研究段階の取り組みが必ずしも十分でなく、今後、これに格段の努力を傾注していくことが必要であることは、議論の余地のないところであります。

基礎、応用研究段階においては、従来から国が大きな役割を果たしてきておりますが、我が国の研究開発活動は、その投資額で民間企業が約七割を占め、民間主体で行われているという現状にあります。したがって、我が国の基礎技術の研究開発を、効率的に推進していくためには、民間がその活力を最大限に發揮していくよう環境条件の整備を図ることが喫緊の課題となつてゐるのであります。

本法律案は、以上のような認識のもとに、民間において行われる基礎技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基礎技術の向上を図るための措置として、国有財産を弾力的に活用し得る道を開くほか、民間において行われる基礎技術に関する試

験研究を円滑に推進するための機関として、特別認可法人基盤技術研究促進センターを設立するものであり、まことに時宜に適した措置であると考えます。

特に、基盤技術研究促進センターについては、民間が行う試験研究に必要な資金を供給する出融資業務を始めとして、国立試験研究所と民間とが行う共同研究の促進、海外の研究者の招聘、情報の収集、提供など、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に資するための業務を総合的に推進するものであり、民間の創意と活力が十分發揮されるよう適切な運営を図ることにより、我が国の基盤技術の向上に大きな効果が期待できるものであります。その意味で、本法律案であります。

二十一世紀の到来を控え、我々の世代は、次世代に残すべきものを真剣に考えていかなければなりません。最近における先端的な技術の萌芽は、二十一世紀における新技術文明の幕あけを告げるものとも言われております。これを将来に大きく開花させていくためにあらゆる努力を傾注していくことが、我々の世代に課された責務であります。

基盤技術研究円滑化法案は、まさに我々に課されている責務に具体的にこたえていくためのものであります。私どもは、本法律案にもる手を挙げて賛成の意を表す次の次第であります。

次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について申し上げます。

本法律案は、今後、ますます複雑多岐化が想定される国際経済情勢に適時適切に対応できる人材を養成するためには、貿易研修センターの運営を民間にゆだね、民間の活力と創意を生かす体制をとることが、より効果的であるとして提案されたものでありまして、引き続き公益的立場で展開される事業活動に対し、設立当時に支出了された財政資金が活用されることは、国民経済

的観点から見ても十分理解できるところであります。

特に、基盤技術研究促進センターの解散をめぐる改正案は断固拒否すべきものであります。

以上、基盤技術研究円滑化法案に対する修正案に反対し、原案に賛成するものであります。

○柏谷委員長 浜西鉄雄君。

○浜西委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、基盤技術研究円滑化法案に対する反対理由を五つに絞って述べることにいたします。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

二つ目。本法律案は、この定義において通産省または郵政省の所掌に係るものに限定されているが、この際、総合的に各省省が連携して技術開発を進めるべきであると考えます。

また、今回の定義についてははなはだいまいおむね通信技術、ネットワークなど、そのガイドラインはおよそわかるが、通産省の所掌に係るものは、おもね複雑多岐にわたっており、どの分野まで及ぶのか整理が困難であるが、これはいずれ整理をすべきであります。

三つ目。日本が技術立国として生きしていくためには、ハイテク時代になくてはならない新素材の開発を含めた先端技術の研究開発に向けての基盤法規も必要となります。このことは、三月二十

九日、本委員会に出席された四名の参考人の見解も、多少の差異はあるにしても、工学、化学などの基礎研究の必要性を述べておられるのは納得できます。ところが、現状は研究の内容と所掌がはつきりしていない、そういう問題がいろいろあるわけです。例えば、シリコン半導体にかわって、ジヨセフソン素子、HEMT半導体素子、ガリウム砒素半導体素子の集積化の研究開発が進めています。

以上をもつて討論を終わります。(拍手)

○柏谷委員長 浜西鉄雄君。

○浜西委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、基盤技術研究円滑化法案に対する反対理由を五つに絞って述べることにいたします。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

模であります。やはり何といつても基礎、応用の研究分野にウェートを占める大学とのタイアップを重視した、いわゆる産学官一体となつた研究開発に大幅な予算の裏づけを行って、国を挙げて取り組むべきだと思います。しかも、民間の意見を反映に最大限努力することはもちろん、新電力の株式が産投会計に帰属することに十分に留意した運営です。

以上、五項目の問題点の解決について今後とも検討改善すべき事項を留保し、このままの内容で是賛成するわけにはいかないことを表明して、反対の討論といたします。

なお、貿易センター法を廃止する等の法案に対する修正案についても反対するものであります。

○柏谷委員長 浜西鉄雄君。

○浜西委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、基盤技術研究円滑化法案に対する反対理由を五つに絞って述べることにいたします。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

まず一つ、基盤技術研究を円滑化するという発想についてはいささかも反対するものではありません。特に、技術立国を目指す我が国においてはせん。特に、技術立国を目指す我が国においては重要な課題であると考えます。

本法案に反対する第一の理由は、それが国民本位の行政改革に逆行するものだからであります。

認可法人基盤技術研究促進センターの創設は、

産投会計に帰属する日本電信電話株式会社の株式

の三分の一の配当収入などをセンターを通じて大

企業の思いのままに配分することや、国の研究者、試験研究施設、特許権などを大企業の思いのままに利用させる規制緩和措置など、国民党が願う

行政改革に全く無縁であるばかりか、政官財の瘤

着構造を一層拡大することは明らかであります。

本法案に反対する第三の理由は、基礎的研究、創造的研究を前進させるため、我が国の科学技術

政策全般を改め、その方向で確立しなければならぬとき、本法案はその方向に全く沿わないからであります。

政府も認めていた我が國の基礎的研究のおくれ

を克服するためには、その面で中心的役割を果たすべき大学、国立研究機関の基礎的研究費を抑えたり減らしたりすることをまず改めるべきであります。本法案は、政府の科学技術政策のこのようないいとこ、本法案はそのまま沿わないからであります。

政策全般を改め、その方向で確立しなければならぬとき、本法案はその方向に全く沿わないからであります。

政府も認めていた我が國の基礎的研究のおくれ

を克服するためには、その面で中心的役割を果たすべき大学、国立研究機関の基礎的研究費を抑えたり減らしたりすることをまず改めるべきであります。本法案は、政府の科学技術政策のこのようないいとこ、本法案はそのまま沿わないからであります。

政策全般を改め、その方向で確立しなければならぬとき、本法案はそのまま沿わないからであります。

統いて私は、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について、修正案に賛成、原案に反対の討論を行ふものであります。

以下、その理由を述べます。

今回政府提出に係る原案は、別途提出されてい

る基盤技術研究円滑化法案による新規の特別認可

法人を設立するためのスクラップ・アンド・ビル

による、いわば数合わせのためであり、しかも

貿易研修センターを財團法人化し、組織形態を変

えただけで、大企業中心の同センターの機能をそ

のまま温存しようとするものであります。

このことは、同センターの財産を一般会計及び

政府関係機関より出捐した十五億円も含めて、定

款変更についての通産大臣の認可のみを条件に、そつくりそのまま財團法人へ引き継がせようとす

ることからも明らかであります。これは、我が党

としては到底容認のことのできないものであ

り、その是正は既に提案された修正案による以外

ないとも考えるものであります。

以上の理由によつて、私は修正案に賛成、原案

に反対の意思を表明して、討論を終わります。

○柏谷委員長 これにて討論は終局いたしまし

た。

以上の理由によつて、私は修正案に賛成、原案

に反対の意思を表明して、討論を終わります。

○柏谷委員長 これにて討論は終局いたしまし

た。

以上の理由によつて、私は修正案に賛成、原案

に反対の意思を表明して、討論を終わります。

○柏谷委員長 これより採決に入ります。

本法案に反対する第四の理由は、国からの助成

の結果である研究開発の成果を軍事的に利用させ

ます。基盤技術研究円滑化法案について採決いたしました。

○柏谷委員長 これより採決に入ります。

本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柏谷委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

〔賛成者起立〕

○柏谷委員長 次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案について採決いたします。

○柏谷委員長 起立多数。よつて、本修正案について採決いたしました。

○柏谷委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柏谷委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

○柏谷委員長 これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柏谷委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○柏谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名が

附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。長田

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存しますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○長田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

基盤技術研究円滑化法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、基盤技術に関する試験研究の一層の円滑化を図るため、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 基盤技術に関する基礎研究、応用研究を中心とした試験研究を積極的に推進するため、基盤技術研究促進センターの事業運営に必要な資金の充実に努めること。

二 基盤技術研究促進センターの運営については、民間の活力が發揮されるようセンターの自主性の尊重と民間の意見の反映に留意し、いやしくも、綻割り行政の弊害が生じないよう対象案件の重要性に即した効率的な資金配分ができるよう、その運用に万全を期すること。

三 中小企業が本法の施策を十分に活用することができるよう、その運用に万全を期すること。

四 国による委託研究開発制度の運用については、民間の研究意欲の向上に資するため、その成果たる特許権等の取扱いの弾力化を図ること。

五 創造的な技術開発を推進していくためにかんがみ、国と民間との研究者の交流、予算の取扱いについて早急に現行諸制度を見直し、所要の改善に努めること。

六 國際経済社会への積極的貢献を果たすため、国際研究協力の一層の推進に努めるこ

と。

七 民間では実施できない試験研究を積極的に推進していく観点から、國の試験研究機関の研究開発費の充実に努めること。

○宮田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存しますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○柏谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名が

附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。宮田

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存しますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○柏谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名が

附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。宮田

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存しますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○柏谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名が

附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。宮田

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存しますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○柏谷委員長 本案に対し、渡辺秀央君外二名が

附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。宮田

以上であります。

第一類第九号 商工委員会議録第九号 昭和六十年四月三日

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

貿易研修センターが引き続ぎその機能を發揮するよう、教課内容の改善、国際交流の充実等の事業運営について十分な指導、協力をを行うとともに、寄附金に関する税制面について適切な措置

を講じ、民間資金の円滑な導入が図られるよう配慮すべきである。

以上であります。附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

○粕谷委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました両案に対するそれぞれの附帯決議に関し、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通産大臣。

○村田國務大臣 ただいま御決議をいたしました。それぞれの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して遺憾なきを期してまいる所存でござります。

○粕谷委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

貿易研修センターが引き続ぎその機能を發揮する

業運営について十分な指導、協力をを行うとともに、寄附金に関する税制面について適切な措置

を講じ、民間資金の円滑な導入が図られるよう配慮すべきである。

以上であります。附帯決議案の内容につきましては、審議の経過

及び案文によって御理解いただけると存じます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○粕谷委員長 次に、内閣提出、商工組合中央金

庫法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

これより趣旨の説明を聴取いたします。村田通

産大臣。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

【報告書は附録に掲載】

○村田國務大臣 次に、内閣提出、商工組合中央金

庫法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

これより趣旨の説明を聴取いたします。村田通

産大臣。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

【本号末尾に掲載】

○村田國務大臣 商工組合中央金庫法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案理由及び要

旨を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、昭和十一年に政府と中

小企業者の組合との共同出資に基づいて設立され、

正する法律案につきまして、その提案理由及び要

旨を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、昭和十一年に政府と中

小企業者の組合との共同出資に基づいて設立され、

正する法律案につきまして、その提案理由及び要

旨を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、昭和十一年に政府と中

小企業者の組合との共同出資に基づいて設立され、

正する法律案につきまして、その提案理由及び要

旨を御説明申し上げます。

には、その所期の役割、機能を十分に發揮し得ないことが懸念される状況となってきております。

したがいまして、商工組合中央金庫が、その課

を行いう必要があります。

かかる趣旨にかんがみ、今般、商工組合中央金

庫法の改正を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し

上げます。

第一に、昭和十一年の設立認可の日より五十年

となつている存立期間に関する規定を削除いたし

ます。

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し

上げます。

第二に、金融環境等の変化に対応して業務の整

備充実を図ります。

その一として、商工組合中央金庫の資金調達の

大宗を占めている商工債券の販売力を今後とも維

持していくため、債券総合口座、国債割引債口座

等の金融商品を他の債券発行銀行並みに提供し得

るようになります。すなわち、新たに、国債等の窓

口販売等を行い得るようにするとともに、所定の

範囲内において、商工債券または国債等の所有者

からの預金の受け入れ、当該商工債券または国債

等を担保とする貸し付け等の業務を行い得るよう

になります。

その二として、所属団体またはその構成員に関

する業務の充実を図るため、長期貸し付けに係る

期間及び方法の制限の撤廃、国債等の窓口販売そ

の他の業務、有価証券の貸し付け等の業務を行ひ

得るようになります。

その三として、所属団体等の事業活動の円滑化

に資する等のため、所属団体等が設立した海外現

地法人、中小規模の事業者による共同出資会社等

に対し貸し付けを行い得るようになります。

第三に、余裕金の運用に関する規定の整備、副

理事長の設置等役員に係る規定の整備を行ひう

る。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に

に対する修正案

貿易研修センター法を廃止する等の法律案の一

件につきましてお詫び申しあげます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよ

うお願い申しあげます。

○粕谷委員長 これまで趣旨の説明は終わりまし

た。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま

す。

○粕谷委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件につきましてお詫び申しあげます。

本案審査中、商工組合中央金庫から参考人の出

席を求めて、意見を聽取ることとし、その人選及

び日時につきましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。

○粕谷委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件につきましてお詫び申しあげます。

本日につきましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。

本日につきましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。

次回は、来る五日金曜日午前九時五十分理事

会、午前十時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に

に対する修正案

貿易研修センター法を廃止する等の法律案の一

部を次のよう修正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(貿易研修センターの解散)

第一条 貿易研修センターは、この法律の施行の

時において解散する。

第三条 貿易研修センターは、解散した場合にお

ける二つの目的を達成するため、所持する財産を

清算する。

（貿易研修センターの設立）

第三条 貿易研修センターは、解消した場合にお

ける二つの目的を達成するため、所持する財産を

めに出えんをした者に対し、その出えんをした額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定の適用については、国がその資本金の全額を出資している法人のした出えんは国

のした出えんとみなす。

3 第一項の規定により残余財産が分配された後において、なお剩余を生じたときは、その剩余財産は、國庫に帰属する。

(再就職の援助等)

第四条 国は、貿易研修センターの職員の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

第五条 第三条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は残余財産について出えんをした額に応じない分配をし、若しくは出えんをした額を超える分配をした貿易研修センターの清算人は、三万円以下の過料に処する。

附則第一項中「公布の日」を「昭和六十一年四月一日」に改め、同項ただし書き削除。附則第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第七項を附則第八項とし、附則第三項から第六項までを削り、同項中「(第二条に規定する貿易研修センターについては、同条の規定によりなお効力を有することとされる旧法の失效前)」を削り、同項第三項とする。

附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。(貿易研修センター法の廃止に伴う経過措置)

2 旧法(第二十二条及び第三十三条を除く)は、貿易研修センターの解散及び清算に關しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)

の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条第二項第二号中「第四号、第七号及第十六号」を「第六号及第十五号」に改める。

第二十三条中「第一項第四号」を「第一項第一号及第四号」に、「及理事」を「副理事長及理事」に改める。

第二十四条中「一人」の下に「副理事長一人」を加える。

第二十五条第二項中「理事長」の下に「及副理事長」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第二十六条第一項中「理事」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

副理事長及理事ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ命ズ

第二十七条第一項中「主務大臣」の下に「ノ認可ヲ受ケ理事長」を「市街地再開発組合」の下に「(以下此等ヲ「出資資格団体」と総称ス)」を加える。

第二十八条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十九条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十一条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十二条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十三条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十四条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十五条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十六条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十七条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十八条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十九条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十一条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十二条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

第二十八条第一項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 左ニ掲タル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

六 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員ハ次条ニ規定スル法人

七 第二十八条ノ四第一項第二号イニ掲タル法人ニシテ同号ノ業務ノ相手方タルモノ

八 公共団体其ノ他官利ヲ目的トセザルノ」を、「代理スルコト」の下に「(第二十八条第一号及第十六号)」を「及第二号」に改める。

第二十九条ノ三を削り、第二十八条ノ四第一項第十二号を「輸出」を「貿易」に、「乃至第

四号」を「及第二号」に改める。

第二十八条ノ三とし、同条の次に次の三条を加える。

項第八号並ニ第二十八条ノ六第一項第一号及第二号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク」を加え、同条を

第二十八条ノ三とし、同条の次に次の三条を加える。

六 前号ニ掲タル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券ト本邦内ニ住所又ハ居所(法人ニ在リテハ主タル事務所)ヲ有スル者以外ノ者(以下

六 前号ニ掲タル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券ニ有価証券、貴金属其ノ他ノ物品ノ保護預リ

第一項第一号ノ業務ニ該當スルモノヲ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ當該業務ノ遂行ヲ妨げザル限度ニ於テ左ニ掲タル業務ヲ營ムコトヲ得

第一ニ左ニ掲タル者ニ對シ貸付又ハ手形の割引ヲ

人

三 工債券又ハ國債等ノ所有者ニ対シ當該商工債券又ハ國債等ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト	四 左ニ掲タル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ當該者ニ対シ當該預金ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト
イ 出資資格団体ノ構成員	ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員ハ公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人ニ非居住者
前項各号ノ業務ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一項第五号ノ業務ノ外左ニ掲タル業務ヲ營ムコトヲ得
第二十八条ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第一号及第二号ノ業務ニ係る債権ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テ当該債権ニ係る債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコト	第一項第六号乃至第九号及第十一号ノ業務ノ外第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨げざル限度ニ於テ左ニ掲タル業務ヲ營ムコトヲ得
二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入セントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト	一 国債等ノ引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク)及当該引受ニ係る国債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト
三 商工債券又ハ國債等ノ所有者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト	二 国債等ニ係る引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノニ限ル)、募集若ハ売出ノ取扱(前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)又ハ不特定且多數ノ者ニ對スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト
四 左ニ掲タル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト	三 金銭債権(命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト
イ 電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ商工組合中央金庫ガ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ	商工組合中央金庫ハ前項第一号又ハ第三号ノ業務ヲ營マントキハ其ノ内容及方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ此等ヲ変更セントスルトキ亦同ジ
ロ 第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル業務ノ代理ニ係る貸付ヲ受ケタル者	前項ノ認可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
ハ 前条第一項第一号ロ、ハ及ホ並ニ第二号ニ掲タル者ニシテ商工組合中央金庫ガ第二十九条ノ二を削る。	第二十九条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に改め、同項第一号中「国債証券、地方債証券」を「国債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。
四 前二号ニ掲タル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル金銭債権(証書ヲ以テ表示セラルモノニ限ル)ノ取得ヲ為スコト	第五十一条第一項中「理事長」の下に「副理事長」を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。
ノ 前項第一号又ハ第二号	第五十二条中「理事長」の下に「副理事長」を加え、「一千円以上三万円」を「三十万円」に改める。
ハ 前二号及イ乃至ハニ掲タル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト	第五十三条中「千円以上一万円」を「十万円」に改める。
シ 前項ノ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ガ	第六十二条を削る。

直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ同項ノ認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ	第一項の規定により評議員として任命されたものとみなす。
第七章を第八章とし、第六章の次に次の第一章を加える。	第七章
四十九条ノ一 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ制定シ又ハ改廃スル場合ニ於テハ夫々政令又ハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラル範囲内ニ於テ所要ノ経過措置(罰則ニ關スル経過措置ヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ	第四十九条ノ一 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ制定シ又ハ改廃スル場合ニ於テハ夫々政令又ハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラル範囲内ニ於テ所要ノ経過措置(罰則ニ關スル経過措置ヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ
第五十条第一項中「理事長」の下に「副理事長」を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。	第五十条第一項中「理事長」の下に「副理事長」を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。
第五十二条中「理事長」の下に「副理事長」を加え、「一千円以上三万円」を「三十万円」に改める。	第五十二条中「理事長」の下に「副理事長」を加え、「一千円以上一万円」を「十万円」に改める。
第五十三条中「千円以上一万円」を「十万円」に改める。	第五十三条中「千円以上一万円」を「十万円」に改める。
第六十二条を削る。	第六十二条を削る。
附 則	附 則
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
2 主務大臣は、この法律の施行後遅滞なく、商工組合中央金庫の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に、改正前の第十五条第二項第一号の規定により登記されている存立期間に係る事項の抹消の登記を嘱託しなければならない。	2 主務大臣は、この法律の施行後遅滞なく、商工組合中央金庫の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に、改正前の第十五条第二項第一号の規定により登記されている存立期間に係る事項の抹消の登記を嘱託しなければならない。
3 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、その登記をしなければならない。	3 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、その登記をしなければならない。
4 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事である者は、その際改正後の第二十六条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。	4 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事である者は、その際改正後の第二十六条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。
5 この法律の施行に際現に商工組合中央金庫の評議員である者は、その際改正後の第二十七条	5 この法律の施行に際現に商工組合中央金庫の評議員である者は、その際改正後の第二十七条